

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 エグゼクティブ・ディレクター ファブリス・マス
(Fabrice Mas)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 金光 由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUGC GSケイマン・ファンド -
GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
(MUGC GS Cayman Fund -
GS Australia Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

米ドルクラス受益証券：
30億米ドル(約4,610億円)を上限とする。

豪ドルクラス受益証券：
30億豪ドル(約3,239億円)を上限とする。

円クラス(為替ヘッジあり)受益証券：
3,000億円を上限とする。

米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券：
30億米ドル(約4,610億円)を上限とする。

(注1)各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨(以下「クラス通貨」という。)とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス(為替ヘッジあり)受益証券については日本円(以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。)とする。

(注2)特段の記載がない限り、各外国通貨の円貨換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=153.66円および1豪ドル=107.96円による。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年3月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、投資リスクの参考情報等を更新するため、さらに、ファンドの設立地における目論見書が変更され、原届出書に訂正すべき事項がありますのでこれらを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートをを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正箇所の内容】

(1) 原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

| 原届出書 | | 半期報告書 | | 訂正の方法 |
|--|----------------|--------------|------------------|-----------------|
| 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 | () 資本金の額 | 4 管理会社の概況 | (1) 資本金の額 | 更新 |
| 5 運用状況 | (1) 投資状況 | 1 ファンドの運用状況 | (1) 投資状況 | 更新 |
| | (3) 運用実績 | | (2) 運用実績 | 追加 または 更新 |
| | (4) 販売及び買戻しの実績 | 2 販売及び買戻しの実績 | | 追加 または 更新 |
| 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 | | 3 ファンドの経理状況 | | 追加 |
| 第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 | (1) 資本金の額 | 4 管理会社の概況 | (1) 資本金の額 | 更新 |
| 2 事業の内容及び営業の概況 | | | (2) 事業の内容及び営業の状況 | 更新 |
| 3 管理会社の経理状況 | | 5 管理会社の経理の概況 | | 更新 |

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

MUGC GSケイマン・ファンド - GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド (MUGC GS Cayman Fund - GS Australia Hybrid Securities Fund) (以下、「本サブ・ファンド」または「サブ・ファンド」といい、MUGC GSケイマン・ファンド (MUGC GS Cayman Fund) を「トラスト」という。)の運用状況は以下のとおりである。

(1) 投資状況(資産別及び地域別の投資状況)

(2026年4月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計 (豪ドル) | 投資比率 (%) |
|------------------|--------|--------------------------------|-------------|
| 投資信託 | アイルランド | 801,743,822.52 | 95.26 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | 39,935,606.55 | 4.74 |
| 合計 (純資産総額) | | 841,679,429.07 (約96,187百万円) | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 各外国通貨の円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=160.39円および1豪ドル=114.28円による。以下同じ。

(注3) 各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨(以下「クラス通貨」という。)とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券は米ドルとし、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス(為替ヘッジあり)受益証券については日本円(以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。)とする。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

(参考情報)

マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド)

(2026年4月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計 (豪ドル) | 投資比率 (%) |
|------------------|----------|--------------------------------|---------------|
| 先物 | オーストラリア | 996,407,539.32 | 125.38 |
| 社債 | オーストラリア | 455,001,480.87 | 57.25 |
| | フランス | 72,877,637.00 | 9.17 |
| | 英国 | 57,850,289.40 | 7.28 |
| | スイス | 20,852,985.00 | 2.62 |
| | アメリカ合衆国 | 20,340,435.00 | 2.56 |
| | スペイン | 19,576,100.00 | 2.46 |
| | ニュージーランド | 15,953,823.65 | 2.01 |
| | ドイツ | 15,934,042.00 | 2.01 |
| | オランダ | 8,641,270.00 | 1.09 |
| | 優先証券 | オーストラリア | 72,812,734.49 |
| 投資信託 | オーストラリア | 19,512,673.45 | 2.46 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | - 981,049,964.41 | - 123.45 |
| 合計 (純資産総額) | | 794,711,045.77 (約90,820百万円) | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年4月末日前一年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<米ドルクラス受益証券>

| | 純資産総額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|-----------|----------------|----------------|------------|-----|
| | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 |
| 2025年5月末日 | 45,097,992.51 | 7,233,267,019 | 4.92 | 789 |
| 6月末日 | 48,532,031.67 | 7,784,052,560 | 5.01 | 804 |
| 7月末日 | 64,700,571.58 | 10,377,324,676 | 4.94 | 792 |
| 8月末日 | 66,491,949.94 | 10,664,643,851 | 5.04 | 808 |
| 9月末日 | 69,135,723.12 | 11,088,678,631 | 5.10 | 818 |
| 10月末日 | 69,695,707.66 | 11,178,494,552 | 5.05 | 810 |
| 11月末日 | 69,522,142.29 | 11,150,656,402 | 5.03 | 807 |
| 12月末日 | 71,245,697.68 | 11,427,097,451 | 5.12 | 821 |
| 2026年1月末日 | 92,511,701.30 | 14,837,951,772 | 5.37 | 861 |
| 2月末日 | 97,355,461.57 | 15,614,842,481 | 5.46 | 876 |
| 3月末日 | 96,572,588.18 | 15,489,277,418 | 5.18 | 831 |
| 4月末日 | 103,827,307.74 | 16,652,861,888 | 5.45 | 874 |

(注) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいない。以下同じ。

<豪ドルクラス受益証券>

| | 純資産総額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|-----------|----------------|----------------|------------|-----|
| | 豪ドル | 円 | 豪ドル | 円 |
| 2025年5月末日 | 319,274,937.26 | 36,486,739,830 | 8.30 | 949 |
| 6月末日 | 322,244,748.96 | 36,826,129,911 | 8.31 | 950 |
| 7月末日 | 361,835,362.94 | 41,350,545,277 | 8.35 | 954 |
| 8月末日 | 361,937,565.99 | 41,362,225,041 | 8.39 | 959 |
| 9月末日 | 364,281,210.44 | 41,630,056,729 | 8.38 | 958 |
| 10月末日 | 365,175,466.20 | 41,732,252,277 | 8.40 | 960 |
| 11月末日 | 363,058,301.03 | 41,490,302,642 | 8.36 | 955 |
| 12月末日 | 365,905,893.74 | 41,815,725,537 | 8.34 | 953 |
| 2026年1月末日 | 366,480,526.56 | 41,881,394,575 | 8.37 | 957 |
| 2月末日 | 366,342,874.20 | 41,865,663,664 | 8.37 | 957 |
| 3月末日 | 362,427,180.23 | 41,418,178,157 | 8.26 | 944 |
| 4月末日 | 367,354,334.07 | 41,981,253,298 | 8.28 | 946 |

<円クラス(為替ヘッジあり)受益証券>

| | 純資産総額 | 1口当たり純資産価格 |
|-----------|---------------|------------|
| | 円 | 円 |
| 2025年5月末日 | 2,833,840,690 | 8,140 |
| 6月末日 | 2,911,350,090 | 8,125 |
| 7月末日 | 3,035,519,115 | 8,141 |
| 8月末日 | 3,196,296,518 | 8,150 |
| 9月末日 | 3,549,322,941 | 8,128 |
| 10月末日 | 3,631,725,104 | 8,118 |
| 11月末日 | 3,656,216,051 | 8,056 |
| 12月末日 | 3,623,308,287 | 8,017 |
| 2026年1月末日 | 3,610,632,110 | 8,019 |
| 2月末日 | 4,026,227,979 | 8,007 |
| 3月末日 | 3,975,393,096 | 7,880 |
| 4月末日 | 3,774,573,907 | 7,871 |

<米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券>

| | 純資産総額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|-----------|----------------|----------------|------------|-------|
| | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 |
| 2025年5月末日 | 200,447,472.65 | 32,149,770,138 | 10.53 | 1,689 |
| 6月末日 | 209,375,728.01 | 33,581,773,016 | 10.55 | 1,692 |
| 7月末日 | 213,377,507.84 | 34,223,618,482 | 10.61 | 1,702 |
| 8月末日 | 218,986,498.76 | 35,123,244,536 | 10.66 | 1,710 |
| 9月末日 | 225,652,400.66 | 36,192,388,542 | 10.67 | 1,711 |
| 10月末日 | 234,165,758.97 | 37,557,846,081 | 10.69 | 1,715 |
| 11月末日 | 233,919,474.91 | 37,518,344,581 | 10.65 | 1,708 |
| 12月末日 | 236,750,671.92 | 37,972,440,269 | 10.63 | 1,705 |
| 2026年1月末日 | 222,269,577.75 | 35,649,817,575 | 10.67 | 1,711 |
| 2月末日 | 220,118,056.69 | 35,304,735,113 | 10.67 | 1,711 |
| 3月末日 | 211,841,838.30 | 33,977,312,445 | 10.53 | 1,689 |
| 4月末日 | 213,101,588.52 | 34,179,363,783 | 10.55 | 1,692 |

分配の推移

<米ドルクラス受益証券>

| | 米ドル | 円 |
|----------|-------|---|
| 2025年 5月 | 0.015 | 2 |
| 6月 | 0.015 | 2 |
| 7月 | 0.015 | 2 |
| 8月 | 0.015 | 2 |
| 9月 | 0.015 | 2 |
| 10月 | 0.015 | 2 |
| 11月 | 0.015 | 2 |
| 12月 | 0.015 | 2 |
| 2026年 1月 | 0.015 | 2 |
| 2月 | 0.015 | 2 |
| 3月 | 0.015 | 2 |
| 4月 | 0.015 | 2 |

<豪ドルクラス受益証券>

| | 豪ドル | 円 |
|----------|-------|---|
| 2025年 5月 | 0.020 | 2 |
| 6月 | 0.020 | 2 |
| 7月 | 0.020 | 2 |
| 8月 | 0.020 | 2 |
| 9月 | 0.020 | 2 |
| 10月 | 0.020 | 2 |
| 11月 | 0.020 | 2 |
| 12月 | 0.020 | 2 |
| 2026年 1月 | 0.020 | 2 |
| 2月 | 0.020 | 2 |
| 3月 | 0.020 | 2 |
| 4月 | 0.020 | 2 |

<円クラス(為替ヘッジあり)受益証券>

| | 円 |
|----------|----|
| 2025年 5月 | 20 |
| 6月 | 20 |
| 7月 | 20 |
| 8月 | 20 |
| 9月 | 20 |
| 10月 | 20 |
| 11月 | 20 |
| 12月 | 20 |
| 2026年 1月 | 20 |
| 2月 | 20 |
| 3月 | 20 |
| 4月 | 20 |

<米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券>

| | 米ドル | 円 |
|----------|-------|---|
| 2025年 5月 | 0.025 | 4 |
| 6月 | 0.025 | 4 |
| 7月 | 0.025 | 4 |
| 8月 | 0.025 | 4 |
| 9月 | 0.025 | 4 |
| 10月 | 0.025 | 4 |
| 11月 | 0.025 | 4 |
| 12月 | 0.025 | 4 |
| 2026年 1月 | 0.025 | 4 |
| 2月 | 0.025 | 4 |
| 3月 | 0.025 | 4 |
| 4月 | 0.025 | 4 |

収益率の推移

2026年4月末日前一年間における収益率は以下のとおりである。

| クラス | 収益率(注) |
|---------------------|--------|
| 米ドルクラス受益証券 | 15.61% |
| 豪ドルクラス受益証券 | 3.02% |
| 円クラス(為替ヘッジあり)受益証券 | -0.26% |
| 米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券 | 3.43% |

(注) 収益率(%) = (a - b) / b × 100

a = 2026年4月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2025年4月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2 販売及び買戻しの実績

2026年4月末日前一年間における販売および買戻しの実績、ならびに2026年4月末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

<米ドルクラス受益証券>

| 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 11,844,818.48 (11,844,818.48) | 1,899,666.69 (1,899,666.69) | 19,057,166.04 (19,057,166.04) |

(注1) () の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数である。以下同じ。

(注2) 取引日当日の取引は取引日の翌日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていない。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。以下同じ。

<豪ドルクラス受益証券>

| 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 11,282,125.08 (11,282,125.08) | 4,574,156.35 (4,574,156.35) | 44,357,432.12 (44,357,432.12) |

<円クラス(為替ヘッジあり)受益証券>

| 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 210,378.78 (210,378.78) | 91,272.90 (91,272.90) | 479,535.50 (479,535.50) |

<米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券>

| 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 7,125,937.06 (7,125,937.06) | 5,523,718.13 (5,523,718.13) | 20,191,238.71 (20,191,238.71) |

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄(2026年4月末日現在)

(投資信託)

| 銘柄名 | 投資比率 |
|--|--------|
| Goldman Sachs Institutional Funds, plc - Goldman Sachs Australia Enhanced Income Fund II | 95.26% |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報) マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスド・インカム・ファンドII)

(債券および優先証券)

| 銘柄名 | 利率 | 投資比率 |
|---|---------|-------|
| Ampol Ltd FRN 12/11/54 | 6.6503% | 2.43% |
| Aurizon Holdings Ltd FRN 05/16/55 | 6.7572% | 2.38% |
| Credit Agricole SA VAR 05/29/34 | 4.2000% | 2.01% |
| Lloyds Banking Group Plc VAR 08/31/33 | 7.0860% | 1.72% |
| Pacific National Finance Pty Ltd 3.8% 09/08/31 | 3.8000% | 1.64% |
| Australia & New Zealand Banking Gr VAR 09/20/34 | 6.4050% | 1.60% |
| Challenger Life Co Ltd VAR 09/16/37 | 7.1860% | 1.59% |
| Nufarm Finance NZ Ltd FRN 04/16/75 | 8.6246% | 1.42% |
| UBS Group AG VAR 03/29/75 | 6.3750% | 1.39% |
| National Australia Bank Ltd VAR 11/14/35 | 5.0824% | 1.33% |

(注)投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

(投資信託)

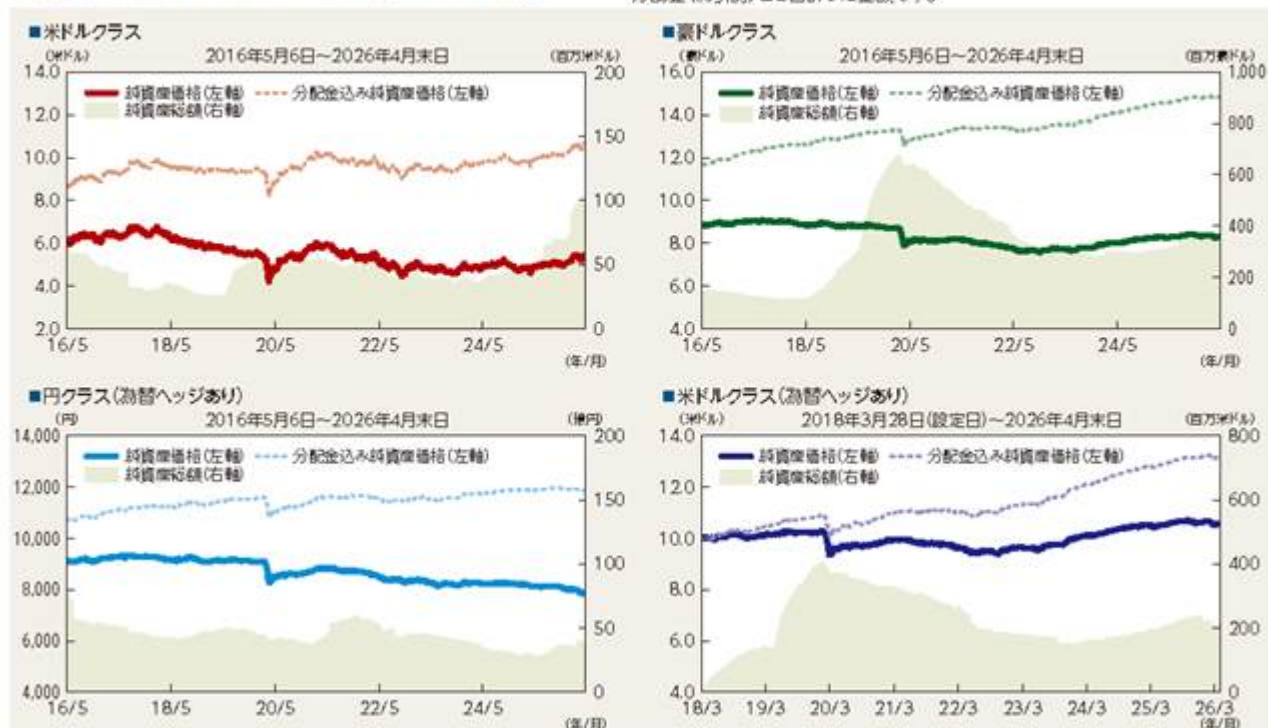
| 銘柄名 | 投資比率 |
|------------------------------|-------|
| Yarra A\$ Cash Reserves Fund | 2.46% |

(先物)

| 銘柄名 | 投資比率 |
|------------------------|--------|
| 90-DAY BANK BILL Dec26 | 50.97% |
| 90-DAY BANK BILL Jun26 | 26.13% |
| 90-DAY BANK BILL Sep26 | 26.12% |
| 90-DAY BANK BILL Mar27 | 26.11% |

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

*分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。



分配の推移(1口当たり、税引前、2026年4月末日現在)

| 通貨クラス (表示通貨) | 期間 | 第4会計 年度 | 第5会計 年度 | 第6会計 年度 | 第7会計 年度 | 第8会計 年度 | 第9会計 年度 | 第10会計 年度 | 第11会計 年度 | 第12会計 年度 | 第13会計 年度 | 直近1年 累計 | 設定来 累計 |
|--------------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 米ドルクラス (米ドル) | | 0.360 | 0.360 | 0.360 | 0.360 | 0.320 | 0.240 | 0.195 | 0.180 | 0.180 | 0.180 | 0.180 | 5,210 |
| 豪ドルクラス (豪ドル) | | 0.540 | 0.480 | 0.480 | 0.480 | 0.480 | 0.480 | 0.300 | 0.240 | 0.240 | 0.240 | 0.240 | 6,550 |
| 円クラス(為替ヘッジあり) (円) | | 280 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 3,980 |
| 米ドルクラス(為替ヘッジあり) (米ドル) | | - | - | 0.150 | 0.360 | 0.360 | 0.360 | 0.315 | 0.300 | 0.300 | 0.300 | 0.300 | 2,620 |

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



●米ドルクラス(為替ヘッジあり)の2018年は設定日(3月28日)から年末までの収益率を表示しています。2026年は1月から4月末までの収益率を表示しています。

なお、収益率とは、以下の式により算出される数値をいいます。

収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末の1口当たり純資産価格(分配金の合計額を加えた額)

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配額)

(ただし、米ドルクラス(為替ヘッジあり)の2018年については設定日(3月28日)の1口当たり純資産価格)

●ベンチマークは設定していません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=114.28円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されているため、日本円に換算された金額は合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

財政状態計算書(無監査)

2026年3月31日現在

| | 注記 | 2026年3月31日 | | 2025年9月30日 | |
|---------------------------------|----------|-------------|------------|-------------|------------|
| | | (豪ドル) | (千円) | (豪ドル) | (千円) |
| 資産 | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 3 (c)、4 | 817,453,103 | 93,418,541 | 831,590,652 | 95,034,180 |
| 未収利息 | 3 (b) | 60,905 | 6,960 | 28,630 | 3,272 |
| ブローカーに対する債権： | | | | | |
| 担保金額 | 3 (e) | 9,940,000 | 1,135,943 | 1,720,000 | 196,562 |
| 申込受益証券未収入金 | 3 (g)、8 | 1,302,003 | 148,793 | 4,814,284 | 550,176 |
| 現金および現金同等物 | 3 (d)、12 | 32,999,877 | 3,771,226 | 30,321,741 | 3,465,169 |
| 資産合計 | | 861,755,888 | 98,481,463 | 868,475,307 | 99,249,358 |
| 負債 | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | 3 (c)、4 | 8,472,122 | 968,194 | 5,734,453 | 655,333 |
| 買戻受益証券未払金 | 3 (g)、8 | 229,579 | 26,236 | 4,096,318 | 468,127 |
| 投資購入未払金 | | - | - | 11,002,820 | 1,257,402 |
| 未払販売報酬 | 7 (d) | 1,767,177 | 201,953 | 1,619,701 | 185,099 |
| 未払投資顧問報酬 | 7 (a) | 1,666,093 | 190,401 | 1,650,171 | 188,582 |
| 未払管理報酬 | 7 (b) | 104,688 | 11,964 | 103,381 | 11,814 |
| 未払代行協会員報酬 | 7 (g) | 65,488 | 7,484 | 63,224 | 7,225 |
| 未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬 | 7 (c) | 61,427 | 7,020 | 69,531 | 7,946 |
| 未払監査報酬 | | 43,007 | 4,915 | 68,438 | 7,821 |
| 未払保管報酬 | 7 (f) | 16,067 | 1,836 | 20,353 | 2,326 |
| 未払受託報酬 | 7 (e) | 13,972 | 1,597 | 13,935 | 1,592 |
| 未払弁護士報酬 | | 7,273 | 831 | - | - |
| 未払利息 | 3 (b) | 575 | 66 | 932 | 107 |
| その他の未払報酬 | | 28,435 | 3,250 | 23,331 | 2,666 |
| 負債合計(買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | | 12,475,903 | 1,425,746 | 24,466,588 | 2,796,042 |
| 買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産 | | 849,279,985 | 97,055,717 | 844,008,719 | 96,453,316 |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

包括利益計算書(無監査)

2025年10月1日から2026年3月31日までの期間

| | 注記 | 2026年3月31日 | | 2025年3月31日 | |
|---|----------|--------------|-------------|------------|-----------|
| | | (豪ドル) | (千円) | (豪ドル) | (千円) |
| 収益 | | | | | |
| 受取利息 | 3 (b) | 398,723 | 45,566 | 219,966 | 25,138 |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る実現純利得/(損失)： | | | | | |
| 投資 | | 10,551,663 | 1,205,844 | 7,775,686 | 888,605 |
| 外国通貨 | | (13,310,404) | (1,521,113) | 24,531,969 | 2,803,513 |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現利得/(損失)の純変動額： | | | | | |
| 投資 | | (3,316,359) | (378,994) | 16,704,684 | 1,909,011 |
| 外国通貨 | | (2,112,278) | (241,391) | 6,129,572 | 700,487 |
| 純収益/(損失) | | (7,788,655) | (890,087) | 55,361,877 | 6,326,755 |
| 営業費用 | | | | | |
| 投資顧問報酬 | 7 (a) | 3,410,186 | 389,716 | 2,749,137 | 314,171 |
| 販売報酬 | 7 (d) | 3,410,186 | 389,716 | 2,934,085 | 335,307 |
| 管理報酬 | 7 (b) | 213,137 | 24,357 | 166,557 | 19,034 |
| 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬 | 7 (c) | 199,094 | 22,752 | 168,206 | 19,223 |
| 代行協会員報酬 | 7 (g) | 127,882 | 14,614 | 316,080 | 36,122 |
| 支払利息 | 3 (b) | 44,898 | 5,131 | 103,911 | 11,875 |
| 保管報酬 | 7 (f) | 44,034 | 5,032 | 55,896 | 6,388 |
| 受託報酬 | 7 (e) | 41,898 | 4,788 | 34,093 | 3,896 |
| 監査報酬 | | 35,773 | 4,088 | 38,638 | 4,416 |
| 弁護士報酬 | | 8,732 | 998 | 416 | 48 |
| その他の費用 | | 9,289 | 1,062 | 22,045 | 2,519 |
| 営業費用合計 | | 7,545,109 | 862,255 | 6,589,064 | 752,998 |
| 営業による純利益/(損失) | | (15,333,764) | (1,752,343) | 48,772,813 | 5,573,757 |
| 財務費用： | | | | | |
| 参加受益者に対する分配金 | 3 (h)、10 | 12,541,853 | 1,433,283 | 10,185,633 | 1,164,014 |
| 営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動 | | (27,875,617) | (3,185,626) | 38,587,180 | 4,409,743 |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書(無監査)
2025年10月1日から2026年3月31日までの期間

| | 注記 | 2026年3月31日 | | 2025年9月30日 | |
|--------------------------------|----|--------------|--------------|--------------|-------------|
| | | (豪ドル) | (千円) | (豪ドル) | (千円) |
| 買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期首残高 | | 844,008,719 | 96,453,316 | 642,499,449 | 73,424,837 |
| 買戻可能参加受益証券の発行による収入合計 | 8 | 130,878,708 | 14,956,819 | 257,121,908 | 29,383,892 |
| 買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払合計 | 8 | (97,731,825) | (11,168,793) | (82,977,974) | (9,482,723) |
| 営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動 | | (27,875,617) | (3,185,626) | 27,365,336 | 3,127,311 |
| 買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期末残高 | | 849,279,985 | 97,055,717 | 844,008,719 | 96,453,316 |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

キャッシュ・フロー計算書(無監査)

2025年10月1日から2026年3月31日までの期間

| | 注記 | 2026年3月31日 | | 2025年3月31日 | |
|------------------------------------|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | | (豪ドル) | (千円) | (豪ドル) | (千円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 営業による買戻可能参加受益証券の 受益者に帰属する純資産の変動 | | (27,875,617) | (3,185,626) | 38,587,180 | 4,409,743 |
| 調整: | | | | | |
| 現金に係る為替差益/(差損) | | 1,755 | 201 | (10,523) | (1,203) |
| 参加受益者に対する分配金 | 3(h)、10 | 12,541,853 | 1,433,283 | 10,185,633 | 1,164,014 |
| 受取利息 | | (398,723) | (45,566) | (219,966) | (25,138) |
| 支払利息 | | 44,898 | 5,131 | 103,911 | 11,875 |
| 合計 | | (15,685,834) | (1,792,577) | 48,646,235 | 5,559,292 |
| 営業資産の純(増加)/減少: | | | | | |
| ブローカーに対する債権: | | | | | |
| 担保金額 | 3(e) | (8,220,000) | (939,382) | 1,260,000 | 143,993 |
| 投資売却未収入金 | | - | - | 502,861 | 57,467 |
| その他の資産 | | - | - | 150,553 | 17,205 |
| 純損益を通じて公正価値で測定され る金融資産 | | 14,137,549 | 1,615,639 | (57,414,270) | (6,561,303) |
| 営業負債の純増加/(減少): | | | | | |
| ブローカーに対する債務: | | | | | |
| 担保金額 | 3(e) | - | - | (1,470,000) | (167,992) |
| 投資購入未払金 | | (11,002,820) | (1,257,402) | (882,445) | (100,846) |
| 未払販売報酬 | 7(d) | 147,476 | 16,854 | 208,316 | 23,806 |
| 未払投資顧問報酬 | 7(a) | 15,922 | 1,820 | 101,523 | 11,602 |
| 未払弁護士報酬 | | 7,273 | 831 | (65) | (7) |
| その他の未払報酬 | | 5,104 | 583 | 16,748 | 1,914 |
| 未払代行協会員報酬 | 7(g) | 2,264 | 259 | 52,764 | 6,030 |
| 未払管理報酬 | 7(b) | 1,307 | 149 | 1,237 | 141 |
| 未払受託報酬 | 7(e) | 37 | 4 | 5,954 | 680 |
| 未払保管報酬 | 7(f) | (4,286) | (490) | 10,872 | 1,242 |
| 未払管理事務代行報酬および名義書 換事務代行報酬 | 7(c) | (8,104) | (926) | (4,903) | (560) |
| 未払監査報酬 | | (25,431) | (2,906) | (31,413) | (3,590) |
| 純損益を通じて公正価値で測定され る金融負債 | | 2,737,669 | 312,861 | (1,695,149) | (193,722) |
| 営業活動による/(に使用された) キャッシュ | | (17,891,874) | (2,044,683) | (10,541,182) | (1,204,646) |
| 利息受取額 | | 366,448 | 41,878 | 227,372 | 25,984 |
| 利息支払額 | | (45,255) | (5,172) | (113,122) | (12,928) |
| 営業活動による/(に使用された)正 味キャッシュ | | (17,570,681) | (2,007,977) | (10,426,932) | (1,191,590) |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

| 注記 | 2026年3月31日 | | 2025年3月31日 | |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| | (豪ドル) | (千円) | (豪ドル) | (千円) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー： | | | | |
| 買戻可能参加受益証券の発行による収入 | 134,390,989 | 15,358,202 | 81,316,400 | 9,292,838 |
| 買戻可能参加受益証券の買戻しによる支出 | (101,598,564) | (11,610,684) | (38,332,298) | (4,380,615) |
| 参加受益者に対する分配金 | (12,541,853) | (1,433,283) | (10,185,633) | (1,164,014) |
| 財務活動による/(に使用された)正味キャッシュ | 20,250,572 | 2,314,235 | 32,798,469 | 3,748,209 |
| 現金に係る為替差益/(差損) | (1,755) | (201) | 10,523 | 1,203 |
| 現金の純増加/(減少) | 2,678,136 | 306,057 | 22,382,060 | 2,557,822 |
| 現金および現金同等物期首残高 | 30,321,741 | 3,465,169 | 4,694,106 | 536,442 |
| 現金および現金同等物期末残高 | 32,999,877 | 3,771,226 | 27,076,166 | 3,094,264 |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

財務書類に対する注記(無監査)

2025年10月1日から2026年3月31日までの期間

1. 組織

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、MUGC GSケイマン・ファンド(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)が締結した、ケイマン諸島の2011年信託法(改訂)に基づく2010年2月10日付信託証書(補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。)により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法(改訂済)により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「GSAMI」という。)が、サブ・ファンドとの投資顧問契約(以下「投資顧問契約」という。)に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・グループ・インク(以下「ゴールドマン・サックス」という。)の関連当事者である、ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッド(以下「ヤラ」という。)を、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約(以下、併せて「副投資顧問契約」という。)に従って副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、ヤラは、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。ヤラは、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

| 受益証券クラス | 運用開始日 |
|---------------|------------|
| 豪ドルクラス | 2012年9月26日 |
| 円クラス(ヘッジ対象) | 2012年9月26日 |
| 米ドルクラス | 2012年9月26日 |
| 米ドルクラス(ヘッジ対象) | 2018年3月28日 |

サブ・ファンドは、管理会社が、受託会社および投資顧問会社との協議に基づき、その裁量でサブ・ファンドの終了日を延長しない限り、2027年9月30日に終了するものとする。

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である豪ドル建てで表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

2. 投資目的

サブ・ファンド(以下「フィーダー・ファンド」という。)の投資目的は、オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド(以下「マスター・ファンド」という。)を通じて、主に豪ドル建てで発行される期限付劣後債、永久劣後債、優先証券およびシニア債に対して投資を行うことにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。これらの有価証券に関連して、期限付劣後債、永久劣後債および優先証券を「ハイブリッド証券」と総称している。このような投資目的のため、投資家は一定の特有のリスクにさらされている。サブ・ファンドが他のファンドに対して行う投資は、各投資対象ファンドの募集要項の諸条件の制約を受けている。

マスター・ファンドの投資目的は、主に、分散されたポートフォリオ(主として豪ドル建てで発行されるハイブリッド証券およびシニア債から構成される。)への資産(現金および現金同等物を除く。)の投資を追求することである。マスター・ファンドは、その他の通貨建てで発行される証券に対して投資を行うこともあれば、固定利付証券、変動利付証券またはフローティング・レート証券に対して投資を行う場合もある。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの投資顧問会社は同一である。

マスター・ファンドは、全般的な投資方針の一環として、デリバティブ金融商品取引(トータル・リターン・スワップ、指数先物、差金決済契約、為替予約およびオプションが含まれるが、これらに限定されない。)を締結する場合がある。

マスター・ファンドは、一定のエクスポージャーをヘッジするために、株式指数先物、銀行手形先物、国債先物、または普通株式(主に空売り)取引を利用する場合がある。

サブ・ファンドの投資が成功する、マスター・ファンドの投資目的が達成される、またはマスター・ファンドのポートフォリオのデザイン、リスク管理およびヘッジ戦略が成功するという保証はない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの重要な会計方針は統一されている。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の100%を保有している。マスター・ファンドは、アイルランド籍の可変資本型有限責任投資法人(登録番号307105)である、ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー(以下「法人」という。)のサブ・ファンドであり、サブ・ファンド間の責任が分離されたアンブレラ型ファンドとして設立されている。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドを投資対象としている。2026年3月31日に終了した期間において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ25,000,000豪ドルおよび47,000,000豪ドルであった。2026年3月31日現在、払込義務はなく、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金およびマスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金はなかった。2025年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ192,210,000豪ドルおよび55,000,000豪ドルであった。2025年9月30日現在、払込義務はなく、サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を11,000,000豪ドル有しており、マスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金はなかった。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能参加受益証券を購入することにより、マスター・ファンドに対して投資を行っている。マスター・ファンドは、営業日であれば常時、当該受益証券の買戻しに応じている。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値が変動し、これに応じてマスター・ファンドの公正価値が変動することにより、フィーダー・ファンドに損失が生じる可能性がある。

3. 重要性がある会計方針の要約

(a) 財務書類

財務書類の表示の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS会計基準」という。)に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債(デリバティブ商品を含む。)の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

・ 2025年1月1日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドに適用されている、または適用可能であった新規の基準、修正および解釈指針

2025年1月1日以後開始する会計年度から発効し、サブ・ファンドの財務書類に対して重要な影響を及ぼすと見込まれる新規の基準、現行基準の修正または解釈指針はない。

・ 公表済であるが、未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない新規の基準、修正および解釈指針

2024年4月、国際会計基準審議会はIFRS第18号「財務諸表における表示および開示」を公表した。これは、包括利益計算書において新たに要求される項目と小計ならびに情報のグルーピングに関するガイダンスの拡充を含む新しい要求事項を導入することにより、財務報告の品質を向上させることを目的としている。IFRS第18号は、国際会計基準(以下「IAS」という。)第1号の「財務諸表の表示」を置き換えるものである。当該基準は2027年1月1日以降に開始する会計期間から適用され、早期適用も認められている。サブ・ファンドは現在、これらの新基準の影響を評価中である。

2024年5月、IASBは、金融商品の分類と測定に関連するIFRS第9号およびIFRS第7号を対象とした的を絞った修正を公表した。本修正には、一定の金融資産および金融負債の認識日および認識の中止日の明確化、元本および利息の支払いのみのキャッシュ・フローの評価に関する追加のガイダンス、特定の金融商品に関する新たな開示が含まれる。本修正の適用開始日は、2026年1月1日以降に開始する会計期間である。現在、経営者はこれらの変更が財務書類に与える影響を評価中である。サブ・ファンドの財務書類に対して重要な影響を及ぼすと見込まれるその他の基準、基準の修正または解釈指針はない。

(b) 投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法(FIFO)に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、また、利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。発生時に計上される当座借越費用(該当がある場合)は、支払利息に含まれる。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり収益に計上される。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息および受取配当金は、源泉徴収税(課税される場合)控除前の総額ベースで包括利益計算書に認識および表示される。受取利息には現金および現金同等物に係る利息が含まれる。費用の払い戻し(該当がある場合)は包括利益計算書に表示される。

営業費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

マスター・ファンドは、受益者の選択でプット可能な買戻可能受益証券を発行することによりその営業活動の資金を調達し、受益者に各サブ・ファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えている。サブ・ファンドはマスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有している。

マスター・ファンドの持分から生じる損失に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドに対する投資の公正価値総額に相当する。

サブ・ファンドがマスター・ファンドの持分を売却すると、サブ・ファンドのマスター・ファンドによるリスクはなくなる。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産額は、それぞれ816,808,297豪ドルおよび831,572,993豪ドルであった。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

分類

サブ・ファンドは、金融資産を管理するサブ・ファンドの事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて投資を分類する。金融資産のポートフォリオは、公正価値ベースで管理され、業績評価される。サブ・ファンドは、主に公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産の業績評価および意思決定に使用する。サブ・ファンドは、持分証券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする選択肢をとっていない。サブ・ファンドの債券の契約上のキャッシュ・フローは、元本および利息のみであるが、これらの有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されるものでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために保有されるものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、サブ・ファンドの事業モデルの目的を達成するためにのみ付随するものである。その結果、すべての投資は純損益を通じて公正価値で測定される。

認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

公正価値測定の原則

IFRS第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって決定される。事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであり、金融商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみを表す場合(以下「S P P I」という。)、負債性金融商品は、償却原価で測定される。

事業モデルの目的がS P P Iからの契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を保有することである場合、負債性金融商品は、包括利益を通じて公正価値で測定される。その他のすべての負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識される必要がある。ただし、測定または認識の不整合が除去または大幅に低減される場合、企業は当初認識時に、金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする場合がある。

デリバティブおよび資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。ただし、トレーディング目的で保有されていない資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する取消不能な選択肢がとられる。

IFRS第9号に基づいて、サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、引き続き取引価格(公正価値)で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債」の区分の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、(存在する場合)償却原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、償却原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

(1) 債券

社債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。債券が債務不履行であると認識された場合、債務不履行となった債券の未収利息の計上は停止され、関係者からの確認の下、未収金額は取消される場合がある。

(2) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引される金融投資の公正価値は、見積将来取引費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

(3) 短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

(4) 集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業(例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など)である。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。(a) 制限された活動、(b) 狭く十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など)、(c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中(トランシェ)を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達。

(5) デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその公正価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭(OTC)デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得/(損失)の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(5 a) 為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され(その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。)、取引日に実現利得または損失が認識される。

為替予約は、第三者の価格サービス提供者によるフォワード・レートの仲値で評価される。

(6) すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法に

は、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、評価者によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。2026年3月31日に終了した期間および2025年9月30日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価業務はゴールドマン・サックス・アセット・アンド・ウェルスマネジメント部門のコントローラー(AWMコントローラー)により実施された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求するIFRS会計基準に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2026年3月31日に終了した期間および2025年9月30日終了年度において、公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物(一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資)は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられる。

| | 現金 (豪ドル) | 現金同等物 (豪ドル) | 現金および現金同等物合計 (豪ドル) |
|------------|-------------|----------------|-----------------------|
| 2026年3月31日 | 61,429 | 32,938,448 | 32,999,877 |
| 2025年9月30日 | 43,397 | 30,278,344 | 30,321,741 |

(e) ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権/債務は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る/に対して支払う現金担保(デリバティブ契約)および証拠金からなる。ブローカーに対する債権/債務の担保金額の残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額および債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機関とのスワップおよび先物取引に係る担保または証拠金として保有する現金、サブ・ファンドの先物決済業者から現金で受け取る/に対して現金で支払う先物取引の証拠金およびサブ・ファンドの中央清算されるスワップの決済業者から受け取る/に対して支払う、中央清算されるスワップの現金証拠金に関連している。

これらの金額は公正価値で当初認識され、その後償却原価で測定される。サブ・ファンドのブローカーに対する債権残高は、IFRS第9号の予想信用損失モデルの対象となる。当会計期間に減損しているとみなされた残高はなく、取消された金額はなかった。

ブローカーに対する債権/債務の担保金額および証拠金は、それぞれ2026年3月31日および2025年9月30日現在の財政状態計算書に開示されている。

(f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目(現金を含む。)に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得/(損失)または投資に係る未実現利得/(損失)の純変動額に反映される。

(g) 買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号「金融商品:表示」に従って、かかる受益証券は、財政状態計算書において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

(h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券に係る未払分配金/未払配当金は、包括利益計算書において財務費用として認識される。

4. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

IFRS第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

レベル1 - 同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格

レベル2 - 活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品(類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。)。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。

レベル3 - 重要な観察できないインプット(公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。)が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察できないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、基礎となるファンドに対する投資が含まれており、上記の会計方針に従い公正価値で測定されている。基礎となるファンドの受益証券は、公に取引されていない。このため、サブ・ファンドから買戻日に請求された場合に限り買戻しが行われ、また買戻しには募集要項に定められた所定の通知期間を設けなければならない。その結果、基礎となるファンドの帳簿価額は、買戻時に最終的に実現する価値を必ずしも表していない。

基礎となるファンドに対する投資の公正価値は、主に、基礎となるファンドの管理事務代行会社からの報告による入手可能な直近の買戻価格に基づいている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドに対するサブ・ファンドの持分またはその基礎となる投資の流動性、提供された純資産額の評価日および買戻に係る制約を考慮した上で、公正価値に対して修正を行う場合がある。

以下の表は、前述の3つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産

2026年3月31日現在

2026年3月31日の公正価値測定

| | レベル1 (豪ドル) | レベル2 (豪ドル) | レベル3 (豪ドル) | 合計 (豪ドル) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | | | | |
| 投資ファンド | 816,808,297 | - | - | 816,808,297 |
| 為替予約 | - | 644,806 | - | 644,806 |
| 合計 | 816,808,297 | 644,806 | - | 817,453,103 |

公正価値で測定される金融負債

2026年3月31日現在

2026年3月31日の公正価値測定

| | レベル1 (豪ドル) | レベル2 (豪ドル) | レベル3 (豪ドル) | 合計 (豪ドル) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | | | | |
| 為替予約 | - | 8,472,122 | - | 8,472,122 |
| 合計 | - | 8,472,122 | - | 8,472,122 |

公正価値で測定される金融資産

2025年9月30日現在

2025年9月30日の公正価値測定

| | レベル1 (豪ドル) | レベル2 (豪ドル) | レベル3 (豪ドル) | 合計 (豪ドル) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | | | | |
| 投資ファンド | 831,572,993 | - | - | 831,572,993 |
| 為替予約 | - | 17,659 | - | 17,659 |
| 合計 | 831,572,993 | 17,659 | - | 831,590,652 |

公正価値で測定される金融負債

2025年9月30日現在

2025年9月30日の公正価値測定

| | レベル1 (豪ドル) | レベル2 (豪ドル) | レベル3 (豪ドル) | 合計 (豪ドル) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | | | | |
| 為替予約 | - | 5,734,453 | - | 5,734,453 |
| 合計 | - | 5,734,453 | - | 5,734,453 |

2026年3月31日に終了した期間および2025年9月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間での振替はなかった。

2026年3月31日および2025年9月30日現在において、レベル3に区分される有価証券はなかった。

公正価値で計上されていないが公正価値が開示されている金融資産および金融負債

現金および現金同等物ならびに当座借越は、(存在する場合)レベル1に分類される。公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されているその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については、財政状態計算書を、評価技法の記載については、注記3(c)を参照のこと。

金融負債に分類される買戻可能参加受益証券のプット可能価額は、サブ・ファンドの募集要項に従って、サブ・ファンドの資産合計とその他のすべての負債との差額(純額)に基づいて計算される。これらの受益証券は活発な市場で取引されていない。これらの受益証券は受益者の選択で買戻し可能であり、サブ・ファンドの純資産額のうち当該受益証券クラスに帰属して比例按分された受益証券に相当する現金によって、どの取引日でもサブ・ファンドに買い戻されることのできるため、これらの受益証券には要求払要素が付加される。公正価値は、要求に応じて支払われる金額を、最初の支払期日から割引引いて算定している。この場合の割引の影響に重要性はない。従って、レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の最も適切な分類とみなされる。

5. 金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約(以下「ISDAマスター契約」という。)またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ISDAマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および/または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ISDAマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること(クローズアウト・ネットिंग)を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ(金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ)については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ(外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ)の場合、担保条件は契約により異なる。ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権/債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引相手先からの受入担保または取引相手先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ISDAマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

以下の表は、2026年3月31日に終了した期間において強制可能なマスター・ネットリング契約または類似の契約の対象となるサブ・ファンドの店頭デリバティブ商品に係る正味エクスポージャーを示している。

2026年3月31日

| 取引相手先 | デリバティブ 資産 ⁽¹⁾ | デリバティブ 負債 ⁽¹⁾ | 正味デリバティブ 資産(負債) | (受入)差入 担保 ⁽¹⁾ | 純額 ⁽²⁾ |
|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------------------|-------------------|
| | 先渡 | 先渡 | | | |
| オーストラリア・ニュー ジーランド銀行 | - | (56,945) | (56,945) | - | (56,945) |
| BNPパリバ・エスエイ | - | (7,486) | (7,486) | - | (7,486) |
| ブラウン・ブラザーズ・ハ リマン・アンド・カンパ ニー | 239 | - | 239 | - | 239 |
| HSBCバンク・ピーエル シー | 97,333 | (3,955,858) | (3,858,525) | 3,858,525 | - |
| モルガン・スタンレー・ア ンド・カンパニー | 443,073 | (3,983,897) | (3,540,824) | 3,540,824 | - |
| ナットウエスト・マーケッ ツ・ピーエルシー | - | (40,959) | (40,959) | 40,959 | - |
| スタンダード・チャーター ド・バンク | - | (42,056) | (42,056) | - | (42,056) |
| ステート・ストリート・バ ンク・アンド・トラス ト・カンパニー | 104,161 | (268,172) | (164,011) | - | (164,011) |
| UBSエイジー | - | (116,749) | (116,749) | - | (116,749) |
| 合計 | 644,806 | (8,472,122) | (7,827,316) | 7,440,308 | (387,008) |

(1) 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

(2) 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味(債務)債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

2025年9月30日現在、サブ・ファンドの店頭デリバティブ商品に対する正味エクスポージャーは、純資産の1%未満であった。

6. 税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンドの利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もない。受託会社は、信託法(改訂済)第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわち収益または資本資産、資本利得(キャピタル・ゲイン)もしくは資本増価益に対する税金(taxes or duty)、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、または当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケイマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住している、または住所を有している受益者(公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設立された免税または通常の非居住者である法人を除く。)は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当する項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有する受益者を信託法において定める税金を課す法律から免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業者が発行する有価証券に対して投資している。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式での算定が求められるため、サブ・ファンドのプロカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

IAS第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実および状況(関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。)を考慮する。

2026年3月31日に終了した期間および2025年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、投資顧問会社は、該当する四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ファンドの平均純資産額(該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後)の0.80%に相当する金額を四半期報酬(毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。)として、サブ・ファンドの資産から受け取る。また、投資顧問会社の同意を条件として、受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者に払い戻す権利(投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合)を留保している。投資顧問報酬は、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドもまた、ヤラの関連当事者である副投資顧問会社に投資顧問報酬を支払っている可能性がある。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下のとおりである。

| 基礎となるファンド | 年間報酬率 (%) |
|---|--------------|
| オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド、クラスIO(Acc) 豪ドル建受益証券 | ゼロ |

(b) 管理報酬

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」または「管理会社」という。)がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MIBLは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会(以下「CSSF」という。)によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

管理会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)として、サブ・ファンドの資産から受け取る。2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「BBH」という。)がサブ・ファンドの管理事務代行および名義書換事務代行会社である。管理事務代行および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬(資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。)は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドが保有する有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行および名義書換事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づきサブ・ファンドレベルで評価される。

| | |
|---------------------|-------------|
| 資産500百万米ドルまで | 4.0ベース・ポイント |
| 資産500百万米ドル超10億米ドルまで | 3.0ベース・ポイント |
| 資産10億米ドル超 | 2.5ベース・ポイント |

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、豪ドルから米ドルに換算されている。

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(d) 販売報酬

管理会社は、随時、1つまたは複数の事業体を日本におけるサブ・ファンドの販売会社(以下「日本の販売会社」または「販売会社」という。)として任命することができる。

日本の販売会社または販売会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)を受け取る。

販売報酬は、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の全般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01%に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をBBHに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(g) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務める。代行協会員は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.03%に相当する金額を報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)として受け取る。

代行協会員報酬は、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

8. 買戻可能参加受益証券

| クラス | 発行価格 | 初回申込最低金額 |
|------------|---------|----------|
| 豪ドル | 10豪ドル | 100豪ドル |
| 円(ヘッジ対象) | 10,000円 | 10,000円 |
| 米ドル | 10米ドル | 100米ドル |
| 米ドル(ヘッジ対象) | 10米ドル | 100米ドル |

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

また、マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、受益者は5社であり、うち1社は、管理会社の関連当事者である。

以下は、当該サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

受益証券口数

| | 豪ドルクラス | 円クラス (ヘッジ対象) | 米ドルクラス | 米ドルクラス (ヘッジ対象) |
|----------------|-------------|-----------------|-------------|-------------------|
| 2024年9月30日現在残高 | 36,219,219 | 383,633 | 8,340,560 | 16,802,292 |
| 買戻可能参加受益証券の申込み | 10,293,064 | 140,798 | 6,266,798 | 6,855,525 |
| 買戻可能参加受益証券の買戻し | (2,997,277) | (88,787) | (1,035,618) | (2,631,698) |
| 2025年9月30日現在残高 | 43,515,006 | 435,644 | 13,571,740 | 21,026,119 |
| 買戻可能参加受益証券の申込み | 2,988,198 | 107,094 | 6,404,672 | 3,028,533 |
| 買戻可能参加受益証券の買戻し | (2,647,625) | (38,244) | (1,337,051) | (3,942,670) |
| 2026年3月31日現在残高 | 43,855,579 | 504,494 | 18,639,361 | 20,111,982 |

9. 受益証券1口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

| 受益証券クラス | 2026年3月31日 | | 2025年9月30日 | |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 純資産額 | 受益証券1口当たり純資産価格 | 純資産額 | 受益証券1口当たり純資産価格 |
| 豪ドルクラス | 362,453,936豪ドル | 8.264717豪ドル | 364,882,778豪ドル | 8.385217豪ドル |
| 円クラス (ヘッジ対象) | 36,487,299豪ドル | 7,880.534742円 | 36,177,214豪ドル | 8,128.117519円 |
| 米ドルクラス | 141,012,796豪ドル | 5.181490米ドル | 104,479,131豪ドル | 5.102039米ドル |
| 米ドルクラス (ヘッジ対象) | 309,325,954豪ドル | 10.533887米ドル | 338,469,596豪ドル | 10.668670米ドル |

10. 分配金

分配は投資顧問会社の選択により行われ、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した期間における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益/(損失)累計額を超過する分配金が1会計期間内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

11. 金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、基礎となるマスター・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末現在において単一の基礎となるファンドおよびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。戦争、軍事紛争、テロ行為、社会不安、自然災害、景気後退、インフレ、急激な金利変動、サプライチェーンの混乱、制裁措置、感染症の蔓延、公衆衛生上の脅威などの事象も、サブ・ファンドとその投資に重要な影響を及ぼす可能性がある。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記2に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドのリスク管理方針に従って監視される。

同一の基礎となるファンドに対して複数の投資ビークルが潜在的に投資を行うという状況は、投資家に一定の特有のリスクを与えている。サブ・ファンドは、同一の基礎となるファンドに対して投資を行う他の事業体の行動により、著しく影響を受ける可能性がある。例えば、基礎となるファンドの他の受益者が、持分の一部または全部を換金する場合、当該サブ・ファンドに比例配分される営業費用が増加し、その結果、リターンが減少する可能性がある。同様に、基礎となるファンドの他の受益者が換金を行うことにより、基礎となるファンドの分散度合いが低下し、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加する可能性がある。基礎となるファンドは、一部の直接もしくは間接の投資家に係る規制上の制限またはその他の理由により、その投資活動を制限したり、一定の商品に対する投資ができない場合があり、このことが、基礎となるファンド(ひいてはサブ・ファンド)のパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドに関連して採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

(a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれている。

- ・ 通貨リスクは、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。

市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。

市場リスクは、リスク・バジェットイング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェットイングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMD MRAは、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

() 通貨リスク

サブ・ファンドの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する(以下で説明する米ドルクラスを除く。)。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。さらに、受益者が受益者自身の管轄区域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

サブ・ファンドの資産は豪ドル建であるため、米ドルクラスの価値は、本来のパフォーマンスにかかわらず、米ドル/豪ドルの為替レートに応じて変動する。

原則として、米ドルクラスを除くサブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。2026年3月31日および2025年9月30日現在、ほぼすべての豪ドル以外の通貨建ての投資は豪ドルに対してヘッジされていた。これは、ポートフォリオ・ヘッジと呼ばれる。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な通貨リスク・エクスポージャーを有していなかった。

サブ・ファンドの純利益合計への影響はないものの、米ドルクラスの価値は、米ドル/豪ドルの為替レートに応じて変動する。そのため、米ドルの15%の上昇/下落は、それぞれの米ドルクラスの純資産に+/-15%の影響を与えるが、その他のクラスには影響を与えない。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、サブ・ファンドには、ヘッジを含む純資産額の+/-5%を超える以下の通貨の集中があった。

| 通貨 | 通貨の集中 | 通貨の集中 |
|-----|------------|------------|
| | 2026年3月31日 | 2025年9月30日 |
| 米ドル | 36.42% | 40.35% |

マスター・ファンドに関しては、2026年3月31日および2025年9月30日現在、ヘッジを含む純資産額の+/-5%超の通貨の集中はなかった。

() 金利リスク

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、固定利付証券に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な直接的な金利リスク・エクスポージャーを有していなかった。しかし、サブ・ファンドはマスター・ファンドの投資ポートフォリオを通じて間接的な金利エクスポージャーを有していた。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下のとおりである。

2026年3月31日現在

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 無利息 | 合計 |
|-----------------------|------------|---------|-----|-------------|-------------|
| 資産 | | | | | |
| 現金および現金同等物 | 32,938,448 | - | - | 61,429 | 32,999,877 |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | - | - | - | 817,453,103 | 817,453,103 |
| その他の資産 | - | - | - | 11,302,908 | 11,302,908 |
| 資産合計 | 32,938,448 | - | - | 828,817,440 | 861,755,888 |
| 負債 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | - | - | - | 8,472,122 | 8,472,122 |
| その他の負債 | - | - | - | 4,003,781 | 4,003,781 |
| 受益者に帰属する純資産を除く負債合計 | - | - | - | 12,475,903 | 12,475,903 |

2025年9月30日現在

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 無利息 | 合計 |
|-----------------------|------------|---------|-----|-------------|-------------|
| 資産 | | | | | |
| 現金および現金同等物 | 30,278,344 | - | - | 43,397 | 30,321,741 |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | - | - | - | 831,590,652 | 831,590,652 |
| その他の資産 | - | - | - | 6,562,914 | 6,562,914 |
| 資産合計 | 30,278,344 | - | - | 838,196,963 | 868,475,307 |
| 負債 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | - | - | - | 5,734,453 | 5,734,453 |
| 投資購入未払金 | - | - | - | 11,002,820 | 11,002,820 |
| その他の負債 | - | - | - | 7,729,315 | 7,729,315 |
| 受益者に帰属する純資産を除く負債合計 | - | - | - | 24,466,588 | 24,466,588 |

マスター・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは、以下のとおりである。

2026年3月31日現在

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 無利息 | 合計 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 資産 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 391,808,874 | 217,560,597 | 157,185,810 | 19,449,351 | 786,004,632 |
| 資産合計 | 391,808,874 | 217,560,597 | 157,185,810 | 19,449,351 | 786,004,632 |

2025年9月30日現在

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 無利息 | 合計 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 資産 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 439,334,773 | 199,249,264 | 132,920,221 | 19,108,491 | 790,612,749 |
| 資産合計 | 439,334,773 | 199,249,264 | 132,920,221 | 19,108,491 | 790,612,749 |

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

サブ・ファンドの集団投資スキーム/ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファンドの募集要項に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品进行评估することが必要となる可能性がある。

以下のサブ・ファンドに関する分析は、基礎となるファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーに基づき表示されている。

10%の価格変動が純資産額に与える影響

| | 2026年3月31日 上昇 | 2026年3月31日 下落 | 2025年9月30日 上昇 | 2025年9月30日 下落 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 銀行 | 4.8% | (4.8%) | 4.7% | (4.7%) |
| 保険 | 1.0% | (1.0%) | 1.3% | (1.3%) |
| ホテル、モーター、旅 館およびカジノ | 0.1% | (0.1%) | 0.0% | 0.0% |
| ファンド | 0.2% | (0.2%) | 0.2% | (0.2%) |
| 金融 | 0.8% | (0.8%) | 1.1% | (1.1%) |
| その他 | 2.8% | (2.8%) | 2.4% | (2.4%) |
| ポートフォリオ合計 | 9.7% | (9.7%) | 9.7% | (9.7%) |

() 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性あることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引相手先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはサブ・ファンドまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資（これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。）および発行規模の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じるため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。集団投資スキームは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めない場合があることを含む。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファン

ドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにサブ・ファンドの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、IFRS会計基準によって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、負債の金額はすべて、3か月以内に返済期限を迎える。

2026年3月31日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ438,396,574豪ドルおよび446,223,890豪ドルであった。2025年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ389,818,332豪ドルおよび395,535,126豪ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジド・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジド・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ(担保付および無担保)を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人(デリバティブの契約相手先を含む。)が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手順を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される(必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。)。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている(直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。)。当該相殺権により資産と負債の報告額は相殺されていないが、債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている同一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社はその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社/受託会社の債権者によるその他の法的保護(以下「支払不能」という。)に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

保管会社と副保管会社/受託会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社/受託会社が保有するすべての現金(以下「顧客資金」という。)を失うこと。

保管会社または副保管会社/受託会社が、サブ・ファンドと合意した手続き(存在する場合)に従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。

適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社/受託会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券(以下「トラスト資産」という。)または保管会社または副保管会社/受託会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。

保管会社もしくは副保管会社/受託会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに/もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。

残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

サブ・ファンドの有価証券取引の清算および預託業務は、主に保管会社に集中している。2026年3月31日および2025年9月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資は保管会社(第三者である保管会社が保有する可能性のある定期預金を除く。)または対象となるブローカーに保管されている。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、以下の金融資産(デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権に対する投資)が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー(為替予約に係る想定元本を除く。)は以下のとおり分析できる。以下の表の金額は市場価値に基づいている。

| 金融商品の種類* | 2026年3月31日 (豪ドル) | 2025年9月30日 (豪ドル) |
|--------------|---------------------|---------------------|
| 現金および現金同等物 | 32,999,877 | 30,321,741 |
| 未収利息 | 60,905 | 28,630 |
| ブローカーに対する債権: | | |
| 担保金額 | 9,940,000 | 1,720,000 |
| 為替予約 | 644,806 | 17,659 |
| 申込受益証券未収入金 | 1,302,003 | 4,814,284 |
| 合計 | 44,947,591 | 36,902,314 |

* オープン・エンド型の投資会社は、サブ・ファンドを直接的な信用リスクにさらさないため、上記の表に含まれていない。

マスター・ファンドは、(マスター・ファンドの市場価額合計に対する割合として)発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

証券格付(該当がある場合)は、S&P/ムーディーズ/フィッチ・インベスター・サービスから入手したものである。

| 格付 | 2026年3月31日 | 2025年9月30日 |
|-------|------------|------------|
| A | 15.05% | 17.18% |
| B B B | 64.06 | 59.99 |
| B B | 4.70 | 4.87 |
| B | - | 1.52 |
| C C C | 1.37 | - |
| 格付なし | 14.82 | 16.44 |
| 合計 | 100.00% | 100.00% |

上記の表は、マスター・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、その事業体自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、この格付けされた事業体から取引相手先または発行体に強力な無条件の支援があると投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現金決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを有している場合、その想定元本は投資明細表に開示されている。2026年3月31日および2025年9月30日現在、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

2026年3月31日および2025年9月30日現在、サブ・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の5%を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

サブ・ファンドは、債務不履行の確率、債務不履行時のエクスポージャーおよび債務不履行時の損失を使用して信用リスクと予想信用損失を測定する。経営者は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮する。経営者は、取引相手先が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。その結果、かかる減損はサブ・ファンドにとって全く重要性がないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

以下の表は、マスター・ファンドについて、純資産額の5%を超える集中を示している。

| | 2026年3月31日 | 2025年9月30日 |
|------------------------|------------------------|------------|
| 集中 | マスター・ファンドの純資産に対する割合(%) | |
| オーストラリア・ニュージーランド 銀行 | 5.11 | 5.51 |

マスター・ファンドは、債務不履行の確率、債務不履行時のエクスポージャーおよび債務不履行時の損失を使用して信用リスクと予想信用損失を測定する。経営者は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮する。経営者は、取引相手先が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。その結果、かかる減損はマスター・ファンドにとって全く重要性がないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

(d) 追加的なリスク

追加的なリスクには以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

() 資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻しの影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

() 集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が増える結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

()オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記7に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理を手助けする目的で統制および手を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的実施される。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

()法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

12. 与信機関

2026年3月31日および2025年9月30日現在、すべての現金および現金同等物ならびにブローカーに対する債権/債務は、信用格付がA以上の以下の与信機関により保有されていた。与信機関の格付は、S & P /ムーディーズ・インベスターズ・サービス/フィッチ・レーティングスより取得しており、これらは監査を受けていない。

| 取引相手先 | 2026年3月31日 | | 2025年9月30日 | |
|--|------------|--------------|------------|--------------|
| | 豪ドル | 純資産比率 (%) | 豪ドル | 純資産比率 (%) |
| オーストラリア・ニュージーランド銀行 ⁽¹⁾ | 17,782,330 | 2.09 | 18,380,744 | 2.17 |
| BNPパリバ・エスエイ ⁽¹⁾ | 15,156,118 | 1.79 | 11,748,536 | 1.39 |
| ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー ⁽²⁾ | 61,429 | 0.01 | 43,397 | 0.01 |
| JPMorgan・チェース・アンド・カンパニー ⁽¹⁾ | - | - | 149,064 | 0.02 |
| 現金および現金同等物合計 | 32,999,877 | 3.89 | 30,321,741 | 3.59 |
| ブローカーに対する債権： ⁽³⁾ | | | | |
| H S B Cバンク・ピーエルシー | 5,160,000 | 0.61 | 350,000 | 0.04 |
| モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー | 4,400,000 | 0.52 | - | - |
| ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー | 380,000 | 0.04 | - | - |
| スタンダード・チャータード・バンク | - | - | 530,000 | 0.06 |
| ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | - | - | 840,000 | 0.10 |
| ブローカーに対する債権合計 | 9,940,000 | 1.17 | 1,720,000 | 0.20 |

(1) 定期預金

(2) 制限なし - 保管現金勘定

(3) 制限あり - 為替予約に係る現金担保

13. 為替レート

豪ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の豪ドルに対する為替レートが使用された。

| | 2026年3月31日 | 2025年9月30日 |
|----------|------------|------------|
| 円(JPY) | 108.960745 | 97.878236 |
| 米ドル(USD) | 0.684900 | 0.662750 |

14. ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引実行のみ、および/または取引実行と投資調査についてコミッションを支払う場合がある。2026年3月31日に終了した期間および2025年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

15. 偶発負債

2026年3月31日および2025年9月30日現在、偶発負債はなかった。

16. 後発事象

2026年3月31日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求される事象は発生しなかった。

17. 補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

投資明細表(無監査)

2026年3月31日現在

| 保有高/ 受益証券口数 | 銘柄 | 公正価値 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|----------------|---|---------------|--------------|
| | 投資ファンド* | | |
| | 豪ドル | | |
| 3,692,623 | オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド、クラスIO (ACC)豪ドル建受益証券 | 816,808,297 | 96.18 |
| | 投資ファンド合計 | 816,808,297 | 96.18 |

ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

| 満期日 | 通貨 | 買建 | 通貨 | 売建 | 取引相手先 | 未実現利得 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|----------------------------------|-----|--------|-----|--------|------------------------------------|----------------|--------------|
| 07/04/2026 | USD | 29,399 | AUD | 42,689 | Brown Brothers Harriman & Co.** | 239 | 0.00 |
| ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計 | | | | | | 239 | 0.00 |

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

| 満期日 | 通貨 | 買建 | 通貨 | 売建 | 取引相手先 | 未実現利得 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|------------------------------|-----|---------------|-----|------------|-------------------------------|----------------|--------------|
| 22/04/2026 | AUD | 3,197,405 | USD | 2,153,499 | HSBC Bank PLC | 52,349 | 0.01 |
| 22/04/2026 | AUD | 21,784,650 | USD | 14,613,111 | Morgan Stanley & Co. | 443,073 | 0.05 |
| 13/05/2026 | JPY | 2,280,035,263 | AUD | 20,970,875 | HSBC Bank PLC | 44,984 | 0.01 |
| 22/04/2026 | USD | 2,797,178 | AUD | 3,980,950 | State Street Bank & Trust Co. | 104,161 | 0.01 |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計 | | | | | | 644,567 | 0.08 |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約(続き)

| 満期日 | 通貨 | 買建 | 通貨 | 売建 | 取引相手先 | 未実現損失 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|------------------------------|-----|---------------|-----|-------------|--|----------------|--------------|
| 22/04/2026 | AUD | 545,687 | USD | 378,771 | BNP Paribas SA | (7,486) | (0.00) |
| 22/04/2026 | AUD | 1,073,986 | USD | 764,182 | Standard Chartered Bank | (42,056) | (0.01) |
| 22/04/2026 | AUD | 1,967,755 | USD | 1,385,494 | Australia & New Zealand Banking Group Ltd | (55,677) | (0.01) |
| 22/04/2026 | AUD | 3,728,167 | USD | 2,632,710 | UBS AG | (116,749) | (0.01) |
| 22/04/2026 | AUD | 9,021,486 | USD | 6,358,499 | State Street Bank & Trust Co. | (264,721) | (0.03) |
| 13/05/2026 | AUD | 43,605 | JPY | 4,868,335 | Australia & New Zealand Banking Group Ltd | (1,268) | (0.00) |
| 13/05/2026 | AUD | 89,250 | JPY | 10,057,266 | State Street Bank & Trust Co. | (3,451) | (0.00) |
| 13/05/2026 | AUD | 390,771 | JPY | 42,884,209 | HSBC Bank PLC | (4,507) | (0.00) |
| 13/05/2026 | AUD | 552,773 | JPY | 61,352,526 | NatWest Markets PLC | (12,733) | (0.00) |
| 13/05/2026 | JPY | 1,799,838,995 | AUD | 16,617,953 | NatWest Markets PLC | (28,226) | (0.00) |
| 22/04/2026 | USD | 118,560,651 | AUD | 177,102,106 | HSBC Bank PLC | (3,951,351) | (0.47) |
| 22/04/2026 | USD | 118,560,651 | AUD | 177,134,652 | Morgan Stanley & Co. | (3,983,897) | (0.47) |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計 | | | | | | (8,472,122) | (1.00) |

投資合計

| | 公正価値 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|----------------------------------|---------------|--------------|
| 投資ファンド合計 | 816,808,297 | 96.18 |
| ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計 | 239 | (0.00) |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計 | 644,567 | 0.08 |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計 | (8,472,122) | (1.00) |
| その他の資産および負債 | 40,299,004 | 4.74 |
| 買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産 | 849,279,985 | 100.00 |

* 系列ファンドを表している。

** サブ・ファンドの受託会社、管理事務代行および名義書換事務代行会社ならびに保管会社に係る関連当事者。

通貨略称:

AUD 豪ドル

JPY 円

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

投資明細表

2025年9月30日現在

| 保有高/ 受益証券口数 | 銘柄 | 公正価値 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|----------------|---|---------------|--------------|
| | 投資ファンド* | | |
| | 豪ドル | | |
| 3,791,424 | オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド、クラスIO (Acc)豪ドル建受益証券 | 831,572,993 | 98.53 |
| | 投資ファンド合計 | 831,572,993 | 98.53 |

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

| 満期日 | 通貨 | 買建 | 通貨 | 売建 | 取引相手先 | 未実現利得 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|------------------------------|-----|-----------|-----|-----------|-----------------------------|----------------|--------------|
| 10/11/2025 | AUD | 84,560 | USD | 54,397 | Morgan Stanley & Co. | 2,527 | 0.00 |
| 10/11/2025 | AUD | 505,638 | USD | 330,136 | UBS AG | 7,782 | 0.00 |
| 10/11/2025 | AUD | 785,336 | USD | 518,781 | Standard Chartered Bank | 2,995 | 0.00 |
| 26/11/2025 | AUD | 73,453 | JPY | 7,066,606 | Westpac Banking Corporation | 894 | 0.00 |
| 26/11/2025 | AUD | 82,195 | JPY | 7,978,806 | Morgan Stanley & Co. | 270 | 0.00 |
| 10/11/2025 | USD | 1,879,392 | AUD | 2,831,001 | BNP Paribas SA | 3,191 | 0.00 |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計 | | | | | | 17,659 | 0.00 |

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約(続き)

| 満期日 | 通貨 | 買建 | 通貨 | 売建 | 取引相手先 | 未実現損失 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|------------------------------|-----|---------------|-----|-------------|---|----------------|--------------|
| 10/11/2025 | AUD | 684,173 | USD | 455,060 | HSBC Bank PLC | (2,075) | (0.00) |
| 26/11/2025 | JPY | 7,881,780 | AUD | 81,142 | NatWest Markets PLC | (214) | (0.00) |
| 26/11/2025 | JPY | 50,343,644 | AUD | 520,175 | Morgan Stanley & Co. | (3,255) | (0.00) |
| 26/11/2025 | JPY | 1,594,277,794 | AUD | 16,667,776 | State Street Bank & Trust Co. | (297,997) | (0.04) |
| 26/11/2025 | JPY | 1,892,985,878 | AUD | 19,736,159 | HSBC Bank PLC | (299,295) | (0.04) |
| 10/11/2025 | USD | 320,480 | AUD | 498,098 | Morgan Stanley & Co. | (14,803) | (0.00) |
| 10/11/2025 | USD | 700,236 | AUD | 1,079,727 | Barclays Bank PLC | (23,745) | (0.00) |
| 10/11/2025 | USD | 1,035,603 | AUD | 1,573,902 | UBS AG | (12,174) | (0.00) |
| 10/11/2025 | USD | 1,443,765 | AUD | 2,187,821 | Australia & New Zealand Banking Group Ltd | (10,571) | (0.00) |
| 10/11/2025 | USD | 3,811,208 | AUD | 5,821,696 | HSBC Bank PLC | (74,256) | (0.01) |
| 10/11/2025 | USD | 107,830,412 | AUD | 165,095,362 | Standard Chartered Bank | (2,483,184) | (0.29) |
| 10/11/2025 | USD | 110,054,802 | AUD | 168,479,524 | State Street Bank & Trust Co. | (2,512,884) | (0.30) |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計 | | | | | | (5,734,453) | (0.68) |

| 投資合計 | 公正価値 (豪ドル) | 純資産比率 (%) |
|------------------------------|---------------|--------------|
| 投資ファンド合計 | 831,572,993 | 98.53 |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計 | 17,659 | 0.00 |
| クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計 | (5,734,453) | (0.68) |
| その他の資産および負債 | 18,152,520 | 2.15 |
| 買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産 | 844,008,719 | 100.00 |

* 系列ファンドを表している。

通貨略称：

AUD 豪ドル

JPY 円

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2026年4月末日)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約300億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)が発行する株式総数の上限については制限がない。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a)管理会社が清算される場合、(b)管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c)受託会社が、管理会社の変更が受益者(信託証書に定義される)の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d)管理会社が法により許容される限りできるだけ早期に解任されるべきことが、受益者によって受益者集会で特別決議(信託証書に定義される)により決議され、その旨決定された場合、または(e)発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がトラストの管理者でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失(信託証書に定義される)の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは()かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2026年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

| 国別(設立国) | 種類別(基本的性格) | 本数 | 純資産価格の合計 |
|---------|---------------------------------|----|---------------------|
| ケイマン諸島 | 契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。) | 14 | 3,274,059,938.17米ドル |

(3) その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるビーディーオー オーディット ソシエテ アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=160.39円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位:米ドル)

資産

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|---------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) |
| 現金、中央銀行および郵便局における残高 | 31.1,31.3 | 3,758,468,702 | 602,820,795 | 3,286,867,465 | 527,180,673 |
| 財務省証券および類似証券 | 31.1,31.3 | 200,269,618 | 32,121,244 | 199,832,228 | 32,051,091 |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金 | 3,15,31.1,31.3 | 4,808,028,472 | 771,159,687 | 4,294,491,534 | 688,793,497 |
| a) 要求払い | | 1,557,856,568 | 249,864,615 | 2,066,200,527 | 331,397,903 |
| b) その他のローンおよび貸付金 | | 3,250,171,904 | 521,295,072 | 2,228,291,007 | 357,395,595 |
| 顧客に対するローンおよび貸付金 | 31.1,31.3 | 251,052 | 40,266 | 4,714,184 | 756,108 |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産 | 4 | 4,458,441 | 715,089 | 3,903,373 | 626,062 |
| その他の資産 | 5 | 1,351 | 217 | 828 | 133 |
| 前払金および未収収益 | 6,15 | 76,260,863 | 12,231,480 | 101,694,508 | 16,310,782 |
| 資産合計 | 7 | 8,847,738,499 | 1,419,088,778 | 7,891,504,120 | 1,265,718,346 |

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2025年12月31日現在
(単位:米ドル)

負債

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|-------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) |
| 金融機関に対する未払金 | 15,31.1 | 3,107,215,675 | 498,366,322 | 2,506,417,471 | 402,004,298 |
| a) 要求払い | | 3,107,215,675 | 498,366,322 | 2,506,417,471 | 402,004,298 |
| b) 合意済み満期日付 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 顧客に対する未払金 | 8,15,31.1 | 4,795,789,514 | 769,196,680 | 4,535,446,327 | 727,440,236 |
| a) 要求払い | | 4,572,644,014 | 733,406,373 | 4,535,446,327 | 727,440,236 |
| b) 合意済み満期日付 | | 223,145,500 | 35,790,307 | 0 | 0 |
| その他の負債 | 9 | 1,316,441 | 211,144 | 1,192,954 | 191,338 |
| 未払金および繰延利益 | 10,15 | 42,042,303 | 6,743,165 | 37,659,075 | 6,040,139 |
| 引当金 | | 22,509,864 | 3,610,357 | 45,239,623 | 7,255,983 |
| a) 納税引当金 | 11 | 19,547,398 | 3,135,207 | 42,603,767 | 6,833,218 |
| b) その他の引当金 | 12 | 2,962,466 | 475,150 | 2,635,856 | 422,765 |
| 発行済資本 | 13 | 187,117,966 | 30,011,851 | 187,117,966 | 30,011,851 |
| 準備金 | 14 | 577,902,940 | 92,689,853 | 463,212,940 | 74,294,723 |
| 繰越損益 | 14 | 527,764 | 84,648 | 470,846 | 75,519 |
| 当期利益 | | 113,316,032 | 18,174,758 | 114,746,918 | 18,404,258 |
| 負債合計 | 16 | 8,847,738,499 | 1,419,088,778 | 7,891,504,120 | 1,265,718,346 |

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2025年12月31日現在

(単位:米ドル)

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|-------------------------|---------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) |
| 偶発債務 | 17,31.1 | 107,227 | 17,198 | 89,985 | 14,433 |
| 内訳: | | | | | |
| 保証金および担保証券として 差入れた資産 | | 107,227 | 17,198 | 89,985 | 14,433 |
| 信託運用 | 20 | 56,368,677,313 | 9,040,972,154 | 46,487,696,372 | 7,456,161,621 |

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2025年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|--|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) |
| 利息収益および類似収益 | | 322,448,235 | 51,717,472 | 334,798,656 | 53,698,356 |
| 内訳： | | | | | |
| - 金融機関および顧客に対する未払金について受領された利息 | | 16,145 | 2,589 | 170,130 | 27,287 |
| - 固定利付証券から | | 8,679,713 | 1,392,139 | 839,678 | 134,676 |
| - 為替スワップからの金利差益 | | 75,888,154 | 12,171,701 | 42,495,059 | 6,815,783 |
| 支払利息および類似費用 | | (192,435,252) | (30,864,690) | (217,563,057) | (34,894,939) |
| 内訳： | | | | | |
| - ローンおよび貸付金ならびに金融機関における残高について支払われた負の利息 | | (58,979) | (9,460) | (226,173) | (36,276) |
| - 為替スワップからの金利差損 | | (1,225,907) | (196,623) | (2,772,774) | (444,725) |
| 有価証券からの収益 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 手数料収益 | 21 | 120,512,567 | 19,329,011 | 121,307,445 | 19,456,501 |
| 支払手数料 | | (35,420,630) | (5,681,115) | (31,659,133) | (5,077,808) |
| 金融業務の純利益 | | 4,917,345 | 788,693 | 5,462,993 | 876,209 |
| その他の事業収益 | 22 | 4,142,643 | 664,439 | 6,648,265 | 1,066,315 |
| 一般管理費用 | | (66,050,992) | (10,593,919) | (58,406,260) | (9,367,780) |
| a) スタッフ費用 | 24,25 | (31,997,105) | (5,132,016) | (27,010,900) | (4,332,278) |
| 内訳： | | | | | |
| - 賃金およびサラリー | | (22,221,731) | (3,564,143) | (21,603,840) | (3,465,040) |
| - 社会保障費 | | (3,097,388) | (496,790) | (2,394,518) | (384,057) |
| 内訳： | | | | | |
| - 年金に関する社会保障費 | | (1,855,974) | (297,680) | (1,584,280) | (254,103) |
| b) その他の一般管理費用 | 26,30 | (34,053,887) | (5,461,903) | (31,395,360) | (5,035,502) |

| | | | | | |
|----------------------|---------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 有形および無形資産に関する価値調整 | | (1,809,042) | (290,152) | (1,338,269) | (214,645) |
| その他の事業費用 | 23 | (3,650,797) | (585,551) | (4,860,403) | (779,560) |
| 経常収益にかかる税金 | 11,27.1 | (35,963,929) | (5,768,255) | (37,869,782) | (6,073,934) |
| 税引後経常収益 | | <u>116,690,148</u> | <u>18,715,933</u> | <u>116,520,455</u> | <u>18,688,716</u> |
| 前勘定科目に表示されていないその他の税金 | 27.2 | (3,374,116) | (541,174) | (1,773,537) | (284,458) |
| 当期利益 | | <u><u>113,316,032</u></u> | <u><u>18,174,758</u></u> | <u><u>114,746,918</u></u> | <u><u>18,404,258</u></u> |

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2025年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFJ」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFJ)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のEU規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

当行の取締役会は、当行が継続企業として存続できるかどうかについて評価を行い、当行が、当面の間、業務を継続する資源を有していることに満足している。さらに、取締役会は、当行の継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせるような重大な不確実性を認識していない。そのため、財務書類は、引き続き継続企業ベースで作成されている。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2025年12月31日現在使用された主な外国為替レートは以下の通りである。

| | | | |
|-------|---|----------|------|
| 1 米ドル | = | 0.8732 | 英ポンド |
| 1 米ドル | = | 156.7449 | 日本円 |
| 1 米ドル | = | 0.8515 | ユーロ |

2.3. 金融商品

2.3.1 債務証券 - 財務省証券

債務証券への投資は、取引費用を含む取得原価で計上される。債務証券を満期まで保有する意図があり、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的として保有されている場合、すなわち元本支払および利息の受け取りのみを目的として保有されている場合、償却原価で分類される。これらの金融資産からの受取利息は、実効金利法を使用して利息収益および類似収益に含まれる。

貸借対照表日の債務証券の時価が取得原価を下回り、この下落が恒久的であるとみなされる場合、価値調整が計上される。価格の下落が恒久的でないといみなされる場合、調整は行われない。時価が取得原価を上回る場合、減損調整は計上されない。

債務証券は、契約上のキャッシュ・フローに対する権利が失効した時点で認識が中止される。

2.3.2 デリバティブ

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2025年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2024年: 0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2025年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2024年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器：4年
- ・ソフトウェア：4年および5年
- ・その他の無形資産：5年
- ・その他の有形資産：10年
- ・のれん：5年

2.9. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.10. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.11. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.12. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.13. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および手数料収益で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および手数料収益を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、額面価格で表示され、残存期間別に以下のとおりである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|----------|----------------------|----------------------|
| 3か月以下 | 2,801,357,830 | 2,655,900,236 |
| 3か月超1年以下 | 2,006,670,642 | 1,638,591,298 |
| | <u>4,808,028,472</u> | <u>4,294,491,534</u> |

注4 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

| | 期首現在 価値総額 米ドル | 追加 米ドル | 売却 米ドル | 為替差額 米ドル | 期末現在 価値総額 米ドル | 価値調整 累計 米ドル | 期末現在 価値純額 米ドル |
|-----------------------------|---------------------|-----------|-----------|-------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 1. 有形資産 | 1,727,221 | 184,277 | 0 | 232,258 | 2,143,756 | 1,415,077 | 728,679 |
| a) ハードウェア | 608,987 | 100,028 | 0 | 81,718 | 790,733 | 652,466 | 138,267 |
| b) その他付属品、 家具、機器、 車両 | 1,118,234 | 84,249 | 0 | 150,540 | 1,353,023 | 762,611 | 590,412 |
| 2. 無形資産 | 20,617,076 | 1,717,681 | 0 | 2,505,479 | 24,839,747 | 21,109,985 | 3,729,762 |
| a) ソフトウェア | 18,671,637 | 1,717,681 | 0 | 2,505,479 | 22,894,308 | 19,164,546 | 3,729,762 |
| b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん | 1,945,439 | 0 | 0 | 0 | 1,945,439 | 1,945,439 | 0 |
| 固定資産合計 | 22,344,297 | 1,901,958 | 0 | 2,737,737 | 26,983,503 | 22,525,062 | 4,458,441 |

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注5 その他の資産

| | 2025年 ドル | 2024年 米ドル |
|--------|--------------|--------------|
| その他の資産 | 1,351 | 828 |
| | <u>1,351</u> | <u>828</u> |

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|---|-------------------|--------------------|
| 未収利息 | 45,906,135 | 51,215,873 |
| スワップに係る未収利息 | 1,260,473 | 1,016,193 |
| 管理会社手数料 | 832,658 | 746,915 |
| 信託業務手数料 | 1,237,414 | 1,141,795 |
| 全体保管手数料 | 6,770,840 | 8,924,903 |
| 投資ファンド手数料 | 12,281,965 | 9,463,198 |
| その他の未収収益 | 4,864,145 | 2,037,276 |
| その他の手数料 | 0 | 1,333,062 |
| その他の前払金 | 0 | 0 |
| 外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2) | 0 | 24,854,537 |
| 前払一般経費 | 1,500,995 | 985,936 |
| 前払法人税 | 21,092 | 114,246 |
| 未収還付付加価値税(VAT) | 1,585,146 | (139,426) |
| | <u>76,260,863</u> | <u>101,694,508</u> |

注7 外貨建て資産

2025年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,128,275,651米ドル(2024年：4,981,621,281米ドル)である。

注8 顧客未払金

2025年12月31日現在、顧客に対する未払金は、要求払いの4,572,644,014米ドル(2024年：4,535,446,327米ドル)および合意済み満期日付の223,145,500米ドル(2024年：なし)で構成される。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|------|------------------|------------------|
| 優先債務 | 1,227,760 | 951,876 |
| 諸債務 | 88,681 | 241,078 |
| | <u>1,316,441</u> | <u>1,192,954</u> |

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|---|-------------------|-------------------|
| 未払手数料 | 9,524,739 | 7,675,294 |
| 未払一般経費 | 8,484,858 | 9,047,023 |
| 未払利息 | 14,845,211 | 19,335,272 |
| その他の繰延収益 | 4,404 | 12,081 |
| 外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2) | 4,228,096 | 0 |
| その他の未払費用 | 1,747,570 | 1,589,405 |
| 制限付き資金 - 制裁* | 2,429,672 | 0 |
| その他の手数料 | 777,753 | 0 |
| | <u>42,042,303</u> | <u>37,659,075</u> |

2,429,672米ドル(192,190,442ロシア・ルーブル)の残高は、ロシア・ウクライナ紛争に関連して課された国際制裁の対象となる資金であり、これにより、当行は当該資金を振り替え、換金、またはその他の方法で各顧客に提供することが制限されている。

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

当行は、法定資本の通貨である米ドルで財務書類を作成する。2018年9月、税務当局は、2016年6月21日付通達L.G.-A 60に基づき税金の機能通貨として米ドルを使用ことを当行に許可した。

その結果、財務および商業用の貸借対照表は、同じ通貨である米ドルで作成されている。

2025年12月31日現在、繰延税金はない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|----------|------------------|------------------|
| 従業員報酬引当金 | 2,962,466 | 2,635,856 |
| | <u>2,962,466</u> | <u>2,635,856</u> |

注13 発行済資本

2025年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

| | 法定準備金 米ドル | その他の準備金 米ドル | 繰越損益 米ドル |
|---------------------|-------------------|--------------------|----------------|
| 2025年1月1日現在の残高 | 18,771,180 | 444,441,760 | 470,846 |
| 2024年12月31日終了年度の利益 | 0 | 0 | 114,746,918 |
| 利益の増加 | | | |
| - 株主への配当金支払 | 0 | 0 | 0 |
| - 2024年純資産税準備金への振替 | 0 | 13,601,000 | (13,601,000) |
| - 2019年純資産税準備金からの振替 | 0 | 0 | 0 |
| 2020年純資産税の利用可能準備金 | 0 | (10,911,000) | 10,911,000 |
| - 自由準備金への割り当て | 0 | 112,000,000 | (112,000,000) |
| - 法定準備金への割り当て | 0 | 0 | 0 |
| 2025年12月31日現在の残高 | <u>18,771,180</u> | <u>559,131,760</u> | <u>527,764</u> |

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2025年12月31日現在、総額65,180,675米ドル(2024年:62,490,675米ドル)の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2025年4月30日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、13,601,000米ドルを2024年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2020年の純資産税特別準備金10,911,000米ドルを取り崩した。

2025年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

| | 2025年 純資産税準備金 米ドル |
|------------------|-------------------------|
| 2021年 | 11,874,000 |
| 2022年 | 12,265,675 |
| 2023年 | 13,380,000 |
| 2024年 | 14,060,000 |
| 2025年 | 13,601,000 |
| 2025年12月31日現在の残高 | <u>65,180,675</u> |

注15 関連会社残高

2025年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| 金融機関に対するローンおよび貸付金 | 4,356,745,350 | 3,530,745,328 |
| 前払金および未収収益 | 46,704,978 | 51,409,241 |
| | <u>4,403,450,328</u> | <u>3,582,154,569</u> |

負債

| 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|--------------|--------------|
|--------------|--------------|

| | | |
|-------------|----------------------|----------------------|
| 金融機関に対する未払金 | 3,053,545,332 | 2,453,893,363 |
| 顧客に対する未払金 | 466,207,461 | 487,520,002 |
| 未払金および繰延利益 | 6,947,949 | 11,814,569 |
| | <u>3,526,700,742</u> | <u>2,953,227,934</u> |

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付の(パート4)規則(EU)575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

注16 外貨建て負債

2025年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、5,124,026,463米ドル(2024年：4,981,621,281米ドル)である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-------|----------------|---------------|
| 発行済念書 | <u>107,227</u> | <u>89,985</u> |

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント | | |
| 1年から5年 | 2,217,576 | 3,150,645 |
| 5年以上 | 0 | 0 |
| | <u>2,217,576</u> | <u>3,150,645</u> |

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2025年および2024年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 手数料収益

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 投資ファンド報酬 | 30,753,412 | 28,904,862 |
| 機関投資家からの全体保管報酬 | 80,374,806 | 83,848,999 |
| 信託取引報酬 | 4,860,157 | 4,502,435 |
| 管理会社に対するサービス報酬 | 967,632 | 848,860 |
| その他の報酬および手数料 | 3,556,560 | 3,202,289 |
| | <u>120,512,567</u> | <u>121,307,445</u> |

手数料収益は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

1992年6月17日法の第69条(2)の適用により、金融機関の財務書類において、収益源は地域別に分析されていない。

注22 その他の事業収益

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-----------------|--------------|--------------|
| 過年度の法人税の調整 | 187,951 | 21,422 |
| 過年度の手数料の調整 | 1,588,502 | 2,698,513 |
| 過年度の一般経費調整からの利益 | 1,150,371 | 2,818,786 |
| 副保管報酬の払い戻し(*) | 1,214,260 | 1,108,055 |
| その他の事業収益 | 1,559 | 1,489 |
| | 4,142,643 | 6,648,265 |

(*)副保管報酬の払い戻し：ブラウン・ブラザーズ・ハリマンからシティバンクへの副保管会社の変更に関連するシティバンクからの移管費用の払い戻し。

注23 その他の事業費用

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-----------------|--------------|--------------|
| 過年度の一般経費調整からの費用 | 672,685 | 2,015,093 |
| 過年度の手数料(*) | 2,871,992 | 1,709,746 |
| 過年度の利息 | 0 | 621,603 |
| その他事業損失 | 106,120 | 513,961 |
| | 3,650,797 | 4,860,403 |

(*)過年度の手数料には、当該期間中に当行に対して請求されていなかった三菱・ファンド・サービスズ(F S)に支払われる手数料の2,871,992米ドルが含まれており、これは期末の決済時に計上されたものである。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

| | 2025年 人数 | 2024年 人数 |
|-------|-------------|-------------|
| 上級管理職 | 40 | 33 |
| 中間管理職 | 121 | 110 |
| 従業員 | 37 | 37 |
| | 198 | 180 |

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|--------|--------------|--------------|
| 上級管理職 | 7,871,094 | 6,891,042 |
| 内、各種報酬 | 818,877 | 786,127 |
| 内、固定報酬 | 7,052,217 | 6,104,915 |

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2025年および2024年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|------------|-------------------|-------------------|
| データ費用 | 668,616 | 617,081 |
| 維持費 | 1,516,762 | 993,416 |
| 会費 | 1,416,083 | 1,300,323 |
| 専門家報酬 | 9,616,782 | 10,075,901 |
| 賃貸および関連費用 | 2,032,586 | 1,968,873 |
| 業務契約 | 7,085,964 | 5,410,449 |
| 業務費用 | 5,069,313 | 4,719,531 |
| システム費用 | 5,282,691 | 5,100,833 |
| 通信費用 | 757,147 | 672,820 |
| 旅費、交通費、出張費 | 453,476 | 372,436 |
| その他の費用 | 154,467 | 163,697 |
| | <u>34,053,887</u> | <u>31,395,360</u> |

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-------|-------------------|-------------------|
| 法人税 | 25,826,879 | 27,645,152 |
| 地方事業税 | 10,137,050 | 10,224,630 |
| | <u>35,963,929</u> | <u>37,869,782</u> |

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|------------|------------------|------------------|
| 付加価値税(VAT) | 3,286,665 | 1,637,642 |
| その他の税金 | 87,451 | 135,895 |
| | <u>3,374,116</u> | <u>1,773,537</u> |

注28 親会社

2020年12月31日以降、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律(以下「法律」という。)を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度(「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FGDL」という。))および投資者への補償制度(「ルクセンブルグ投資家補償制度」(以下「SIIIL」という。))は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれFGDLに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金(「ルクセンブルグ破綻処理基金」(以下「FRL」という。))に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収された。

法律第179条(1)において定義されるとおり、FGDLの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収された。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2025年12月31日終了年度において、当行のFRLへの年間拠出金は、3,840ユーロ(4,510米ドル)(2024年:338ユーロ(367米ドル))であった。

注30 監査報酬

EUの監査法および監査法人の強制的ローテーションの枠組みにおいて、当行は、2020年度からピーディーオー オーディット ソシエテ アノニムを任命している。

当行の監査報酬は、以下のとおりである(付加価値税(VAT)を除く)。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|--------|----------------|----------------|
| 監査報酬 | 271,970 | 235,765 |
| 監査関連報酬 | 89,522 | 73,515 |
| 税務報酬 | 14,748 | 20,037 |
| | <u>376,240</u> | <u>329,317</u> |

監査人の提供されたその他の監査関連報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 2025年1月1日から2025年12月31日までの期間におけるISA E 3402報告書

会計年度に関連する税務報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税(VAT)申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2025年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

| 米ドルによる簿価 | 3か月以下 米ドル | 3か月超 1年以下 米ドル | 1年超 5年以下 米ドル | 5年超 米ドル | 合計 米ドル |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|------------|----------------------|
| 金融資産 | | | | | |
| 商品クラス | | | | | |
| BCL残高(BCL準備金を含む) | 3,758,468,702 | 0 | 0 | 0 | 3,758,468,702 |
| 財務省証券および類似証券 | 0 | 200,269,618 | 0 | 0 | 200,269,618 |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金 | 2,801,357,830 | 2,006,670,642 | 0 | 0 | 4,808,028,472 |
| 顧客に対するローンおよび貸付金 | 251,052 | 0 | 0 | 0 | 251,052 |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融資産合計 | <u>6,560,077,584</u> | <u>2,206,940,260</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>8,767,017,844</u> |
| 金融負債 | | | | | |
| 商品クラス | | | | | |
| 金融機関に対する未払金 | 3,107,215,675 | 0 | 0 | 0 | 3,107,215,675 |
| 顧客に対する未払金 | 4,795,789,514 | 0 | 0 | 0 | 4,795,789,514 |
| 金融負債合計 | <u>7,903,005,189</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>7,903,005,189</u> |
| 偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目 | | | | | |
| 保証金 | 107,227 | 0 | 0 | 0 | 107,227 |
| 保証金合計 | <u>107,227</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>107,227</u> |

2024年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

| 米ドルによる簿価 | 3か月以下 米ドル | 3か月超 1年以下 米ドル | 1年超 5年以下 米ドル | 5年超 米ドル | 合計 米ドル |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|------------|----------------------|
| 金融資産 | | | | | |
| 商品クラス | | | | | |
| BCL残高(BCL準備金を含む) | 3,286,867,465 | 0 | 0 | 0 | 3,286,867,465 |
| 財務省証券および類似証券 | 0 | 199,832,228 | 0 | 0 | 199,832,228 |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金 | 2,655,900,236 | 1,638,591,298 | 0 | 0 | 4,294,491,534 |
| 顧客に対するローンおよび貸付金 | 4,714,184 | 0 | 0 | 0 | 4,714,184 |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融資産合計 | <u>5,947,481,885</u> | <u>1,838,423,526</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>7,785,905,411</u> |
| 金融負債 | | | | | |
| 商品クラス | | | | | |
| 金融機関に対する未払金 | 2,506,417,471 | 0 | 0 | 0 | 2,506,417,471 |
| 顧客に対する未払金 | 4,535,446,327 | 0 | 0 | 0 | 4,535,446,327 |
| 金融負債合計 | <u>7,041,863,798</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>7,041,863,798</u> |
| 偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目 | | | | | |
| 保証金 | 89,985 | 0 | 0 | 0 | 89,985 |
| 保証金合計 | <u>89,985</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>89,985</u> |

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2025年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

| 米ドルによる 想定支払額 | 3か月以下 米ドル | 3か月超 1年以下 米ドル | 1年超 5年以下 米ドル | 5年超 米ドル | 合計 米ドル | 公正価値 米ドル |
|-----------------|---------------|---------------------|--------------------|------------|---------------|-------------|
| 金融資産 | | | | | | |
| 商品クラス | | | | | | |
| 外国為替取引 | | | | | | |
| 先渡 | 972,248,510 | 228,843 | 0 | 0 | 972,477,353 | 12,401,799 |
| スワップ | 1,099,236,699 | 0 | 0 | 0 | 1,099,236,699 | 2,580,036 |
| 合計 | 2,071,485,209 | 228,843 | 0 | 0 | 2,071,714,052 | 14,981,835 |
| 金融負債 | | | | | | |
| 商品クラス | | | | | | |
| 外国為替取引 | | | | | | |
| 先渡 | 987,260,298 | 238,339 | 0 | 0 | 987,498,637 | 12,401,919 |
| スワップ | 2,061,429,766 | 0 | 0 | 0 | 2,061,429,766 | 5,858,044 |
| 合計 | 3,048,690,064 | 238,339 | 0 | 0 | 3,048,928,403 | 18,259,963 |

上記の金額には、取引日が2025年12月31日以前で、評価日が2025年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2024年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

| 米ドルによる 想定支払額 | 3か月以下 米ドル | 3か月超 1年以下 米ドル | 1年超 5年以下 米ドル | 5年超 米ドル | 合計 米ドル | 公正価値 米ドル |
|-----------------|---------------|---------------------|--------------------|------------|---------------|-------------|
| 金融資産 | | | | | | |
| 商品クラス | | | | | | |
| 外国為替取引 | | | | | | |
| 先渡 | 1,502,893,757 | 0 | 0 | 0 | 1,502,893,757 | 30,015,653 |
| スワップ | 2,828,974,903 | 0 | 0 | 0 | 2,828,974,903 | 26,209,809 |
| 合計 | 4,331,868,660 | 0 | 0 | 0 | 4,331,868,660 | 56,225,462 |
| 金融負債 | | | | | | |
| 商品クラス | | | | | | |
| 外国為替取引 | | | | | | |
| 先渡 | 1,537,068,361 | 0 | 0 | 0 | 1,537,068,361 | 30,000,897 |
| スワップ | 155,717,393 | 0 | 0 | 0 | 155,717,393 | 752 |
| 合計 | 1,692,785,754 | 0 | 0 | 0 | 1,692,785,754 | 30,001,649 |

上記の金額には、取引日が2024年12月31日以前で、評価日が2024年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2025年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

| | 2025年 簿価 米ドル | 2024年 簿価 米ドル |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 金融資産 | | |
| 商品クラス別かつ地域別 | | |
| 現金、BCL残高 | 3,758,468,702 | 3,286,867,465 |
| 内、BCL最低準備金 | 74,436,888 | 69,995,793 |
| EU加盟国 | 3,758,468,702 | 3,286,867,465 |
| 財務省証券および類似証券 | 200,269,618 | 199,832,228 |
| 北および中央アメリカ | 200,269,618 | 199,832,228 |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金 | 4,808,028,472 | 4,294,491,534 |
| EU加盟国 | 253,016,741 | 436,090,034 |
| 北および中央アメリカ | 906,897,898 | 139,883,453 |
| アジア | 3,548,202,358 | 3,513,421,323 |
| ヨーロッパ、非EU加盟国 | 90,135,164 | 187,938,468 |
| オーストラリアおよびニュージーランド | 9,776,311 | 17,158,256 |
| 顧客に対するローンおよび貸付金 | 251,052 | 4,714,184 |
| EU加盟国 | 2,384 | 988,290 |
| 北および中央アメリカ | 241,571 | 3,697,764 |
| アジア | 0 | 0 |
| ヨーロッパ、非EU加盟国 | 7,097 | 28,130 |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券 | 0 | 0 |
| EU加盟国 | 0 | 0 |
| その他の資産 | 1,351 | 828 |
| EU加盟国 | 1,351 | 828 |
| 合計 | 8,767,019,195 | 7,785,906,239 |

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2025年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

| | 2025年 想定支払額 米ドル | 2025年 リスク相当額 米ドル |
|--------------|-----------------------|------------------------|
| 金融資産 | | |
| 商品クラス別かつ地域別 | | |
| 外国為替取引 | | |
| 先渡 | | |
| EU加盟国 | 987,564,231 | (12,153,195) |
| アメリカ | 904,100,554 | 12,152,583 |
| アジア | 0 | 0 |
| ヨーロッパ、非EU加盟国 | 68,311,206 | 492 |
| スワップ | | |
| ヨーロッパ、非EU加盟国 | 3,160,666,464 | (3,278,007) |
| 合計 | 5,120,642,455 | (3,278,127) |

2024年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

| | 2024年 想定支払額 米ドル | 2024年 リスク相当額 米ドル |
|--------------|-----------------------|------------------------|
| 金融資産 | | |
| 商品クラス別かつ地域別 | | |
| 外国為替取引 | | |
| 先渡 | | |
| EU加盟国 | 116,880,770 | 167,935 |
| アメリカ | 1,280,350,167 | 27,061,976 |
| アジア | 80,506,769 | 1,112,478 |
| ヨーロッパ、非EU加盟国 | 25,156,049 | 1,673,263 |
| スワップ | | |
| ヨーロッパ、非EU加盟国 | 2,828,974,905 | 26,209,809 |
| 合計 | 4,331,868,660 | 56,225,461 |

注32 後発事象

取締役会は、中東における地政学的緊張、特にイランでの紛争の激化に関連する最近の動向を注視している。

当行の同地域における事業活動(または同地域に所在する顧客/サプライヤーとの取引)は限定的であることから、取締役会は現段階において、これらの最近の動向が当行の将来の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性は低いと判断している。

こうした状況を受け、リスク管理部門は、当行の業務に及ぼしうる影響について具体的な評価を実施した。この評価に基づき、当行は、年次決算の承認日現在、上記の地政学的動向が以下の項目に重大な影響を及ぼしていないことを確認している。

- ・ 保管資産および運用資産
- ・ 運用ファンドの時価および純資産価値
- ・ 資金の流入・流出、取引活動および手数料収益

取締役会および経営陣は、引き続き状況を注視していく。

さらに、地政学的緊張は、エネルギーおよび商品市場のボラティリティの高まりや、金利および為替レートの変動を招き、経済環境の不確実性を増大させる要因となり得る。状況は依然として流動的であるため、現段階において当行への直接的または間接的な潜在的影響を正確に評価することは困難である。

取締役会は、必要に応じて適切な措置を講じることができるよう、引き続き事態の推移を注視している。

当行は、2025年12月31日から現在の財務書類の発行が承認された日までに発生したであろう調整された事象については認識していない。

注33 偶発事象

通常の営業過程で発生する可能性があるため、当行は、時には、一定の請求の対象となることがある。訴訟の結果は本質的に不確実である。現在進行中の訴訟について、重大な請求が請求権者に有利になる可能性は経営陣により低いと見なされているため、当該財務書類には関連する引当金は計上されていない。過去の事象について信頼性のある評価が可能な場合には、それぞれの引当金を計上する。

注34 第2の柱

当行は、大規模な企業グループに対して15%の世界的な最低実効税率を導入する E C D (経済協力開発機構)の第2の柱のモデル規則の対象となる多国籍グループに属している。

ルクセンブルクおよびアイルランドを含む当グループが事業を展開する管轄区域では、第2の柱の法律が制定されており、これらは当行および当行のダブリン支店に適用される。

当行は、ルクセンブルクにおける事業活動およびアイルランドの海外支店を通じて、第2の柱による課税の対象となる。

評価および定量的影響：

ルクセンブルク

当グループは、国別報告書(C b C R)の移行期間におけるセーフハーバー・ルールの評価を実施した。この評価に基づき、ルクセンブルクの構成事業体は、簡易実効税率(E T R)のテストを満たすと見込まれる。

したがって、2025年12月31日終了会計年度において、ルクセンブルクでは第2の柱による追加課税または適格国内ミニマム課税(Q D M T T)が発生しない見込みである。

アイルランド(ダブリン支店)

当グループは、アイルランドにおける事業についても評価を実施した。この分析に基づき、ダブリン支店は移行期間中のセーフハーバー救済措置の要件を満たしていない。

その結果、アイルランド支店において、第2の柱の追加課税が発生する可能性があることが判明した。2025年12月31日終了会計年度における追加課税の概算額は約90,000ユーロである。

この金額は、計算に不確実性および精緻化の余地が残っており、また報告日時点で最終的な負債額を確定するための十分な信頼性のある情報を当行がまだ有していないため、当社の損益計算書には計上されていない。

注35 資産に係るリターン(「R A」)

当行の資産に係るリターンは以下の通りである。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-----------|---------------|---------------|
| 資産合計 | 8,847,738,499 | 7,891,504,120 |
| 当期利益 | 113,316,032 | 114,746,918 |
| 資産に係るリターン | 1.28% | 1.45% |

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2025

(in USD)

ASSETS

| | Notes | 2025 | 2024 |
|---|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| Cash, balances with central banks and post office banks | 31.1., 31.3. | 3.758.468.702 | 3.286.867.465 |
| Treasury bills and similar securities | 31.1., 31.3 | 200.269.618 | 199.832.228 |
| Loans and advances to credit institutions | 3, 15, 31.1., 31.3. | 4.808.028.472 | 4.294.491.534 |
| a) repayable on demand | | 1.557.856.568 | 2.066.200.527 |
| b) other loans and advances | | 3.250.171.904 | 2.228.291.007 |
| Loans and advances to customers | 31.1., 31.3. | 251.052 | 4.714.184 |
| Shares and other variable-yield securities | | 0 | 0 |
| Fixed Assets | 4 | 4.458.441 | 3.903.373 |
| Other assets | 5 | 1.351 | 828 |
| Prepayments and accrued income | 6, 15 | 76.260.863 | 101.694.508 |
| TOTAL ASSETS | 7 | <u>8.847.738.499</u> | <u>7.891.504.120</u> |

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2025

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

| | Notes | 2025 | 2024 |
|--|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| Amounts owed to credit institutions | 15, 31.1. | 3.107.215.675 | 2.506.417.471 |
| a) repayable on demand | | 3.107.215.675 | 2.506.417.471 |
| b) with agreed maturity dates | | 0 | 0 |
| Amounts owed to customers | 8, 15, 31.1. | 4.795.789.514 | 4.535.446.327 |
| a) repayable on demand | | 4.572.644.014 | 4.535.446.327 |
| b) with agreed maturity dates | | 223.145.500 | 0 |
| Other liabilities | 9 | 1.316.441 | 1.192.954 |
| Accruals and deferred income | 10, 15 | 42.042.303 | 37.659.075 |
| Provisions | | 22.509.864 | 45.239.623 |
| a) provisions for taxation | 11 | 19.547.398 | 42.603.767 |
| b) other provisions | 12 | 2.962.466 | 2.635.856 |
| Subscribed capital | 13 | 187.117.966 | 187.117.966 |
| Reserves | 14 | 577.902.940 | 463.212.940 |
| Result brought forward | 14 | 527.764 | 470.846 |
| Profit for the financial year | | 113.316.032 | 114.746.918 |
| TOTAL LIABILITIES | 16 | <u>8.847.738.499</u> | <u>7.891.504.120</u> |

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2025

(in USD)

| | Notes | 2025 | 2024 |
|--|-----------|----------------|----------------|
| Contingent liabilities | 17, 31.1. | 107.227 | 89.985 |
| of which: | | | |
| guarantees and assets pledged as collateral security | | 107.227 | 89.985 |
| Fiduciary operations | 20 | 56.368.677.313 | 46.487.696.372 |

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2025

(in USD)

| | Notes | 2025 | 2024 |
|---|----------|--------------------|--------------------|
| Interest receivable and similar income | | 322,448,235 | 334,798,656 |
| <u>of which:</u> | | | |
| - Interest received on amounts owed to credit institutions and to customers | | 16,145 | 170,130 |
| - From Fixed Income securities | | 8,679,713 | 839,678 |
| - Interest Gain from foreign currency swap | | 75,888,154 | 42,495,059 |
| Interest payable and similar charges | | (192,435,252) | (217,563,057) |
| <u>of which:</u> | | | |
| - Negative interest paid on loans and advances and on balances with credit institutions | | (58,979) | (226,173) |
| - Interest Loss from foreign currency swap | | (1,225,907) | (2,772,774) |
| Income from securities | | 0 | 0 |
| Income from shares and other variable yield securities | | 0 | 0 |
| Commission receivable | 21 | 120,512,567 | 121,307,445 |
| Commission payable | | (35,420,630) | (31,659,133) |
| Net profit on financial operations | | 4,917,345 | 5,462,993 |
| Other operating income | 22 | 4,142,643 | 6,648,265 |
| General administrative expenses | | (66,050,992) | (58,406,260) |
| a) staff costs | 24, 25 | (31,997,105) | (27,010,900) |
| <u>of which:</u> | | | |
| - wages and salaries | | (22,221,731) | (21,603,840) |
| - social security costs | | (3,097,388) | (2,394,518) |
| <u>of which:</u> | | | |
| - social security costs relating to pensions | | (1,855,974) | (1,584,280) |
| b) other administrative expenses | 26, 30 | (34,053,887) | (31,395,360) |
| Value adjustments in respect of tangible and intangible assets | | (1,809,042) | (1,338,269) |
| Other operating charges | 23 | (3,650,797) | (4,860,403) |
| Tax on profit on ordinary activities | 11, 27.1 | (35,963,929) | (37,869,782) |
| Profit on ordinary activities after tax | | 116,690,148 | 116,520,455 |
| Other taxes not shown under the preceding items | 27.2 | (3,374,116) | (1,773,537) |
| Profit for the financial year | | <u>113,316,032</u> | <u>114,746,918</u> |

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92.25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63.72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28.53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to EU Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

The Bank's Board of Directors has made an assessment of the Bank's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Bank has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, the Board of Directors is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Bank's ability to continue as a going concern. Therefore, the annual accounts continue to be prepared on the going concern basis.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

The main foreign currency exchange rates used as of December 31, 2025 are as follows:

1 USD = 0.8732 GBP

1 USD = 156.7449 JPY

1 USD = 0.8515 EUR

- 21 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

2.3. Financial instruments

2.3.1 Debt securities – Treasury bills

Investments in Debt securities are recorded at acquisition costs, including transaction cost. If the intention of the entity is to hold the debt securities to maturity and they are held only for collection of contractual cash flows, i.e. solely for receiving payments of principal and interest, they are classified at amortised cost. Interest income from these financial assets is included in Interest receivables and similar income using effective interest method.

If the market value of Debt securities at balance sheet date is lower than acquisition cost and this reduction is considered as permanent, a value adjustment is recorded. If the decrease in value is not considered as permanent no adjustment is made. If the market value exceeds the acquisition cost no impairment adjustment is recorded.

Debt securities are derecognised when the right for contractual cash flow expires.

2.3.2 Derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off-balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2025 (2024: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise, but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2025 (2024: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2025
- continued -

2.9. Taxes

Taxes are accounted for on an accrual basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.10. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.11. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.13. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions receivable. The Bank earns fee and commission receivable from a wide range of services it provides to its customers.
Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand, presented at their nominal value may be analysed according to their remaining maturity as follows:

| | 2025 USD | 2024 USD |
|---|----------------------|----------------------|
| Not more than three months | 2.801.357.830 | 2.655.900.236 |
| More than three months but less than one year | <u>2.006.670.642</u> | <u>1.638.591.298</u> |
| | <u>4.808.028.472</u> | <u>4.294.491.534</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 4 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

| | Gross value at the beginning of the financial year USD | Additions USD | Disposals USD | Exchange difference USD | Gross value at the end of the financial year USD | Cumulative value adjustments USD | Net value at the end of the financial year USD |
|--|--|------------------|------------------|-------------------------------|---|---|--|
| 1. Tangible assets | 1,727,221 | 184,277 | 0 | 232,258 | 2,143,756 | 1,415,077 | 728,679 |
| a) Hardware | 608,987 | 100,028 | 0 | 81,718 | 790,733 | 652,466 | 138,267 |
| b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles | 1,118,234 | 84,249 | 0 | 150,540 | 1,353,023 | 762,611 | 590,412 |
| 2. Intangible assets | 20,617,076 | 1,717,681 | 0 | 2,505,479 | 24,839,747 | 21,109,985 | 3,729,762 |
| a) Software | 18,671,637 | 1,717,681 | 0 | 2,505,479 | 22,894,308 | 19,164,546 | 3,729,762 |
| b) Goodwill acquired for valuable Consideration | 1,945,439 | 0 | 0 | 0 | 1,945,439 | 1,945,439 | 0 |
| Total Fixed Assets | 22,344,297 | 1,901,958 | 0 | 2,737,737 | 26,983,503 | 22,525,062 | 4,458,441 |

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

- 26 -

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 5 - OTHER ASSETS

| | 2025 | 2024 |
|--------------|--------------|------------|
| | USD | USD |
| Other assets | 1.351 | 828 |
| | <u>1.351</u> | <u>828</u> |

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

| | 2025 | 2024 |
|--|-------------------|--------------------|
| | USD | USD |
| Accrued interest income | 45.906.135 | 51.215.873 |
| Accrued Interest income on swaps | 1.260.473 | 1.016.193 |
| Commission from the Management Company | 832.658 | 746.915 |
| Commission on fiduciary operations | 1.237.414 | 1.141.795 |
| Commission on global custody | 6.770.840 | 8.924.903 |
| Commission on investment funds | 12.281.965 | 9.463.198 |
| Other accrued income | 4.864.145 | 2.037.276 |
| Other Commissions | 0 | 1.333.062 |
| Other prepayments | 0 | 0 |
| Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.) | 0 | 24.854.537 |
| Prepaid general expenses | 1.500.995 | 985.936 |
| Prepaid income taxes | 21.092 | 114.246 |
| VAT recoverable | 1.585.146 | (139.426) |
| | <u>76.260.863</u> | <u>101.694.508</u> |

- 27 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2025, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5,128,275,651 (2024: USD 4,981,621,281).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2025, the amounts owed to customers comprise amounts repayable on demand USD 4,572,644,014 (2024: USD 4,535,446,327), and amounts with agreed maturity dates amounting to USD 223,145,500 (2024:nil).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

| | 2025 | 2024 |
|------------------------|------------------|------------------|
| | USD | USD |
| Preferential creditors | 1,227,760 | 951,876 |
| Sundry creditors | <u>88,681</u> | <u>241,078</u> |
| | <u>1,316,441</u> | <u>1,192,954</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

| | 2025 | 2024 |
|--|-------------------|-------------------|
| | USD | USD |
| Accrued commission | 9,524,739 | 7,675,294 |
| Accrued general expenses | 8,484,858 | 9,047,023 |
| Accrued interest expenses | 14,845,211 | 19,335,272 |
| Other deferred income | 4,404 | 12,081 |
| Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.) | 4,228,096 | 0 |
| Other accrued expenses | 1,747,570 | 1,589,405 |
| Restricted funds - sanctions* | 2,429,672 | 0 |
| Other commissions | 777,753 | 0 |
| | <u>42,042,303</u> | <u>37,659,075</u> |

The balance of USD 2,429,672 (RUB 192,190,442) represent the funds subjects to international sanctions imposed in connection with Russia-Ukraine conflict, which restrict the company's ability to transfer, convert, or otherwise make these funds available to the respective clients.

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

The Bank prepares its annual accounts in USD, currency in which its statutory capital is denominated.

In September 2018 the Tax Authorities authorized the Bank to use the USD tax functional currency in accordance with the Circular L.G.-A no 60 dated June 21, 2016.

Consequently, the fiscal and commercial balance sheets are established in the same currency the USD.

As at December 31, 2025, there is no deferred tax.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

| | 2025 | 2024 |
|----------------------------------|------------------|------------------|
| | USD | USD |
| Provision for staff remuneration | <u>2.962.466</u> | <u>2.635.856</u> |
| | <u>2.962.466</u> | <u>2.635.856</u> |

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2025, the Bank's subscribed and fully paid-up capital amounts to USD 187,117,966 for 5,002,575 shares of Class A and 49,080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

| | Legal reserve | Other reserves | Result brought forward |
|---|-------------------|--------------------|---------------------------|
| | USD | USD | USD |
| Balance at January 1, 2025 | 18.771.180 | 444.441.760 | 470.846 |
| Profit for the year ended December 31, 2024 | 0 | 0 | 114.746.918 |
| Appropriation of profit | | | |
| - Dividends paid to shareholders | 0 | 0 | 0 |
| - Transfer to reserves for Net Worth Tax 2024 | 0 | 13.601.000 | (13.601.000) |
| - Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2019 | 0 | 0 | 0 |
| Available reserve NWT 2020 | 0 | (10.911.000) | 10.911.000 |
| - Allocation to Free reserve | 0 | 112.000.000 | (112.000.000) |
| - Allocation to Legal reserve | 0 | 0 | 0 |
| Balance at December 31, 2025 | <u>18.771.180</u> | <u>559.131.760</u> | <u>527.764</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31 2025, the special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 65,180,675 (2024: USD 62,490,675).

As resolved in the Annual General Meeting dated April 30, 2025, the Bank has allocated an amount of USD 13,601,000 to special reserve for Net Worth Tax 2024 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2020 which amounted to USD 10,911,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2025.

| Years | 2025 Reserve for Net Worth Tax |
|------------------------------|--------------------------------------|
| | USD |
| 2021 | 11,874,000 |
| 2022 | 12,265,675 |
| 2023 | 13,380,000 |
| 2024 | 14,060,000 |
| 2025 | 13,601,000 |
| Balance at December 31, 2025 | <u>65,180,675</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As of December 31, 2025, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

| | 2025 | 2024 |
|---|----------------------|----------------------|
| | USD | USD |
| Loans and advances to credit institutions | 4,356,745,350 | 3,530,745,328 |
| Prepayments and accrued income | <u>46,704,978</u> | <u>51,409,241</u> |
| | <u>4,403,450,328</u> | <u>3,582,154,569</u> |

LIABILITIES

| | 2025 | 2024 |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|
| | USD | USD |
| Amounts owed to credit institutions | 3,053,545,332 | 2,453,893,363 |
| Amounts owed to customers | 466,207,461 | 487,520,002 |
| Accruals and deferred income | <u>6,947,949</u> | <u>11,814,569</u> |
| | <u>3,526,700,742</u> | <u>2,953,227,934</u> |

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2025, the aggregate amount of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 5,124,026,463 (2024: 4,981,621,281).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

| | 2025 USD | 2024 USD |
|---------------------------|----------------|---------------|
| Counter-guarantees issued | <u>107,227</u> | <u>89,985</u> |

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off-Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

| | 2025 USD | 2024 USD |
|---|------------------|------------------|
| Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings | | |
| From 1 to 5 years | 2,217,576 | 3,150,645 |
| More than 5 years | <u>0</u> | <u>0</u> |
| | <u>2,217,576</u> | <u>3,150,645</u> |

As at the year-end, there are no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2025 and 2024:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

| | 2025 | 2024 |
|---|--------------------|--------------------|
| | USD | USD |
| Fees on Investment Funds | 30.753.412 | 28.904.862 |
| Fees on Global custody from Institutional customers | 80.374.806 | 83.848.999 |
| Fees on Fiduciary transactions | 4.860.157 | 4.502.435 |
| Fees on Services to Management Company | 967.632 | 848.860 |
| Other fees and commissions | 3.556.560 | 3.202.289 |
| | <u>120.512.567</u> | <u>121.307.445</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

Commissions receivables consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

By application of Article 69(2) of the law of June 17, 1992, on the annual accounts of credit institutions sources of income have not been analysed by geographical region.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

| | 2025 | 2024 |
|---|------------------|------------------|
| | USD | USD |
| Adjustment of Income taxes regarding previous years | 187.951 | 21.422 |
| Adjustment for commission previous years | 1.588.502 | 2.698.513 |
| Income from the adjustment of general expenses regarding previous years | 1.150.371 | 2.818.786 |
| Sub-Custodian refund (*) | 1.214.260 | 1.108.055 |
| Other operating income | 1.559 | 1.489 |
| | <u>4.142.643</u> | <u>6.648.265</u> |

(*) Sub-Custodian refund: Migration costs refund from Citibank relating to change of sub-custodian from Brown Brothers Harriman to Citibank.

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

| | 2025 | 2024 |
|--|------------------|------------------|
| | USD | USD |
| Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years | 672.685 | 2.015.093 |
| Commission on previous years (*) | 2.871.992 | 1.709.746 |
| Interest on previous years | 0 | 621.603 |
| Other operating losses | 106.120 | 513.961 |
| | <u>3.650.797</u> | <u>4.860.403</u> |

(*) Commission on previous years include prior commissions of USD 2.871.992 representing fees paid to MFS not previously invoiced to the bank in respective period and recognised upon settlement during the year end.

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

| | 2025 | 2024 |
|-------------------|------------|------------|
| | Number | Number |
| Senior management | 40 | 33 |
| Middle management | 121 | 110 |
| Employees | 37 | 37 |
| | <u>198</u> | <u>180</u> |

- 36 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

| | 2025 | 2024 |
|---------------------------------------|------------------|------------------|
| | USD | USD |
| Senior management | <u>7.871.094</u> | <u>6.891.042</u> |
| <i>Of which variable remuneration</i> | <i>818.877</i> | <i>786.127</i> |
| <i>Of which fixed remuneration</i> | <i>7.052.217</i> | <i>6.104.915</i> |

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2025 and 2024, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

| | 2025 | 2024 |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|
| | USD | USD |
| Data charges | 668.616 | 617.081 |
| Maintenance | 1.516.762 | 993.416 |
| Membership fees | 1.416.083 | 1.300.323 |
| Professional fees | 9.616.782 | 10.075.901 |
| Rent and related expenses | 2.032.586 | 1.968.873 |
| Service contracts | 7.085.964 | 5.410.449 |
| Service fee | 5.069.313 | 4.719.531 |
| System cost | 5.282.691 | 5.100.833 |
| Telecommunication expenses | 757.147 | 672.820 |
| Travelling, moving, business trips | 453.476 | 372.436 |
| Other expenses | <u>154.467</u> | <u>163.697</u> |
| | <u>34.053.887</u> | <u>31.395.360</u> |

- 37 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

| | 2025 | 2024 |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| | USD | USD |
| Corporate Income Tax | 25,826,879 | 27,645,152 |
| Municipal Business Tax | <u>10,137,050</u> | <u>10,224,630</u> |
| | <u>35,963,929</u> | <u>37,869,782</u> |

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

| | 2025 | 2024 |
|-------------|------------------|------------------|
| | USD | USD |
| VAT | 3,286,665 | 1,637,642 |
| Other taxes | <u>87,451</u> | <u>135,895</u> |
| | <u>3,374,116</u> | <u>1,773,537</u> |

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

Since December 31, 2020, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee scheme ("*Fonds de garantie des dépôts Luxembourg*" (FGDL)) and the investor compensation system ("*Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg*" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100,000 and investments up to an amount of EUR 20,000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100,000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("*Fonds de resolution Luxembourg*" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount was collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount was collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2025, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 3,840 (USD 4,510) (2024: EUR 338 (USD 367)).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

Within the framework of the EU audit legislation and the mandatory audit firm rotation, the Bank has appointed BDO Audit S.A. starting from the fiscal year 2020.

The fees of the Auditor of the Bank are as follows (excluding VAT):

| | 2025 | 2024 |
|--------------------|----------------|----------------|
| | USD | USD |
| Audit fees | 271.970 | 235.765 |
| Audit related fees | 89.522 | 73.515 |
| Tax fees | <u>14.748</u> | <u>20.037</u> |
| | <u>376.240</u> | <u>329.317</u> |

The other audit related fees provided of the Auditor included the following Service:

- ISAE 3402 Report for the period from January 1, 2025 to December 31, 2025.

The tax fees in relation to the financial year included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns;

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2025, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

| | ≤ 3 months | > 3 months ≤ 1 year | > 1 year ≤ 5 years | > 5 years | Total |
|---|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|----------------------|
| At carrying amount in USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| FINANCIAL ASSETS | | | | | |
| Instrument class | | | | | |
| Balances with the BCL (including BCL reserve) | 3,758,468.702 | 0 | 0 | 0 | 3,758,468.702 |
| Treasury bills and similar securities | 0 | 200,269.618 | 0 | 0 | 200,269.618 |
| Loans and advances to credit institutions | 2,801,357.830 | 2,006,670.642 | 0 | 0 | 4,808,028.472 |
| Loans and advances to customers | 251.052 | 0 | 0 | 0 | 251.052 |
| Shares and other variable yield securities | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Other Assets | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Total Financial Assets | 6,560,077.584 | 2,206,940.260 | 0 | 0 | 8,767,017.844 |
| FINANCIAL LIABILITIES | | | | | |
| Instrument class | | | | | |
| Amounts owed to credit institutions | 3,107,215.675 | 0 | 0 | 0 | 3,107,215.675 |
| Amounts owed to customers | 4,795,789.514 | 0 | 0 | 0 | 4,795,789.514 |
| Total Financial Liabilities | 7,903,005.189 | 0 | 0 | 0 | 7,903,005.189 |
| <i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i> | | | | | |
| Guarantees | 107.227 | 0 | 0 | 0 | 107.227 |
| Total Guarantees | 107.227 | 0 | 0 | 0 | 107.227 |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2024, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

| | ≤ 3 months | > 3 months ≤ 1 year | > 1 year ≤ 5 years | > 5 years | Total |
|---|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|----------------------|
| At carrying amount in USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| FINANCIAL ASSETS | | | | | |
| Instrument class | | | | | |
| Balances with the BCL (including BCL reserve) | 3,286,867,465 | 0 | 0 | 0 | 3,286,867,465 |
| Treasury bills and similar securities | 0 | 199,832,228 | 0 | 0 | 199,832,228 |
| Loans and advances to credit institutions | 2,655,900,236 | 1,638,591,298 | 0 | 0 | 4,294,491,534 |
| Loans and advances to customers | 4,714,184 | 0 | 0 | 0 | 4,714,184 |
| Shares and other variable yield securities | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Other Assets | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Total Financial Assets | 5,947,481,885 | 1,838,423,526 | 0 | 0 | 7,785,905,411 |
| FINANCIAL LIABILITIES | | | | | |
| Instrument class | | | | | |
| Amounts owed to credit institutions | 2,506,417,471 | 0 | 0 | 0 | 2,506,417,471 |
| Amounts owed to customers | 4,535,446,327 | 0 | 0 | 0 | 4,535,446,327 |
| Total Financial Liabilities | 7,041,863,798 | 0 | 0 | 0 | 7,041,863,798 |
| <i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i> | | | | | |
| Guarantees | 89,985 | 0 | 0 | 0 | 89,985 |
| Total Guarantees | 89,985 | 0 | 0 | 0 | 89,985 |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2025, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

| | ≤ 3 months | > 3 months ≤ 1 year | > 1 year ≤ 5 years | > 5 years | Total | Fair value |
|--------------------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|----------------------|-------------------|
| At notional payable amount in USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| FINANCIAL ASSETS | | | | | | |
| Instrument class | | | | | | |
| <i>Foreign exchange transactions</i> | | | | | | |
| Forwards | 972,248,510 | 228,843 | 0 | 0 | 972,477,353 | 12,401,799 |
| Swaps | 1,099,236,699 | 0 | 0 | 0 | 1,099,236,699 | 2,580,036 |
| Total | 2,071,485,209 | 228,843 | 0 | 0 | 2,071,714,052 | 14,981,835 |
| FINANCIAL LIABILITIES | | | | | | |
| Instrument class | | | | | | |
| <i>Foreign exchange transactions</i> | | | | | | |
| Forwards | 987,260,298 | 238,339 | 0 | 0 | 987,498,637 | 12,401,919 |
| Swaps | 2,061,429,766 | 0 | 0 | 0 | 2,061,429,766 | 5,858,044 |
| Total | 3,048,690,064 | 238,339 | 0 | 0 | 3,048,928,403 | 18,259,963 |

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2025 and a value date after December 31, 2025.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

As at December 31, 2024, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

| | ≤ 3 months | > 3 months ≤ 1 year | > 1 year ≤ 5 years | > 5 years | Total | Fair value |
|--------------------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|----------------------|-------------------|
| At notional payable amount in USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| FINANCIAL ASSETS | | | | | | |
| Instrument class | | | | | | |
| <i>Foreign exchange transactions</i> | | | | | | |
| Forwards | 1,502,893,757 | 0 | 0 | 0 | 1,502,893,757 | 30,015,653 |
| Swaps | 2,828,974,903 | 0 | 0 | 0 | 2,828,974,903 | 26,209,809 |
| Total | 4,331,868,660 | 0 | 0 | 0 | 4,331,868,660 | 56,225,462 |
| FINANCIAL LIABILITIES | | | | | | |
| Instrument class | | | | | | |
| <i>Foreign exchange transactions</i> | | | | | | |
| Forwards | 1,537,068,361 | 0 | 0 | 0 | 1,537,068,361 | 30,000,897 |
| Swaps | 155,717,393 | 0 | 0 | 0 | 155,717,393 | 752 |
| Total | 1,692,785,754 | 0 | 0 | 0 | 1,692,785,754 | 30,001,649 |

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2024 and a value date after December 31, 2024.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2025 the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

| | 2025 | 2024 |
|--|-----------------------------|-----------------------------|
| | Carrying amount | Carrying amount |
| | in USD | in USD |
| FINANCIAL ASSETS | | |
| By instrument class and geographic location | | |
| Cash, balances with the BCL | 3,758,468,702 | 3,286,867,465 |
| <i>Of which BCL minimum reserve</i> | <i>74,436,888</i> | <i>69,995,793</i> |
| <i>EU member countries</i> | <i>3,758,468,702</i> | <i>3,286,867,465</i> |
| Treasury bills and similar securities | 200,269,618 | 199,832,228 |
| <i>North & Central America</i> | <i>200,269,618</i> | <i>199,832,228</i> |
| Loans and advances to credit institutions | 4,808,028,472 | 4,294,491,534 |
| <i>EU member countries</i> | <i>253,016,741</i> | <i>436,090,034</i> |
| <i>North & Central America</i> | <i>906,897,898</i> | <i>139,883,453</i> |
| <i>Asia</i> | <i>3,548,202,358</i> | <i>3,513,421,323</i> |
| <i>Europe, non-EU member countries</i> | <i>90,135,164</i> | <i>187,938,468</i> |
| <i>Australia and New Zealand</i> | <i>9,776,311</i> | <i>17,158,256</i> |
| Loans and advances to customers | 251,052 | 4,714,184 |
| <i>EU member countries</i> | <i>2,384</i> | <i>988,290</i> |
| <i>North & Central America</i> | <i>241,571</i> | <i>3,697,764</i> |
| <i>Asia</i> | <i>0</i> | <i>0</i> |
| <i>Europe, non-EU member countries</i> | <i>7,097</i> | <i>28,130</i> |
| Shares and other variable yield securities | 0 | 0 |
| <i>EU member countries</i> | <i>0</i> | <i>0</i> |
| Other Assets | 1,351 | 828 |
| <i>EU member countries</i> | <i>1,351</i> | <i>828</i> |
| Total | <u>8,767,019,195</u> | <u>7,785,906,239</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2025, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

| | 2025 Notional/payable amount in USD | 2025 Risk equivalent amount in USD |
|--|--|---|
| FINANCIAL ASSETS | | |
| By instrument class and geographic location | | |
| Foreign exchange transactions | | |
| Forwards | | |
| <i>EU member countries</i> | 987,564,231 | -12,153,195 |
| <i>America</i> | 904,100,554 | 12,152,583 |
| <i>Asia</i> | 0 | 0 |
| <i>Europe, non-EU member countries</i> | 68,311,206 | 492 |
| Swaps | | |
| <i>Europe, non-EU member countries</i> | 3,160,666,464 | -3,278,007 |
| Total | <u>5,120,642,455</u> | <u>-3,278,127</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

As at December 31, 2024, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

| | 2024 Notional/payable Amount In USD | 2024 Risk equivalent amount in USD |
|--|--|---|
| FINANCIAL ASSETS | | |
| By instrument class and geographic location | | |
| Foreign exchange transactions | | |
| Forwards | | |
| <i>EU member countries</i> | 116,880,770 | 167,935 |
| <i>America</i> | 1,280,350,167 | 27,061,976 |
| <i>Asia</i> | 80,506,769 | 1,112,478 |
| <i>Europe, non-EU member countries</i> | 25,156,049 | 1,673,263 |
| Swaps | | |
| <i>Europe, non-EU member countries</i> | 2,828,974,905 | 26,209,809 |
| Total | <u>4,331,868,660</u> | <u>56,225,461</u> |

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 32 - SUBSEQUENT EVENTS

The Board of Directors has taken note of the recent developments related to geopolitical tensions in the Middle East, particularly the escalation of the conflict in Iran.

Given the Bank's limited activities in this region [or with customers/suppliers located in this region], the Board of Directors considers at this stage that these recent developments are unlikely to have a significant adverse impact on the future results of the Bank.

In this context, The Risk Management function has performed a specific assessment of the potential impacts on the Bank's operations. Based on this assessment, the Bank confirms that, as at the date of approval of annual accounts, the geopolitical developments referred to above have no material impact on:

- Assets under custody and assets under management;
- Market values and net asset values of administered funds;
- Fund flows, transactions activity and commissions receivable.

The Board of Directors and Management will continue to monitor the situation closely.

Furthermore, geopolitical tensions may lead to increased volatility in energy and commodity markets as well as fluctuations in interest and exchange rates, which could contribute to a more uncertain economic environment. As the situation continues to evolve, it remains difficult at this stage to assess precisely the potential direct or indirect impacts on the Bank.

The Board of Directors continues to closely monitor developments in order to take any appropriate measures if necessary.

The Bank is not aware of any adjusting event that would have occurred between December 31, 2025 and the date when the present annual accounts were authorised for issue.

NOTE 33 - CONTINGENCIES

As it may occur in the normal course of business, the Bank is occasionally subject to certain claims. The outcome of litigations is intrinsically uncertain. The likelihood of any material claim being found in favour of a claimant for the litigation currently in process is viewed as remote by the Management; accordingly, no related provisions are made in these annual accounts. Should a reliable evaluation of a past event be possible, the respective provision will be made.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 34 - PILLAR TWO

The Company belongs to a multinational group that falls within the scope of the OECD Pillar Two model rules, which introduce a global minimum effective tax rate of 15% for large groups.

Pillar Two legislation has been enacted in Luxembourg and in the jurisdictions where the Group operates, including Ireland, and applies to the Company and its Dublin branch.

The Company is exposed to Pillar Two taxation through its activities in Luxembourg and via its foreign branch in Ireland.

Assessment and quantitative impact:

Luxembourg

The Group has performed an assessment of the transitional Country-by-Country Reporting (CbCR) safe harbour provisions. Based on this assessment, the Luxembourg Constituent Entities are expected to meet the simplified Effective Tax Rate (ETR) test.

Accordingly, no Pillar Two top-up tax or Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT) is expected to arise in Luxembourg for the financial year ended 31 December 2025.

Ireland (Dublin branch)

The Group has also performed an assessment of its Irish operations. Based on this analysis, the Dublin branch does not meet the criteria for the transitional safe harbour relief.

As a result, a potential Pillar Two top-up tax exposure has been identified for the Irish branch. The estimated top-up tax for the financial year ended 31 December 2025 amounts to approximately €90,000.

This amount has not been recognised in the Company's profit and loss account, as the calculation remains subject to uncertainty and refinement, and the Company does not yet have sufficient reliable information to determine the final liability at the reporting date.

NOTE 35 - RETURN ON ASSETS ("ROA")

The Bank's return on assets is as follows:

| | 2025 | 2024 |
|------------------------------|---------------------|---------------------|
| | USD | USD |
| Total assets | 8,847,738,499 | 7,891,504,120 |
| Profit of the financial year | <u>113,316,032</u> | <u>114,746,918</u> |
| Return on Assets | <u>1.28%</u> | <u>1.45%</u> |

- 49 -

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの性格

< 訂正前 >

(前略)

管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、信託期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2027年9月30日をもって終了する。

(注) 「評価日」とは取引日をいう。

< 訂正後 >

(前略)

管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、信託期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2032年9月30日(注1)をもって終了する。

(注1) サブ・ファンドの信託期間は、「2027年9月30日まで」から「2032年9月30日まで」に延長された。以下同じ。

(注2) 「評価日」とは取引日をいう。

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2021年3月10日 サブ・ファンドの信託期間を2027年9月30日に延長
(当初は2022年9月30日)

< 訂正後 >

(前略)

2021年3月10日 サブ・ファンドの信託期間を2027年9月30日に延長
(当初は2022年9月30日)

2026年6月30日 サブ・ファンドの信託期間を2027年9月30日から2032年9月30日に延長

(4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の内容

() 信託法

< 訂正前 >

(前略)

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2027年9月30日に終了する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2032年9月30日に終了する。

(後略)

2 投資方針

(5) 投資制限

<訂正前>

マスター・ファンドの投資制限

(中略)

- () マスター・ファンドは、日本の一般社団法人投資信託協会(注)が発行した規則の第17条の2(以下「規則」という。)の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとする。一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーのマスター・ファンドの純資産総額に対する比率は、規則に記載される制限に従うものとする。当該制限を超えることになった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行う。マスター・ファンドは、マスター・ファンド投資顧問会社の決定に従い、日本証券業協会の規則に基づく信用リスク(マスター・ファンドが保有する有価証券その他資産について債務不履行その他カウンター・パーティ・リスクとして定義される。)の妥当かつ適切な管理のための指定枠組みに適合しない取引を行わない。本書の日付現在、上記の制限は、一の者に係るある特定のカテゴリーの範囲内におけるエクスポージャーがマスター・ファンドの純資産価額の10%を超えることはなく、また一の者に係るすべてのカテゴリーにわたるエクスポージャーがマスター・ファンドの純資産価額の20%を超えることはない。ただし、(ア)特定のタイプの政府債および特定の他の投資に対するエクスポージャーが無視された場合、(イ)同一と識別可能なエクスポージャーによってマスター・ファンドから別の集団投資スキームに対して投資が行われる場合には、かかるエクスポージャーはその投資に比例してマスター・ファンドに帰属する。投資者はかかる制限が日本の投資信託協会によって定められたものであり随時変更される可能性があることに注意するべきであるが、マスター・ファンドは、常にかかる制限の遵守を確保する。

(注)一般社団法人投資信託協会は、2026年4月1日付で一般社団法人日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人資産運用業協会となる予定である。以下同じ。

- () マスター・ファンドは、一時的な借入れのためにその資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、レバレッジをかけること、または、金銭の借入れを行うこと、融資を承諾すること、または、第三者のために保証人となることが禁止される。マスター・ファンドは、その他レバレッジを行わない。

サブ・ファンドの投資制限

(中略)

- () サブ・ファンドは、サブ・ファンドの英文補遺目論見書に別段の記載がある場合を除き、日本の一般社団法人投資信託協会が発行した規則の第17条の2(以下「規則」という。)の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとする。一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのサブ・ファンドの純資産総額に対する比率は、規則に記載される制限に従うものとする。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行う。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資顧問会社または受託会社の決定に従い、日本証券業協会の規則に基づく信用リスク(サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について債務不履行その他のカウンター・パーティ・リスクとして定義される。)の妥当かつ適切な管理のための指定枠組みに適合しない取引を行わない。

(後略)

<訂正後>

マスター・ファンドの投資制限

(中略)

- () マスター・ファンドは、日本の一般社団法人資産運用業協会が発行した規則の第17条の2(以下「規則」という。)の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとする。一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーのマスター・ファンドの純資産総額に対する比率は、規則に記載される制限に従うものとする。当該制限を超えることになった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行う。マスター・ファンドは、マスター・ファンド投資顧問会社の決定に従い、日本証券業協会の規則に基づく信用リスク(マスター・ファンドが保有する有価証券その他資産について債務不履行その他カウンター・パーティ・リスクとして定義される。)の妥当かつ適切な管理のための指定枠組みに適合しない取引を行わない。本書の日付現在、上記の制限は、一の者に係るある特定のカテゴリーの範囲内におけるエクスポージャーがマスター・ファンドの純資産価額の10%を超えることはなく、また一の者に係るすべてのカテゴリーにわたるエクスポージャーがマスター・ファンドの純資産価額の20%を超えることはない。ただし、(ア)特定のタイプの政府債および特定の他の投資に対するエクスポージャーが無視された場合、(イ)同一と識別可能なエクスポージャーによってマスター・ファンドから別の集団投資スキームに対して投資が行われる場合には、かかるエクスポージャーはその投資に比例してマスター・ファンドに帰属する。投資者はかかる制限が日本の資産運用業協会によって定められたものであり随時変更される可能性があることに注意するべきであるが、マスター・ファンドは、常にかかる制限の遵守を確保する。
- () マスター・ファンドは、一時的な借入れのためにその資産の10%を超えない範囲で行う場合を除き、レバレッジをかけること、または、金銭の借入れを行うこと、融資を承諾すること、または、第三者のために保証人となることが禁止される。マスター・ファンドは、その他レバレッジを行わない。

サブ・ファンドの投資制限

(中略)

- () サブ・ファンドは、サブ・ファンドの英文補遺目論見書に別段の記載がある場合を除き、日本の一般社団法人資産運用業協会が発行した規則の第17条の2(以下「規則」という。)の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとする。一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのサブ・ファンドの純資産総額に対する比率は、規則に記載される制限に従うものとする。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行う。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資顧問会社または受託会社の決定に従い、日本証券業協会の規則に基づく信用リスク(サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について債務不履行その他のカウンター・パーティ・リスクとして定義される。)の妥当かつ適切な管理のための指定枠組みに適合しない取引を行わない。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

法務上、税務上および規制上のリスク；受益者に関する情報開示

法務上、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの信託期間中に起こることもあり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすこともある。デリバティブ商品の規制上および税務上の環境は、徐々に発

展中であり、デリバティブ商品の規制および税務の変更はサブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価格、および投資顧問会社の取引戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼすこともある。例えば、最近提出されたある非米国企業および租税回避地で設立された企業に対する法規、および将来の法規は、実施されれば、サブ・ファンドまたはその受益者の一部もしくはすべてに重大な税金もしくはその他の費用を生じさせるかもしれない、サブ・ファンドの組織および運営の方法の重大な再編が必要になるかもしれない。同様に、レバレッジを効かせた投資者やヘッジファンドの規制環境も漸次変化しており、レバレッジを効かせた投資者またはヘッジファンドの規制に直接または間接的な変更が行われれば、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が投資目的および/または取引戦略を遂行する能力に悪影響を与えることもある。同じく、投資顧問会社の取引戦略遂行能力は、ゴールドマン・サックスのその他の活動のために賦課される要件(ゴールドマン・サックスがBHCとして規制を受けることを選択した結果としての要件を含むが、これに限定されない。)または一定の投資者もしくは一定のタイプの投資者によるサブ・ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの追加の規制要件、またはサブ・ファンドに適用される規制要件の変更により、悪影響を受けるかもしれない。特定の状況において、サブ・ファンドは、そうでなければ当該有価証券が投資顧問会社にとって適切な投資機会であるにもかかわらず、当該有価証券の購入または保有を禁じられることがある。下記「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

(中略)

ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

(中略)

サブ・ファンドへの投資および/またはサブ・ファンドへの投資の継続により、投資者は、サブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める義務を負いおよび/または権利を留保することがある。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

銀行持株会社としての規制

2008年9月、ゴールドマン・サックスはBHC Aに基づくBHCとして登録することを選択した。さらに、ゴールドマン・サックスは、最近、一定の基準を満たしたBHCに与えられる資格であるBHC Aに基づくFHCになった。FHCは、FHCでないBHCよりもより広範な活動に従事できる。ただし、FHCおよびその関係会社の活動は、BHC Aおよび関連規則により課される一定の規制に服していなければならない。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドをBHC Aの意味の範囲内で「支配」しているとみなされるため、かかる規制はサブ・ファンドにも同様に適用されると予想される。よって、BHC Aおよびその他の適用される銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに適切な規制当局による解釈および管理により、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社を一方当事者とし、サブ・ファンドを他方当事者とした取引および関係が制限され、サブ・ファンドによる投資および取引ならびにサブ・ファンドの運用を制限されることがある。例えば、ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドに適用されるBHC A規制は、とりわけ、投資顧問会社がサブ・ファンドのために特定の投資を行う能力、特定の投資の規模を規制し、サブ・ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、サブ・ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加できる可能性を制限し、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する能力を制限する。さらに、特定のBHC A規制は、関連企業により所有、保有または管理されているポジションの合算を要請する。このように、一定の状況で、ゴールドマン・サックスおよび関係会社(投資顧問会社を含む。)が顧客および自己の勘定で保有するポジションは、サブ・ファンドが保有するポジションと合算しなければならないことがある。かかる場合、BHC A規

制は、保有するポジション額に上限を課すため、ゴールドマン・サックスは、投資対象を自己勘定またはその他の顧客の勘定のために利用する。これによりサブ・ファンドは一定の投資を制限、および/または清算しなければならないことがある。下記「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

かかる規制は、とりわけ、サブ・ファンドの投資戦略内で投資顧問会社の一定の戦略を実行する能力または一定の有価証券を取引する能力に影響を与えることで、実質的にサブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来FHCとしての資格を停止することもあり、サブ・ファンドが追加規制の対象となることもある。さらに、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドに適用される銀行規制要件が、変更されない、またはかかる変更が、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは投資顧問会社およびその関係会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対する銀行監督規制の影響もしくは適用を軽減または排除するため、投資顧問会社と協議の上、受託会社は、将来、サブ・ファンドを再編するか、ゴールドマン・サックスが、将来、投資顧問会社を再編する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、別の会社をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルまたはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの代わりにサブ・ファンドの投資顧問会社とすること、または受託会社と協議の上決定するその他の手段を用いて、このような結果を達成するよう努めることもある。譲受人または代替人は、ゴールドマン・サックスに関連のない者とする。

受益証券の流動性の制限

(中略)

評価；直ちに市場価格が確定できない資産

サブ・ファンドの特定日の純資産価額は、サブ・ファンドの資産が当該日に現金化された場合に決定されるサブ・ファンドの純資産価額よりも大幅に多いこともあれば、少ないこともある。例えば、サブ・ファンドが特定の日に、ある資産、またはその資産のすべてもしくは大部分を売却しなければならない場合、サブ・ファンドが当該資産の売却にあたり実現する実際の価格は、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低いことがある。変動の激しい市況では、特定の資産の市場において、流動性が低下することもあり、これにより、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低い清算価額となることもある。さらに、サブ・ファンドが提示する評価額は、当該サブ・ファンドが評価された時間および日付とは異なる時間または日付時点で決定されることがある。

サブ・ファンドは、直ちに市場価額が確定できない(非公開会社および仕組み債を含むが、これに限定されない。)資産に投資することができ、サブ・ファンドの純資産価額は(管理報酬の算出に関わる場合を含むがこれに限定されない。)当該資産の評価に影響される。直ちに市場価額が確定できない資産の評価に際し、サブ・ファンド(またはその関連したもしくは独立した代理人を含む。)は、ディーラーが提供する相場または第三者、投資顧問会社および/または投資顧問会社の関係会社が開発したプライシング・モデルを利用することができる。かかる手法は、間違いもありうる仮定および見積を基準としている。ベンダー価格またはブローカー価格がない場合で、投資顧問会社がかかる有価証券または金融商品を値付けできない場合、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーのグループであるバリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)は、投資顧問会社に対し、特定の有価証券および金融商品の「公正価値」についての提案を行うことができる。さらに、VOGは、投資顧問会社が提示する「公正価値」価格を定期的に検討し、一定の調整を提案することができる。

(中略)

調整

管理会社は、不正確な受益証券口数が、発行日における有効な純資産価額が不正確であったために、受益者に対して発行されていたと判断された場合いつでも、かかる受益者の公平な取り扱いのために必要と判断する取決めを実行する。かかる取決めには、当該買戻しまたは発行の後(場合により)にかかる受益者が保有する受益証券口数が、正しい純資産価額で発行されていたであろう受益証券口数になるように、当該受益者の保有の一部を追加支払いなしに買戻すこと、または当該受益者に新規受益証券を支支払いなしに発行すること(必要に応じる。)を含む。さらに、受益証券の買戻し後いつでも(サブ・ファンドから受益者が受益証券を完全に買戻す場合を含む。)当該買戻しに従い当該受益者または元受益者に支払った金額が著しく不正確であると(受益者または元受益者が当該受益証券を購入したか、買戻しが実施された時点の純資産価格が著しく不正確である場合を含む。)判断された場合、どちらの場合も利息は付さず、サブ・ファンドは、当該受益者または元受益者に対して、受託会社が、当該受益者または元受益者が正しい純資産価格でかかる買戻しが実施されていたならば受領する権利があったであろうと判断された追加金額を支払うか、または投資顧問会社と協議の上、当該受益者または元受益者から、当該受益者または元受益者が受領したと判断された超過金額の支払いを求める。(当該受益者または元受益者は、これを支払わなければならない。)サブ・ファンドは、受益者または元受益者から当該金額の支払いを求めないことを選択するか、受益者または元受益者から当該金額を回収できない場合、サブ・ファンドの純資産価額は、かかる金額が回収される場合よりも低くなる。

受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

(中略)

戦略リスク

戦略リスクは、マスター・ファンド投資顧問会社が活用する投資戦略に関する経済上の実行可能性の低下に関連する。量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、またはかかる戦略に基づく投資プログラムが成功するという保証はない。マスター・ファンド投資顧問会社は、随時、自らの定量投資戦略を修正または調整することができる。

<訂正後>

(前略)

法務上、税務上および規制上のリスク；受益者に関する情報開示

法務上、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの信託期間中に起こることもあり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすこともある。デリバティブ商品の規制上および税務上の環境は、徐々に発展中であり、デリバティブ商品の規制および税務の変更はサブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価格、および投資顧問会社の取引戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼすこともある。同様に、レバレッジを効かせた投資者やヘッジファンドの規制環境も漸次変化しており、レバレッジを効かせた投資者またはヘッジファンドの規制に直接または間接的な変更が行われれば、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が投資目的および/または取引戦略を遂行する能力に悪影響を与えることもある。同じく、投資顧問会社の取引戦略遂行能力は、ゴールドマン・サックスのその他の活動のために賦課される要件(ゴールドマン・サックスがBHCとして規制を受けることを選択した結果としての要件を含むが、これに限定されない。)または一定の投資者もしくは一定のタイプの投資者によるサブ・ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの追加の規制要件、またはサブ・ファンドに適用される規制要件の変更により、悪影響を受けるかもしれない。特定の状況において、サブ・ファンドは、そうでなければ当該有価証券が投資顧問会社にとって適切な投資機会であるにもかかわらず、当該有価証券の購入または保有を禁じられることがある。下記「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

(中略)

ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

(中略)

サブ・ファンドへの投資および/またはサブ・ファンドへの投資の継続により、投資者は、サブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める義務を負いおよび/または権利を留保することがある。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

ボルカー・ルール

2010年7月に、ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法(その後の改訂を含み、同法に基づき制定される規則とともに総称して「ドッド・フランク法」という。)が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド(以下「対象ファンド」という。)の「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。サブ・ファンドは、現在、対象ファンドとして取り扱われる予定はない。サブ・ファンドが対象ファンドとして取り扱われる場合、受益者は以下のリスクに留意するべきである。

これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関(ゴールドマン・サックスおよびその関係会社を含む。)が、金融機関の関係会社が運営する対象ファンド、または当該対象ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関係会社が、関係会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引(デリバティブ取引および保証を含む。)を含む。さらに、ボルカー・ルールは、ゴールドマン・サックスおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。サブ・ファンドが対象ファンドとして取り扱われる場合であっても、サブ・ファンドが重大な範囲においてゴールドマン・サックスとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果、ゴールドマン・サックスを一方当事者とし、サブ・ファンドを他方当事者とした対象取引の禁止は、サブ・ファンドに重大な影響を与えとは予想されない。

さらに、ボルカー・ルールは、一部の例外を除き、ゴールドマン・サックスが対象ファンドの残存持分の総数または公正な市場価格の3%超を所有することを禁止している。また、ボルカー・ルールは、一部の軽減措置が適用される場合を除き、金融機関(ゴールドマン・サックスを含む。)が当該金融機関およびそのクライアント、取引先または取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するような一定の行為、直接的もしくは間接的に、当該金融機関によって高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる一定の行為、またはゴールドマン・サックスの安全性および健全性もしくは米国の金融の安定に脅威をもたらすような一定の行為に従事することを禁止している。結果として、サブ・ファンドが対象ファンドとして取り扱われる場合、サブ・ファンドは、このような行為に従事することを禁止される場合がある。

ゴールドマン・サックスの方針および手続きは、サブ・ファンドに関連する行為を含むゴールドマン・サックスの取引および投資行為において、かかる重大な利益相反ならびに高リスク資産および取引戦略へのエクスポージャーを特定し制限することを目的とする。ボルカー・ルールを実施する規制当局が、示唆した予定どおり、これらの問題に対処するための最善の執行に関する指針を作成した場合、ゴールドマン・サックスの方針および手続きは、当該指針を考慮するため変更または調整される場合がある。ゴールドマン・サックスの方針および手続きまたはボルカー・ルール当局によって課せられる要件または制限は、サブ・ファンドが対象ファンドとして取り扱われる場合であっても、サ

ブ・ファンドに重大な悪影響を与える可能性がある。これは、当該要件または制限により、とりわけサブ・ファンドが一部の投資もしくは投資戦略を控え、またはその他の措置を採るか控える可能性があり、これらのいずれもサブ・ファンドに不利益を与える場合があるためである。

上記のとおり、ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、対象ファンドの「スポンサー」となり、これらを運用することができる。ゴールドマン・サックスは、これらの条件を満たす予定であるが、何らかの理由により、ゴールドマン・サックスがこれらの条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たせないか、または満たさないことを選択した場合、サブ・ファンドが対象ファンドとして取り扱われる場合、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドのスポンサーとなることはできない。このような場合、サブ・ファンドの構造、事業およびガバナンスは、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのスポンサーとしてみなされないように変更する必要が生じるか、またはサブ・ファンドを終了させる必要がある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」の項を参照されたい。

さらに、ドッド・フランク法の他の条項がサブ・ファンドの取引戦略遂行能力に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドの事業および運営に重大な変更を要するか、またはサブ・ファンドにその他の悪影響を与える可能性がある。この点については、上記「法務上、税務上および規制上のリスク、受益者に関する情報開示」の項を参照されたい。

銀行持株会社としての規制

いずれかの時点において、ゴールドマン・サックスがBHC Aの意味の範囲内でサブ・ファンドを「支配」しているとみなされた場合、BHC Aおよび関連する規則が課す規制はサブ・ファンドにも同様に適用される。よって、BHC Aおよびその他の適用される銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに連邦準備制度理事会を含むがこれに限られることなく、適切な規制当局による解釈および管理により、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスおよびそれらの関係会社を一方当事者とし、サブ・ファンドを他方当事者とした取引および関係が制限され、サブ・ファンドによる投資および取引ならびにサブ・ファンドの運用を制限される可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスが銀行規制の目的上サブ・ファンドを「支配」している場合、ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドに適用されるBHC A規制は、とりわけ、サブ・ファンドが特定の投資を行う能力、または特定の投資の規模を制限し、サブ・ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、サブ・ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加する能力を制限し、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する能力を制限する。さらに、特定のBHC A規制は、関連企業により所有、保有または管理されているポジションの合算を要請する。このように、一定の状況で、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスがスポンサーとなり、運用しまたは助言を行う勘定またはその他投資ファンド(ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフが利害関係を有する勘定を含む。)がクライアントの勘定および自己勘定で保有するポジションは、サブ・ファンドが保有するポジションと合算しなければならないことがある。かかる場合において、BHC A規制または関連する規則により保有可能なポジション額に上限が課されるとき、ゴールドマン・サックスは、当該勘定(ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフが利害関係を有する勘定を含む。)で投資を行う上で利用可能な枠を利用することがある。これによりサブ・ファンドは一定の投資を制限し、および/または清算しなければならないことがある。下記「潜在的利益相反」の項を参照されたい。

その潜在的な影響は不確定なものとなると考えられる。これらの規制は、サブ・ファンドの投資プログラム内で投資顧問会社の一定の戦略を実行する能力に影響を与え、他の方法でサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、BHC Aにおける「金融持株会社」としての資格を停止することもあり、サブ・ファンドが追加規制の対象となること

もある。ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドに適用される銀行規制要件が変更されない、または、かかる変更がサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

BHCAを遵守し、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドもしくは投資顧問会社およびその関係会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対する銀行監督規制の影響または適用可能性を軽減もしくは排除する目的で、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、将来、自らの受益者に事前通知を行うことなくサブ・ファンドの再編を行うことがあり、ゴールドマン・サックスも、その単独の裁量により、将来、受益者に通知を行うことなく投資顧問会社の再編を行うことがある。ただし、受託会社は、受益者に対し、実務上可能な限り速やかに、サブ・ファンドの再編について通知を行うものとする。ゴールドマン・サックスは、他の事業体をして投資顧問会社を交代せしめることにより、またはゴールドマン・サックスがその単独の裁量により決定するその他の方法により、上記の結果を達成するよう努めることもある。かかる譲受人または交代者は、ゴールドマン・サックスに関係のない者である場合がある。

受益証券の流動性の制限

(中略)

評価；直ちに市場価格が確定できない資産

サブ・ファンドの特定日の純資産価額は、サブ・ファンドの資産が当該日に現金化された場合に決定されるサブ・ファンドの純資産価額よりも大幅に多いこともあれば、少ないこともある。例えば、サブ・ファンドが特定の日に、ある資産、またはその資産のすべてもしくは大部分を売却しなければならない場合、サブ・ファンドが当該資産の売却にあたり実現する実際の価格は、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低いことがある。変動の激しい市況では、特定の資産の市場において、流動性が低下することもあり、これにより、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低い清算価額となることもある。

サブ・ファンドは、直ちに市場価額が確定できない(非公開会社および仕組み債を含むが、これに限定されない。)資産に投資することができ、サブ・ファンドの純資産価額は(投資顧問報酬の算出に関わる場合を含むがこれに限定されない。)当該資産の評価に影響される。直ちに市場価額が確定できない資産の評価に際し、サブ・ファンド(またはその関連したもしくは独立した代理人を含む。)は、ディーラーが提供する相場または第三者、投資顧問会社および/または投資顧問会社の関係会社が開発したプライシング・モデルを利用することができる。かかる手法は、間違いもありうる仮定および見積を基準としている。ベンダー価格またはブローカー価格がない場合で、投資顧問会社がかかる有価証券または金融商品を値付けできない場合、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーのグループであるバリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)は、投資顧問会社に対し、特定の有価証券および金融商品の「公正価値」についての提案を行うことができる。さらに、VOGは、投資顧問会社が提示する「公正価値」価格を定期的に検討し、一定の調整を提案することができる。

(中略)

調整

管理会社は、不正確な受益証券口数が、発行日における有効な純資産価額が不正確であったために、受益者に対して発行されていたと判断された場合いつでも、かかる受益者の公平な取り扱いのために必要と判断する取決めを実行する。かかる取決めには、当該買戻しまたは発行の後(場合により)にかかる受益者が保有する受益証券口数が、正しい純資産価額で発行されていたであろう受益証券口数になるように、当該受益者の保有の一部を追加支払いなしに買戻すこと、または当該受益者に新規受益証券を支払いなしに発行すること(必要に応じる。)を含む。さらに、受益証券の買戻し後いつでも(サブ・ファンドから受益者が受益証券を完全に買戻す場合を含む。)当該買戻しに従い当該受益者または元受益者に支払った金額が著しく不正確であると(受益者または元受益者が当該受益証券を購入したか、買戻しが実施された時点の純資産価格が著しく不正確である場合を含む。)判断

された場合、どちらの場合も利息は付さず、サブ・ファンドは、当該受益者または元受益者に対して、受託会社が、当該受益者または元受益者が正しい純資産価格でかかる買戻しが実施されていたならば受領する権利があったであろうと判断された追加金額を支払うか、または投資顧問会社と協議の上、当該受益者または元受益者から、当該受益者または元受益者が受領したと判断された超過金額の支払いを求める。(当該受益者または元受益者は、これを支払わなければならない。)サブ・ファンドは、受益者または元受益者から当該金額の支払いを求めないことを選択するか、受益者または元受益者から当該金額を回収できない場合、サブ・ファンドの純資産価額は、かかる金額が回収される場合よりも低くなる。

市況に関する最新情報

サブ・ファンドは、世界中の金融市場および経済状況によって悪影響を受ける可能性があり、その一部は本書に記載されたリスクを増大し、その他の悪影響を及ぼす可能性がある。最近の世界市場では、2023年前半における一部の米国系銀行の最近の破綻も含め、ボラティリティが高まっている。銀行セクターの状況は変化しており、市況および潜在的な法的対応または規制上の対応の双方がサブ・ファンドおよびその投資に対して及ぼす潜在的な影響の範囲は不明確である。継続的な市場のボラティリティおよび不明確性および/または市場および経済・金融環境の悪化、銀行業界またはその他(現金または信用枠へのアクセスの遅延の結果を含む。)における事態の展開は、サブ・ファンドおよびその投資に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場混乱のリスクおよびテロリズムのリスク

地政学上の事象およびその他の事象(例:テロ攻撃、イスラエル・ハマス・ヒズボラ間の武力紛争、インド・パキスタン間の武力紛争、およびロシア・ウクライナ間の武力紛争、当該紛争への米国およびその他の国による様々な関与、上記に関する政情不安および市民不安、ならびにその他の事象)が、地域および世界の経済市場に悪影響(短期市場ボラティリティおよび予測不能な長期の悪影響を含む。)を及ぼしておりまた今後も悪影響を及ぼし続ける可能性がある。例えば、ロシア・ウクライナ間の武力紛争は、特に、米国を含む各国の政府が、主として(ただし、すべてではない。)ロシアに対する広範な経済制裁を発動する事態を引き起こした。このような武力紛争および関連する制裁は、特に石油およびガスに関連する世界的な供給および価格設定の問題を悪化させ、その結果、地域および世界の経済市場における不確実性を増大させるおそれがある。上記およびその他の悪影響、ならびに将来の類似の事象により生じる悪影響は、サブ・ファンドまたはその投資にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

公衆衛生上のリスク

サブ・ファンドは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを含む、感染症の広範囲にわたる発生その他の公衆衛生上の危機によって重大な悪影響を受ける可能性がある。以下に詳述するとおり、新型コロナウイルス感染症のパンデミックのような公衆衛生上の危機は、実施されまたは課される封じ込めその他の対策と併せて、()投資顧問会社、受託会社、サブ・ファンド、管理事務代行会社および/またはサブ・ファンドのその他の業務提供会社の人的資本、事業運営または財源に混乱を生じさせまたはその他の方法によりこれに重大な悪影響を及ぼすこと、ならびに()世界、国家および/または地域の経済および金融市場に激しい混乱を生じさせ、サブ・ファンドおよびその投資対象の価値およびパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある景気の低迷または後退を促進すること等により、サブ・ファンドおよびその投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

公衆衛生上の危機およびこれに対処するための努力は、以下のいずれかまたは全部を生じさせる可能性がある(または、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの場合においては、すでに生じさせている。)()ゴールドマン・サックスまたは投資先企業の事務所またはその他の事業所(オフィスビル、工場、小売店、販売経路その他商業施設を含む。)の閉鎖、()ゴールドマン・サックスの事業に悪影響を及ぼす従業員、取引または移動の混乱または制限(関連するサイバーセキュリティ

ティ事故を含む。)、()元本またはレバレッジの点における利用可能性の低下および/または不利な変化、ならびに()投資者がサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥るリスクの増大。上記のいずれも、サブ・ファンド、その投資(債務投資の場合は、債務を返済する借手者の能力および当該債務に係る担保の価値に悪影響を及ぼすことを含む。)ならびに新たな投資資産を調達または完了し、既存の投資資産を処分し、債務を履行し、資本を調達するサブ・ファンドの能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックのような公衆衛生上の危機および封じ込めの努力は、ある当事者がその契約上の義務を履行する能力または意思に悪影響を及ぼし、かかる不履行(または履行の遅延)が当該契約におけるいわゆる「重大な不利な変更」、不可抗力および類似の規定に基づき許容されるか否かに関する不確実性につながる可能性がある。その結果、()サブ・ファンドの取引相手方および業務提供会社がサブ・ファンドに対する債務を履行しない(または履行を遅延する)可能性があり、()保留中の取引(サブ・ファンドによる資産の取得および売却を含む。)が予定どおりに完了しないかまたは全く完了しない可能性があり、()サブ・ファンドまたはゴールドマン・サックスが一部の契約に違反せざるを得ない(またはこれに基づく義務を履行しないことを決定する)可能性があり、また、()関連する訴訟が提起される可能性が高い。これらの事象はいずれも、サブ・ファンドおよびその投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

(中略)

戦略リスク

戦略リスクは、マスター・ファンド投資顧問会社が活用する投資戦略に関する経済上の実行可能性の低下に関連する。量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、またはかかる戦略に基づく投資プログラムが成功するという保証はない。マスター・ファンド投資顧問会社は、随時、自らの定量投資戦略を修正または調整することができる。

潜在的利益相反

「潜在的利益相反」は以下の内容に更新されます。

サブ・ファンドに関する利益相反の概要

ゴールドマン・サックス(本「潜在的利益相反」において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社ならびにこれらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員を、総称して「ゴールドマン・サックス」という。)は、世界的なフルサービスの投資銀行、ブローカー・ディーラー、資産運用および金融サービスに係る業務を提供する組織であり、世界金融市場の重要な参加者である。そのため、ゴールドマン・サックスは、法人、金融機関、政府および個人を含む数多くの多様なクライアントに対して広範囲の金融サービス業務を提供している。ゴールドマン・サックスは、ブローカー・ディーラー、投資アドバイザー、投資銀行、引受業者、リサーチ提供会社、管理事務代行者、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、トレーダー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、清算代理人、貸し手、取引相手方、代理人、プリンシパル、販売会社、投資者としてまたはアカウントもしくは会社もしくは関係のあるもしくは無関係の投資先ファンド(以下に定義する。)のためのその他の商業上の立場において行為する。こうした立場およびその他の立場でゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引においてクライアントおよび第三者に助言を行い、これらと取引を行い、またゴールドマン・サックスのアカウントならびにクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフのアカウントのために、有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、指数、バスケットその他の金融商品を含む多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有および推奨する。また、ゴールドマン・サックスは、グローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場その他の市場において、直接的または間接的に利害関係を有している。一定の場合において、

は方針および手続きを採用しており、これらに基づき、投資顧問会社は投資顧問としての自らの義務および受託義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する。下記「サブ・ファンドおよび他のアカウント間における投資機会および経費の配分」を参照されたい。この配分方針にもかかわらず、サブ・ファンドによる投資の利用可能性、金額、時期、構成または条件がその他のアカウントの投資およびパフォーマンスと異なることがあり、また、パフォーマンスがその他のアカウントの投資およびパフォーマンスよりも低くなることもある。

ゴールドマン・サックスにおける仲介業者との金銭上その他の関係によって生じる販売のインセンティブおよびこれに関連する利益相反：

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフ(投資顧問会社の従業員を含む。)は、アカウント(サブ・ファンドを含む。)に提供され、かつ、サブ・ファンドの販売に関連する業務に対し、便益を受け、手数料および報酬を得る。かかる手数料および報酬は、通常、当該アカウント(サブ・ファンドを含む。)の運用に関連して投資顧問会社に支払われる手数料から直接的または間接的に支払われる。さらに、ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフ(投資顧問会社の従業員を含む。)は、サブ・ファンドを推奨し、サブ・ファンドとの取引またはサブ・ファンドのための取引に従事する販売業者、コンサルタントおよびその他の者と関係(サブ・ファンドの関与の有無を問わない。また募集、仲介、投資顧問および取締役として関わる関係を含むがこれらに限られない。)を有し、かつ、かかる者らとの間で、サービスまたは商品を購入または販売もしくは売却する。かかる販売業者、コンサルタントおよびその他の当事者は、かかる関係に関連して、ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドから報酬を受け取ることがある。こうした関係により、販売業者、コンサルタントおよびその他の当事者は、サブ・ファンドの販売促進をするインセンティブをもたらす利益相反を有する。

ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドは、サブ・ファンドの販売促進のために、認可ディーラー等の金融仲介機関および販売員に対して、過去に支払いを行ったことがあり、また、将来支払いを行うことがある。上記の支払いは、ゴールドマン・サックスの資産の中から、またはゴールドマン・サックスに支払われる金額の中から支払うことができる。上記の支払いは、サブ・ファンドに注目させ、サブ・ファンドを紹介し、またはサブ・ファンドを推薦するインセンティブを当該者にもたらす。

サブ・ファンドおよび他のアカウント間における投資機会および経費の配分：

投資顧問会社は、サブ・ファンドと同一のまたは類似する投資目的を有し、サブ・ファンドと同一の有価証券等の商品、セクターまたは戦略に対する投資またはこれらの売却を試みる複数のアカウント(ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む可能性がある。)につき運用または助言をする。これによって、特にかかる投資機会の利用可能性または流動性が限られる状況(例えば、地方市場および新興市場、高利回り債、固定利付証券、直接借款組成、規制を受ける業界、不動産資産、プライベート投資ファンドへの募集時の投資およびプライベート投資ファンドの売出時の持分、プライベート投資ファンドへの直接投資または間接投資およびプライベート投資ファンドと並行した共同投資、石油およびガス業界のマスター・リミテッド・パートナーシップへの投資ならびに新規公開/新規発行)では、潜在的利益相反が生じる。

これらの潜在的利益相反に対処するため、投資顧問会社は、投資顧問会社がスポンサーとなり、運用し、または助言するアカウントのポートフォリオ決定を下す投資顧問会社のスタッフが投資顧問会社の受託義務に準じてかかるアカウントのために投資決定を行い、かかるアカウント間において投資機会を配分することを定めた配分に関する方針および手続きを策定した。このような方針および手続きの結果として、限られた投資機会につき、特定のポートフォリオ運用チームが運用する適格なアカウント間に(投資顧問会社が決定した基準で)これを比例配分する場合もあるが、その他の場合には、かかる配分は比例的ではないことがある。さらに、投資顧問会社または投資顧問会社外のその他のゴールドマン・サックスの事業もしくは部門が提供する一部の投資機会は、アカウント(サブ・ファンドを含む。)ではなく、ゴールドマン・サックスの自己勘定、または、その現在もしくは従前

の取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員、従業員およびその家族ならびに関係者による投資を促進させるために組成される投資ビークル(かかる者らおよび現在のコンサルタントが参加する従業員給付プラン(以下「GS従業員ファンド」という。))を含む。)のため、ゴールドマン・サックスに配分されることがある。

サブ・ファンドおよびその他のアカウントのための配分に関する決定は、一または複数の要因を参照して行う。要因には、サブ・ファンドまたは該当するアカウントの開始日、アカウントのポートフォリオならびにその投資期間、投資目的(ポートフォリオ構築および目標リターンに関するものを含む。)、投資ガイドラインおよび投資制限(一部のアカウントまたは複数のアカウントにわたる保有に影響する法律上および規制上の制限を含む。)、顧客の指示、特定の戦略に対する様々な適正エクスポートャー水準を含む戦略の適合性およびその他のポートフォリオ運用上の留意事項、投資のリスク特性、サブ・ファンドおよび該当するアカウントの予想される将来的能力、投資顧問会社の仲介に関する裁量の制限、現金・流動性のニーズおよびその他の留意事項、その他の適切な投資機会またはほぼ同様の投資機会の利用可能性(またはかかる利用可能性の欠如)、アカウントの取引実行のタイミングがその他のアカウントまたはゴールドマン・サックスが投資機会に参加する可能性に悪影響を与えるかどうか、企業の資本構造の異なる階層に投資する機会が存在するかどうか、アカウント間でのベンチマーク要因およびヘッジ戦略の相違、潜在的な共同投資当事者の持分に関する投資顧問会社の認識、ならびに投資機会の源泉が含まれることがある。適格性の問題、評判の問題等も検討の対象となることがある。

一または複数のアカウントが、特定の取引戦略に焦点を当てた投資顧問会社の主要な投資ビークルとなる予定であるか、または特定の取引戦略に関して優先権を得る予定である場合、その他のアカウント(サブ・ファンドを含む。)は、かかる戦略にアクセスすることができないか、またはその他の場合よりもアクセスが制限されることがある。かかるアカウントが投資顧問会社以外のゴールドマン・サックスの部門により運用される限りにおいて、かかるアカウントは、投資顧問会社の配分方針に服しない。かかるアカウントによる投資は、サブ・ファンドの投資機会の利用可能性を低下させ、もしくは排除し、またはその他サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、一または複数のアカウントが、特定の取引戦略もしくは特定の種類の投資に焦点を当てた投資顧問会社の主要な投資ビークルとなる予定であるか、または特定の取引戦略もしくは特定の種類の投資に関して優先権を得る予定である場合、かかるアカウントは、一または複数の投資に関してかかるアカウントとともに投資する機会(以下「共同投資機会」という。)を得るアカウントまたはその他の個人に関し、個別の方針またはガイドラインを有する。そのため、一部のアカウントまたはその他の者は、通常サブ・ファンドが利用することができない共同投資機会への配分を受け、またはかかる共同投資機会に投資する権利を得る。

また、投資顧問会社は、投資顧問会社とは関係なく独自に投資決定を行うアカウントに対して投資に関する推奨を行うことがある。ある投資機会の利用可能性が限定される場合において、かかるアカウントがサブ・ファンドと同時に、またはサブ・ファンドより早く当該投資機会に投資する場合、投資顧問会社の投資配分に関する方針に関係なく、サブ・ファンドの当該投資機会の利用可能性は減少する。特定の場合、投資顧問会社にアカウントを保有していない個人または組織は、投資顧問会社と当該個人または組織の間に投資顧問関係がない場合であっても、当該個人または組織が投資顧問会社にアカウントを保有しているかのように投資顧問会社から投資機会の配分を受け、投資顧問会社の配分手続の対象となる。かかる場合には、投資顧問会社が様々な業務(事業戦略および事業運営に関する管理業務およびその他の業務を含む。)を提供する特定の組織、アカウント(サブ・ファンドを含む。)が直接的もしくは間接的な利害関係を有する特定の組織、アカウント(サブ・ファンドを含む。)が取引関係もしくはその他の関係を有する特定の組織、特別買収目的会社(以下「特別買収目的会社」という。)および/または投資顧問会社もしくは投資顧問会社のスタッフが投資関連業務もしくはその他の業務(かかる業務には運営委員会または諮問委員会の委員を務めることが含まれることがある。)を提供する特定の組織が含まれるがこれらに限られない。かかる者または組織は、サブ・ファンドの投資目的または投資プログラムと同一であるか、または類似する投資目的または事業戦略を有していることがあり、サブ・ファンドと同一の有価証券またはその他の商品、セクターもし

くは戦略への投資を行うか、またはかかる投資を売却することを目指すことがある。特定の投資機会がかかるとは組織およびサブ・ファンドの双方にとって適切である場合(サブ・ファンドが当該者もしくは組織に対する利害関係を有するか、または当該者もしくは組織と関係を有する場合を含むがこれらに限られない。)があるが、当該投資機会は、投資顧問会社の配分に関する方針および手続きに従い、アカウントを保有していない者または組織に全部または一部が配分されることがある。さらに、規制上またはその他の留意事項により、かかる者または組織が投資機会を得ることによって、サブ・ファンドがかかるとは組織に対する利害関係を有するか、またはかかる者もしくは組織と関係を有する場合に、サブ・ファンドが同一の投資機会の配分を受ける能力を制限され、または限定されることがある。

投資顧問会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行するか、または新たな取引戦略および投資機会への参加を試みる。これらの戦略および投資機会は、かかる戦略または投資機会がアカウントの目的と一致する場合であっても、すべてのアカウントにおいて用いられず、またはかかる戦略および投資機会を使用するアカウントの間において比例的に用いられていない。さらに、他のアカウントの取引戦略に類似するか、またはこれと同一である、サブ・ファンドのために用いられる取引戦略は、時として実質的に異なる形で実施されることがある。例えば、サブ・ファンドは、取引戦略が同一もしくは類似の他のアカウントとは異なる有価証券もしくはその他の資産に投資するか、または同一の有価証券およびその他の資産に対してであってもかかる他のアカウントとは異なる割合で投資することがある。サブ・ファンドの取引戦略の実施は、様々な要因(アカウントの取引戦略の運用に關与するポートフォリオ・マネージャー、様々なポートフォリオ運用チームの配置場所に伴う時差、ならびに上記の要因および投資顧問会社のフォームADVのアイテム6(「成果ベースの手数料および並行運用 アドバイザリー・アカウントの並行運用、投資機会の配分」)に記載される要因を含む。)に依拠する。

異常な市場環境の期間中、投資顧問会社は、通常取引配分に関する慣行とは異なった取扱いを行うことがある。例えば、レバレッジを掛けているアカウントおよび/またはロング・ショートアカウントと並行して運用されることの多いレバレッジを掛けていないアカウントおよび/またはロング・オンリーのアカウントの運用に関して、このような異なった取扱いが生じることがある。かかる期間中、投資顧問会社は、配分(ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフが利害関係を有するアカウントに対する配分を含む。)の決定について統制の取れたプロセスの実施を図る。

投資顧問会社およびサブ・ファンドは、様々な理由により、第三者から投資機会に関する通知を受領するか、または第三者からの投資機会に参加することを申し出ることがある。サブ・ファンドの投資の条件に基づき先買権または株主割当等の契約上の要件に従って投資機会を得る場合を除き、投資顧問会社は、その単独の裁量により、サブ・ファンドがかかるとは投資機会に参加するか否かを決定し、投資者は、サブ・ファンドがかかるとは投資機会に参加すると期待すべきではない。さらに、一部またはすべてのアカウント(サブ・ファンドを含む。)には、随時、投資顧問会社以外のゴールドマン・サックスの事業を通じて利用可能な投資機会(例えば、不動産およびその他の民間投資における持分を含む。)が提供されることがある。この点につき、ゴールドマン・サックスがかかるとは投資の条件および価格設定を管理するか、もしくはその他これらに影響を及ぼす限りにおいて、かつ/または、かかる条件および価格設定に関連してその他の便益を保持する限りにおいて、利益相反が存在する。しかしながら、投資顧問会社以外のゴールドマン・サックスの事業は、サブ・ファンドに対して投資機会を提供する義務またはその他の責務を負っておらず、通常、サブ・ファンドに対して投資機会を提供することを予定していない。さらに、投資顧問会社内の特定のポートフォリオ運用チーム内で調達された投資機会は、当該チームまたはその他のチームが運用するアカウント(サブ・ファンドを含む。)に配分されないことがある。また、一部のポートフォリオ運用チームは、アカウントのためにゴールドマン・サックスとの間で取引を行うが、その他のポートフォリオ運用チーム(サブ・ファンドのポートフォリオ運用チームを含む可能性がある。)はこれを行わない。そのため、一部のアカウントは、サブ・ファンドが利用することができない一定の投資機会(新規公開/新規発行およびその他の収益性の高い投資を含む。)の配分を受ける。サブ・ファンドまたは投資顧問会社が運用するその他のアカウントに配分されない(または十分に配分されない)投資機会は、ゴールドマン・サック

ス(投資顧問会社を含む。)が引き受ける(アカウントのために引き受ける場合を含む。)か、またはその他のアカウントもしくは第三者に提供されることがあり、サブ・ファンドは、当該投資機会に関連するいかなる報酬も受領しない。契約上の要件に基づきサブ・ファンドが得た投資機会の場合であっても、投資顧問会社は、その裁量により、ポートフォリオ構築上の理由のため、サブ・ファンドの条件のため、またはその他の理由により参加がサブ・ファンドにとって適切ではないと投資顧問会社が判断するため、サブ・ファンドが当該投資機会に参加しないことを決定する場合があります。かかる場合、投資顧問会社は、当該投資機会を別のアカウントに配分することがある。投資顧問会社の配分方針に関する追加情報は、投資顧問会社のフォームADVのアイテム6(「成果ベースの手数料および並行運用 アドバイザリー・アカウントの並行運用、投資機会の配分」)に記載されている。

上記の様々な留意事項により、サブ・ファンドがある投資機会の配分を受けない時に一部のアカウント(ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む。)が当該投資機会(投資顧問会社もしくは投資顧問会社の関係会社が提供する投資機会またはこれらの者から得られる投資機会を含む。)の配分を受け、またはサブ・ファンドが当該投資機会の配分を受け、その他のアカウントとは異なる条件(かかる条件は不利なものであることがある。)による場合が生じる。さらに、規制上またはその他の留意事項により、一部のアカウントによる投資機会の受領は、サブ・ファンドが同様の機会の配分を受け、能力を制限または限定することがある。これらの留意事項が該当する場合、サブ・ファンドの戦略と同一または類似の戦略を用いる異なるアカウントのパフォーマンスに差異が生じることがある。

複数のアカウント(サブ・ファンドを含む。)は、特定の投資に参加するか、アカウントの運営もしくは運用に関連して適用される経費を負担するか、またはその他複数のアカウントに配分可能な費用もしくは経費(かかる費用または経費には、リサーチ費、法的経費(例えば、デュー・ディリジェンスおよび取引文書の作成に関連する経費)、技術費、計算代理人に関する経費、債券保有者グループ、事業再編、集団訴訟およびその他の訴訟への参加に関する経費ならびに保険料が含まれることがあるがこれらに限られない。)を負担することがある。投資顧問会社は、比例的にまたは別の方法により投資関連経費およびその他の経費を配分することがある。一部のアカウントは、個々のケースに応じて、当該アカウントの条件または投資顧問会社の決定によりかかる経費の割当額を負担せず、さらに、投資顧問会社は、一部のアカウントとの間で、当該アカウントが負担する経費の金額(または特定の種類の経費の金額)に上限を設けることに合意しており、これにより、当該アカウントは、上記のとおり本来であれば負担したであろう経費の割当額の全額を負担しないことになる。そのため、他のアカウントが経費を一切負担しないか、または経費の割当額の全額を負担しない一方で、サブ・ファンドは、異なる金額または高額な経費を負担することにつき責任を負う場合がある。投資顧問会社は、その単独の裁量により決定するとおり、一部のアカウントのためにかかる経費を負担し、他のアカウントのためには負担しないことがある。投資顧問会社がアカウントのために経費を負担し、その後当該アカウントがその経費の払戻しを受ける場合、投資顧問会社は通常、投資顧問会社が当該アカウントのために負担した金額を上限として、当該払戻金額の全部または一部を受け取る権利を有する。

アカウントは、通常、最終的に完了に至らなかった取引の検討および追求に関する経費(以下「ブローカーン・ディール費用」という。)を負担する。ブローカーン・ディール費用の例には、()リサーチ費用、()デュー・ディリジェンスの実施その他の特定の未完了の取引の追求に関連する法律、財務、会計、コンサルティングその他のアドバイザー(投資顧問会社またはその関係会社を含む。)の報酬および経費、()特定の未完了の取引の資金調達の手配に関連する報酬および経費、()出張費、接待費および時間外の食事に関する費用ならびに交通費、()特定の未完了の取引に関連して没収される預託金もしくは頭金または特定の未完了の取引に関する罰金として支払われる金額、ならびに()特定の未完了の取引に関連する活動に関連して生じたその他の経費が含まれる。

アカウントは通常、ブローカーン・ディール費用を負担する。投資顧問会社は、アカウント(サブ・ファンドを含む。)およびその他の潜在的投資者の間のブローカーン・ディール費用の配分に関する方針および手続きを採用している。かかる方針および手続きに従い、ブローカーン・ディール費用は通

常、投資顧問会社が公正かつ公平であると判断する方法(比例配分による場合または別の基準による場合がある。)によってアカウント間で配分されるが、これには、サブ・ファンドが当該ブローカーン・ディール費用の比例配分割合よりも多い金額を負担する可能性も含まれる。前述の規定にかかわらず、本書またはサブ・ファンドのその他の文書に別段の記載がある場合を除き、ある取引の追求に関連して、特定の取引に投資する目的で組成されたファンドを含む、特定の非一任型アカウントその他の潜在的投資者(以下総称して「非一任共同投資家」という。)に対して当該取引に参加する機会を提供する合同運用ファンドおよびその他のアカウント(サブ・ファンドを含む。)の場合で、当該取引が最終的に完了に至らないとき、当該合同運用ファンドおよびその他のアカウント(サブ・ファンドを含む。)は、通常、すべてのブローカーン・ディール費用(当該ブローカーン・ディール費用がかかる者により負担されなかった場合に非一任共同投資家に配分されていた可能性があるものも含む。)を負担する。しかしながら、非一任共同投資家がブローカーン・ディール費用の自らの負担分を負担することに同意した場合、または共同投資家が取引への共同投資を行う契約上の権利を有していた場合または当該権利の提供を受ける旨のその他の取決めを有していた場合、通常、該当する準拠すべき契約、目論見書その他の文書に別段の記載がある場合を除き、アカウントと同一の方法で決定されるブローカーン・ディール費用の負担分が配分される。ただし、当該取引に参加することを辞退する権利を有し、実際に辞退する当該非一任共同投資家に対しては、かかる辞退を行った後に生じた一切のブローカーン・ディール費用(当該金額は、投資顧問会社の合理的裁量により決定される。)は配分されない。さらに、投資顧問会社は、サブ・ファンドではなく、その単独の裁量により決定する特定のアカウントまたは非一任共同投資家に関するブローカーン・ディール費用のうちの配分可能額を負担することがある。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する留意事項：

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる部門間において情報の共有に取り組むために設計される一定の情報障壁その他の方針を確立している。情報障壁の結果として、投資顧問会社によるゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーにおけるプライベート・オルタナティブ投資事業およびゴールドマン・サックス・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント内のその他の一定の顧問関係会社(以下「GSAMプライベート」という。)ならびにゴールドマン・サックスの他の分野の一定の情報およびスタッフ(上級スタッフを含む。)へのアクセスは、原則として禁止され、または限られており、また、投資顧問会社は、原則としてGSAMプライベートおよびゴールドマン・サックスのこれらの他の分野が保有する情報による利益を受けながらサブ・ファンドを運用することはしない。GSAMプライベートは、グローバル・バンキング&マーケッツ事業の投資銀行ビジネス・ユニットと同様の情報障壁で守られている。ゴールドマン・サックスは随時、そのプライムブローカレッジ事業およびその他の事業に基づく投資信託、市場および有価証券へのアクセス権およびこれらに関する知識により、サブ・ファンドがサブ・ファンドにとって不利となる方法で(直接的または間接的に)保有する種類の投資対象の持分に関する情報に基づく決定を下したり、またはかかる持分に関して行為を行ったり(もしくは行わなかったり)することがあり、投資顧問会社と情報を共有する義務またはその他の責務を負わない。

事業リスクおよびレピュテーション・リスクの管理目的のための場合を含む限られた状況において、かつ、方針および手続きに従い、情報障壁の一方の側のスタッフが情報障壁の反対側の情報およびスタッフに「壁を越えて」アクセスすることができる場合がある。投資顧問会社は、このように壁を越えるか否かを判断する際に利益相反に直面する。加えて、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社は、一部のスタッフ、事業またはビジネス・ユニットを情報障壁の一方側から他方側へ移動させることを決定することがある。これに関連して、移動対象となったゴールドマン・サックスのスタッフ、事業およびビジネス・ユニットは、移動前の情報障壁側のスタッフ、事業およびビジネス・ユニットにはアクセスできなくなる。

壁を越えることに関連して入手された情報および情報障壁の変更は、投資顧問会社がサブ・ファンドのために取引を行い、またはその他サブ・ファンドのために取引を実施する(本来投資顧問会社が

サブ・ファンドのために売買した可能性がある有価証券の売買を含む。)能力を限定し、または制限する可能性がある。投資顧問会社の一部のポートフォリオ運用チームまたはゴールドマン・サックス・アセット・アンド・ウェルス・マネジメントの資産運用事業のための投資顧問業務を遂行するその他のビジネス・ユニットが保有する情報により、投資顧問会社がサブ・ファンドのための行為または取引を制限する場合(サブ・ファンドが当該情報を保有するチーム以外のポートフォリオ運用チームによって運用される場合を含む。)が生じることもある。上記により生じる利益相反を管理する際、投資顧問会社は、通常、受託者要件に服する。

また、情報障壁の有無にかかわらず、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解に関する情報または他のアカウントのために用いた活動、戦略もしくは見解に関する情報をサブ・ファンドの利益のために提供する義務またはその他の責務を負わない。さらに、投資顧問会社がファンダメンタル分析および独自のテクニカル・モデルまたはその他の情報を開発した限りにおいて、ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフまたは投資顧問会社の他の部門は、サブ・ファンドと一定の情報を共有する義務またはその他の責務を負わず、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社がサブ・ファンドと一定の情報を共有した場合にサブ・ファンドが下したであろう投資決定とは異なる投資決定を下すことがあり、その結果サブ・ファンドが不利益を被ることがある。

投資顧問会社およびゴールドマン・サックスの様々な部門は、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスの他の部門のものとは異なる見解を取り、異なる決定または推奨を行う。投資顧問会社内の様々なポートフォリオ運用チームおよび様々なポートフォリオ・マネージャーが、サブ・ファンドとは異なる方法またはサブ・ファンドに不利益となる方法で、かかるチームが助言を行うアカウントに関する情報に基づく決定を下したり、またはかかるアカウントに関して行為を行ったり(もしくは行わなかったり)する可能性がある。かかるチームは、サブ・ファンドのポートフォリオ運用チームその他のポートフォリオ・マネージャーと情報を共有せず(一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。)、情報を共有する義務またはその他の責務を負わない。

ゴールドマン・サックスは、「プライム・サービス」と称する事業を営んでおり、これは、クライアント(一もしくは複数のアカウントが投資する投資信託(合同運用投資ビークルおよびプライベート・ファンドを含む。))(以下「投資先ファンド」という。)またはアカウントが投資する市場および有価証券と随時関連することがある。)に対し、プライムブローカレッジ業務、管理事務代行業務およびその他の業務を提供するものである。プライム・サービスおよびゴールドマン・サックスの他の部門は、特定の市場、投資および投資信託の現状に関する情報ならびに投資顧問会社には入手不可能なファンド・オペレーターに関する詳細な情報に幅広くアクセスすることができる。さらに、ゴールドマン・サックスは随時、一または複数の投資先ファンドのプライム・ブローカーとして行為し、その場合、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社には入手不可能な当該投資先ファンドの投資および取引に関する情報を入手する。これらの活動およびその他の活動により、ゴールドマン・サックスの諸部門は、市場、投資対象、ゴールドマン・サックスと関係を有するか、または関係を有しない投資アドバイザーおよび投資先ファンドに関する情報(かかる情報が投資顧問会社の知るところとなった場合、投資顧問会社は、アカウントが保有している投資対象の処分、保持もしくは買増しを行おうとするか、アカウントのために一定のポジションを取得しようとするか、またはその他の行為を行おうとする可能性のあるもの)を保有する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社またはアカウント(サブ・ファンドを含む。)の意思決定に関与するスタッフに対して、かかる情報を提供する義務またはその他の責務を負わない。

情報障壁に関して、ならびにその他ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社に関して本書に記載される利益相反は、ゴールドマン・サックス・アセット・アンド・ウェルス・マネジメントの資産運用部門(投資顧問会社はその一部である。)のみならず、(投資顧問会社を含む)ゴールドマン・サックス・アセット・アンド・ウェルス・マネジメント内の事業にも該当する。

サブ・ファンドの投資対象の評価:

投資顧問会社は、サブ・ファンドにおいて保有される有価証券および資産に関係する一定の評価業務を行う。投資顧問会社は、自らの評価方針に従ってかかる評価業務を行う。同一の資産につき、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックス内の他の部門またはユニットがこれを評価するのは異なる形で投資顧問会社がこれを評価することがあるが、それは、ゴールドマン・サックスまたはかかる他の部門またはユニットが、投資顧問会社とは共有していない情報もしくは投資顧問会社の情報とは異なる情報を有しているか、または投資顧問会社とは共有していない評価方法および評価モデルもしくは投資顧問会社の評価方法および評価モデルとは異なる評価方法および評価モデルを使用しているから等の理由による。特に、これは評価が困難な資産の場合に該当する。投資顧問会社は、様々なアカウントの同一の資産を異なる形で評価することもあるが、それは、それぞれが準拠する契約に従って様々なアカウントが異なる評価ガイドライン(例えば、異なるアカウントに適用される特定の規制上の制限に関連するもの)に服しているから等の理由による。さらに、同一資産に関して、投資顧問会社およびゴールドマン・サックス、ゴールドマン・サックスのその他の部門もしくは部署による取扱い、ならびに/またはアカウント(サブ・ファンドを含む。)間の取扱いが大きく異なる場合がある(例えば、ローンに該当する資産に関して、当該ローンが利払停止状態または債務不履行状態にあるとみなされると判断された場合に差異が生じる可能性がある。)

評価の差異は、アカウントの評価業務を行うために異なる第三者ベンダーが起用される場合、異なる評価方針または評価手続を採用している投資顧問会社内の異なるポートフォリオ運用チームがアカウントにつき運用または助言を行う場合、またはその他の場合に生じることを予想すべきである。投資顧問会社は、評価が投資顧問会社の手数料その他の報酬に及ぼす影響を一般的な理由として、評価に関して利益相反に直面する。

ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社によるその他のアカウントのための行為:

ゴールドマン・サックスは、世界金融市場において様々な活動に従事している。世界金融市場でのゴールドマン・サックスの活動(投資銀行、リサーチ提供会社、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、ブライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、取引相手方、代理人、プリンシパルおよび投資者を含むが、これらに限られない資格ならびにその他の資格による活動)の範囲は、サブ・ファンドに潜在的な悪影響を及ぼすおそれがある。

ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)、ゴールドマン・サックスが助言を提供するクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフは、サブ・ファンドの投資目的またはポートフォリオと類似するか、関連するかもしくは反対の投資目的もしくは投資ポートフォリオを有するアカウントに対して利害関係を有しており、かかるアカウントに助言を提供する。ゴールドマン・サックスは、当該アカウントから、サブ・ファンドから受領するより多額の手数料またはその他の報酬(成果ベースの報酬を含む。)を受領することがある。かかる場合、ゴールドマン・サックスは当該アカウントを厚遇するインセンティブを有する。さらに、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)、ゴールドマン・サックスが助言を提供するクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフは、アカウントとの間で商業的取決めまたは取引に従事(または従事を検討)する場合があります、および/またはサブ・ファンドと同種の企業、資産、有価証券およびその他の証書における商業的取決めまたは取引について競合する場合があります。かかる取決め、取引または投資は、例えば、かかる活動に従事するサブ・ファンドの能力を制限するか、または、かかる取決め、取引もしくは投資の価格設定もしくは条件に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに一方でサブ・ファンド、他方でゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントが、同一の有価証券に関して、異なる票を投じたり、異なる措置を講じたり、異なる措置を講ずるのを控えることもあり、これがサブ・ファンドに不利益をもたらす。さらに、以下に記載されるとおり、アカウント(サブ・ファンドを含む。)のための一定の行為についての実施または実施を控える決定に関連して、かかる決定がゴールドマン・サックスとある当事者との関係またはその他の事業取引に不利益をもたらす場合、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスのかかる関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。

当該アカウントによる取引、当該アカウントへの助言および当該アカウントの行為(投資決定、議決および権利の行使に関連するものを含む。)はサブ・ファンドが投資する企業、有価証券その他の資産もしくは商品と同様か、または関係のある企業、有価証券その他の資産もしくは商品を伴うことがあり、当該アカウントがある戦略を実行し、サブ・ファンドがそれと同一のまたは異なる戦略を実行することがあるが、いずれの場合も、サブ・ファンド(取引または他の行為に従事するサブ・ファンドの能力を含む。)に直接的または間接的に不利益をもたらすことを予想すべきである。

様々な状況下において、異なるアカウントが、単一の取引の一部として投資を行う(複数のアカウントが単一の「ファンド・ファミリー」を構成する場合およびアカウントが同一の条件で並行して投資を行う場合を含む。)。かかる状況において、参加するアカウントは、投資時期が異なるなど、利害が異なる可能性がある(例えば、一部のアカウントがクローズド・エンド型ビークルであるかまたはその他その投資期間が限定されている一方で、他のアカウントがオープン・エンド型であるかまたはその他その投資期間があまり限定されていない場合を含む。)。同様に、投資に付随する出資その他の義務は、サブ・ファンドの投資期間または予想期間を超えることがある。かかる状況において、投資顧問会社は、まとめて投資期間につき交渉することがあり、かかる期間は、サブ・ファンドの観点では、それが単独参加のサブ・ファンドであった場合ほど有利ではなくなる可能性がある。あるアカウントが投資する際に(例えば、規制上の要件により)求める期間は、他のアカウント(サブ・ファンドを含む。)が投資を完了する能力に悪影響を及ぼす可能性や、その期間を不利な形で変更させる可能性がある。同様に、あるアカウント(サブ・ファンドを含む。)にとっては、ある投資対象を保有し続けることが望ましいであろう時に、他のアカウントが当該投資対象の処分を求める可能性(またはその逆の可能性)がある。該当する投資対象の構造によっては、当該投資対象の一部の処分は、実行不能であるかもしくは費用がかかる、またはアカウント(サブ・ファンドを含む。)が投資対象を保有し続ける権利に悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、ゴールドマン・サックスは、当該取引に参加する特定のアカウントに悪影響を及ぼす可能性のある、投資対象の売却、処分または再編を早めるまたは遅らせるインセンティブを有する可能性がある。さらに、別のアカウントがその過半数持分を所有する投資先企業の少数持分を保有する特定のアカウントは、当該投資先企業に関する再編および/または資本再構成取引において悪影響を受ける可能性がある。投資顧問会社は、複数のアカウント(サブ・ファンドを含む。)が投資される投資対象に関して投資決定を行う時に、いずれか特定のアカウントの最善の利益に基づいてではなく、アカウント全体に対して当該投資決定が及ぼす具体的な影響を主に考慮する場合がある。ゴールドマン・サックスが、共通の投資先企業への投資に関して、あるアカウントについて異なる投資決定(処分のタイミング、追加投資およびその他の決定に関するものを含む。)を行った場合、当該アカウントは、当該投資について異なる収益率および損益があるか、またはその他悪影響を受ける可能性がある。

加えて、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドとの取引を検討しているアカウントに助言を提供することがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドとの取引を遂行しないよう助言するか、またはその他潜在的取引に関連して、サブ・ファンドにとって不利益となる助言をアカウントへ提供することがある。さらに、サブ・ファンドが有価証券を購入し、アカウントが同一有価証券または類似証券のショート・ポジションを構築する場合、このショート・ポジションは、サブ・ファンドが保有する有価証券の価格を低下させるか、当該有価証券の価格の下落から利益を得よう意図されていることがある。サブ・ファンドは、サブ・ファンドがショート・ポジションを構築し、その後アカウントが同一有価証券または類似証券にロング・ポジションを構築する場合、同様に悪影響を受ける可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、アカウント(サブ・ファンドを含む。)のために特定証券に関連する株主集団訴訟または類似する事象に関連して届出を行う可能性があるが、同一証券を保有しているか保有していたか、または同一発行体の資本構成の異なる部分に投資されているかもしくは信用を供与した別のアカウントのためには、当該届出を行わない。

サブ・ファンドは、様々な取引相手方と直接的または間接的に取引を行う予定である。かかる取引相手方の一部は、投資顧問会社またはその他のゴールドマン・サックスの事業体もしくはビジネス・ユニットによって運用されるその他のアカウントとの取引にも従事する。例えば、サブ・ファンドが

取引相手方から直接的または間接的に資産を購入し、これと同時に当該取引相手方(またはその関係会社)が別のアカウントからの別資産の購入につき交渉を行っていることがある。これにより、特に売却の条件および購入価格に関して潜在的な利益相反が生じる。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウントによる取引相手方への資産の売却に関して手数料その他報酬を受領することがあり、これにより、別のアカウント(サブ・ファンドを含む。)が購入者である個別の取引においてより高額な価格をかける別のアカウントが支払うことに同意するのと引き換えに、かかる資産のより高額な購入価格を交渉するというインセンティブが生じる。

同様に、特定のアカウント(サブ・ファンドを含む。)が、他のアカウントが保有する資産を含む大量売却を通じて、または複数のアカウントからの資産が同じ購入者に対して売却される一連の取引の一部として、一または複数の資産を処分することがある。これにより、特に当該資産の購入価格の決定に関して、潜在的な利益相反が生じる。例えば、ゴールドマン・サックスは、特定のアカウントによる資産の売却に関して自らが受領する報酬よりも、大量売却に参加する他のアカウントの資産の売却に関してより高額な手数料その他の報酬(成果ベースの手数料を含む。)を受領することがある。特定のアカウントが大量売却に参加した結果受領する報酬は、その資産が独立した取引の一部として売却された場合にその特定のアカウントが受領したであろう報酬よりも、高額になるという保証はない。かかる取引はいずれも、投資顧問会社の受託義務に従い実行される。

サブ・ファンドおよびゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)が運用する他のアカウントは、同一の発行体または提携関係のない投資アドバイザーとの投資について異なる権利を有するか、流動性に関する権利を含むがこれに限られない異なる権利を持つ同一発行体の異なるクラスへ投資することがある。かかる他のアカウントのためのゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)による権利の行使の決定は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

受益者は、複数の異なるゴールドマン・サックスの事業(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーおよび投資顧問会社を含む。)を通して助言サービスの利用を提供される場合がある。ゴールドマン・サックス内の様々な助言事業は、異なる戦略に従いアカウントを運用し、さらに同一戦略もしくは類似する戦略に異なる基準を適用し、同一の発行体もしくは有価証券または他の投資対象について異なる投資見解を有することがある。同様に、投資顧問会社内の一定の投資チームまたはポートフォリオ・マネージャーは、同一の発行体または有価証券について異なる投資見解または対極的な投資見解を有することがあり、その結果、サブ・ファンドの投資チームまたはポートフォリオ・マネージャーがかかるサブ・ファンドについて構築するポジションの一部または全部は、投資顧問会社の他の投資チームまたはポートフォリオ・マネージャーが助言するアカウントの利益および活動と整合しないかまたはこれらによって悪影響を受けることがある。さらに、調査、分析または見解は、様々な時点でクライアントまたはクライアント候補者に提供される。ゴールドマン・サックスは、特定の時点または一般に公表する前にサブ・ファンドに対して調査・分析を提供する義務またはその他の債務を負わない。投資顧問会社は、サブ・ファンドのために投資決定を下すことに責任を負っているが、かかる投資決定はゴールドマン・サックスがその他のアカウントのために行う投資決定または推奨とは異なり得る。

ゴールドマン・サックスが、自らまたはそのクライアント(アカウントを含む。)のために実行または推奨する取引の時期は、アカウント(サブ・ファンドを含む。)にマイナスの影響を及ぼすか、または、一定のその他のアカウント(他のアドバイザー・アカウントを含む。)に利益をもたらすことがある。例えば、ゴールドマン・サックスが一または複数のアカウントのために、投資決定または投資戦略を、同様の投資決定または投資戦略がサブ・ファンドのためになされる前後またはそれと同時期に実行した場合(当該投資決定が同一のリサーチ分析またはその他の情報に基づくか否かを問わない。)、かかる実行により、市場インパクトまたはその他の要因に起因して、流動性制限が生じるか、または、サブ・ファンドが良好な投資成果もしくは取引成果を得られない、もしくは負担する費用が増加することがある。同様に、ゴールドマン・サックスが、あるアカウント(サブ・ファンドを含む。)の有価証券が購入(または売却)される投資決定または戦略を実行する場合、その実行により、他のアカウントが既に保有している当該有価証券の価値が上昇する(またはかかる他のアカウ

ントが購入予定である当該有価証券の価値が下落する)可能性があり、その結果かかるその他のアカウントに利益が生じることがある。

ゴールドマン・サックスはその裁量により、一定の場合において、サブ・ファンドが、()ゴールドマン・サックスの元従業員、()ゴールドマン・サックスまたは他のアカウントの関係会社もしくは他の投資先企業、()ゴールドマン・サックスの従業員の家族構成員および/もしくは親戚ならびに/またはそれらの一定の投資先企業、または()アカウントの投資者、ゴールドマン・サックスまたはアカウントの投資先企業もしくは業務提供会社と上記以外の関連性を有する者との継続的な事業取引、取決めまたは契約を行うよう推奨する。サブ・ファンドは、かかる取引、取決めまたは契約の費用を直接的または間接的に負担する場合がある。これらの推奨およびかかる取引、取決めまたは契約の継続に関する推奨は、利益相反を生み、ゴールドマン・サックスとかかる者との関係性による様々なインセンティブに基づいている可能性がある。特に、サブ・ファンドのために行われ、決定を行う際、投資顧問会社は、かかる者とゴールドマン・サックスとの関係および事業取引の維持におけるゴールドマン・サックスの利益を考慮する可能性がある。その結果、投資顧問会社は、サブ・ファンドのための一定の行為の実施もしくは実施を控えることの決定に関連して、かかる決定がゴールドマン・サックスとかかる者との関係またはその他の事業取引に不利益をもたらす場合、ゴールドマン・サックスのかかる関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。

投資顧問会社は、投資顧問会社のスタッフおよび投資顧問会社を支援するゴールドマン・サックスの特定の追加スタッフが、適用ある米国証券法に従い、個人の有価証券取引を行う際にクライアントの利益を第一に据える旨を規定するために考案された米国投資顧問法ルール204A-1に基づいた倫理規定(以下「倫理規定」という。)を採用している。倫理規定は、利益相反を回避するため、倫理規定被適用者の個人口座における有価証券取引について一定の制限を課している。倫理規定の制限に従って、倫理規定被適用者は、有価証券その他の投資対象(サブ・ファンドへの投資を含む。)を自己勘定で売買し、またサブ・ファンドが(直接的または間接的に)取るポジションと同様のポジション、当該ポジションとは異なるポジション、または当該ポジションとは違う時期に建てられるポジションを取る。

さらに、ゴールドマン・サックスの全スタッフ(投資顧問会社のスタッフを含む。)は、秘密および専有の情報、情報障壁、民間投資、外部での事業活動および個人取引に関する全社員対象の方針および手続きに従う。投資顧問会社は、投資顧問会社のスタッフによる有価証券の個人取引(公募か私募かを問わない。)につき、事前承認を要求し、投資顧問会社は、その裁量によりかかる取引を拒否することができる。アカウントとの間の潜在的な利益相反その他法律上および規制上の制限(投資顧問会社が投資先企業に関する秘密情報を保有する場合等)に対処するため、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社のスタッフが取引することができない有価証券の一覧を維持する。また、投資顧問会社は、通常、そのスタッフが単一の公開発行体の有価証券を購入することを認めない。

追加投資に関する潜在的相反：

投資顧問会社は、一定のアカウントが既に投資している企業に投資する機会をアカウント(サブ・ファンドが含まれる可能性がある。)に随時提供する。当該追加投資は、新規投資およびアカウント(サブ・ファンドを含む。)間における投資機会の配分の条件決定等、利益の相反を創出する可能性がある。サブ・ファンドが発行体に既存の投資を行っていない場合でも、サブ・ファンドは追加投資機会を利用することができ、その結果、サブ・ファンドの資産が他のアカウントに価値を提供するか、その他の方法で他のアカウントの投資対象を支援する可能性がある。またアカウント(サブ・ファンドを含む。)は、他のアカウントが既に投資しているか、今後投資する企業に関連するリレバレッジ、資本再構成および類似する取引に参加することがある。これらおよびその他の取引における利益相反は、一方では企業に既存の投資を行っているアカウント(サブ・ファンドを含む。)と当該企業に対して爾後投資を行うアカウントとの間で、両アカウントが、価格決定およびその他の条件について相反する利益を有することから生じる。爾後の投資により、既に投資されたアカウント(サブ・ファンドを含む。)の利益が希薄化されるか、またはその他悪影響を受けることがある。

受益者の多様な利害関係：

適用ある範囲において投資顧問会社およびその関係会社を含む、サブ・ファンドの様々な種類の投資者および受益者は、サブ・ファンドの持分について、対立する投資、税金およびその他の利害関係を有することがあることを予想すべきである。サブ・ファンドに関する潜在的投資を検討する際、投資顧問会社は通常、特定の投資者または受益者の投資目的ではなく、サブ・ファンドの投資目的を検討する。投資顧問会社は、ある種類の投資者もしくは受益者にとって他の種類の投資者または受益者より有益な、または投資顧問会社およびその関係会社にとって投資顧問会社と関係のない投資者もしくは受益者より有益な、税務関連事項に関連するものを含む決定を随時下す。さらに、ゴールドマン・サックスは源泉徴収義務者としての場合を含め、サブ・ファンドが保有するポジションに基づく一定の税務リスクに直面する。ゴールドマン・サックスは、このような場合にサブ・ファンドまたは他のアカウントに不利益となる行為(実際のまたは潜在的な租税債務を負担するための金額を差し引くことを含む。)を、自らおよびゴールドマン・サックスの関係会社のために実施する権利を留保する。

業務提供会社の選任：

サブ・ファンドは、一定の場合にゴールドマン・サックスおよびその他のアカウントにも業務を提供する業務提供会社(弁護士およびコンサルタントを含む。)を使用する予定である。さらに、投資顧問会社、アカウントまたはその投資先企業への特定の業務提供会社は、投資顧問会社または他のアカウントの投資先企業もしくは他の関係会社でもある(例えば、サブ・ファンドが他のアカウントの投資先企業を使用する場合がある)。投資顧問会社は、専門知識および経験、関連もしくは類似する商品に関する知識、サービスの質、市場における評価、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスまたはその他との関係、ならびに価格を含む多くの要素に基づきこれらの業務提供会社を選任する予定である。これらの業務提供会社は、ゴールドマン・サックス(そのスタッフを含む。)との間に事業、財務その他の関係(投資顧問会社、ゴールドマン・サックスまたはアカウントの投資先企業またはその他の形態で関連する企業であることを含む。)を有する場合がある。これらの関係は、投資顧問会社によるサブ・ファンドのための業務提供会社の選任に影響することがある。かかる状況において、サブ・ファンドがこれらの業務提供会社を使用しないこと、または使用を継続しないことを決定する場合、(サブ・ファンドのために行う)ゴールドマン・サックスとサブ・ファンドの間、またはサブ・ファンドと他のアカウントとの間で利益相反が生じる。サブ・ファンドに対する一定の業務(社内の法務および会計業務等の業務を含むが、これらに限られない。)について、投資顧問会社は、一または複数の第三者をしてかかる業務を提供させるのではなく、自らこれを提供し、または投資顧問会社の関係会社をして提供せしめることを、その単独の裁量により決定することがある。サブ・ファンドの条件に従い、投資顧問会社またはその関係会社は、かかる業務提供に関連して報酬を受領する。かかる報酬の交渉は行ってはならず、これは、類似する第三者によって請求される可能性がある報酬よりも多い場合もあれば少ない場合もある。そのため、投資顧問会社は、サブ・ファンドへの業務提供会社の選任において、利益相反に直面する。さらに、投資顧問会社は、その単独の裁量により、投資顧問会社がその投資顧問業務に関してサブ・ファンドに従前に提供していた業務をサブ・ファンドに提供するために、第三者の業務提供会社を使用することを決定することがある。かかる状況において、サブ・ファンドは、投資顧問会社に支払うべき報酬に加えて当該業務提供会社が請求する手数料を負担する。前述の規定にかかわらず、サブ・ファンドの業務提供会社の選任は、サブ・ファンドに対する投資顧問会社の受託義務に準じて実施される。投資顧問会社によって選任された業務提供会社は、提供された特定の業務、業務を提供するスタッフ、提供された業務の複雑性またはその他の要因に基づき様々な業務受領者に異なるレートで請求を行う。そのため、これらの業務提供会社についてサブ・ファンドが支払うレートは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)が支払うレートより、有利または不利となることがある。さらに、投資顧問会社またはサブ・ファンドが支払うレートは、ゴールドマン・サックスの他の部門またはゴールドマン・サックスの他の部門が運用するアカウントが支払うレートより、有利または不利となることがある。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)、そのスタッフおよび/またはアカウントは、サブ・ファン

ドが通常、投資する事業体に業務を提供する企業に投資することがあり、適用法に従い、投資顧問会社は、サブ・ファンドによって保有される有価証券を発行した事業体に対し、当該企業の業務について言及または紹介することがある。

ゴールドマン・サックス・マネー・マーケット・ファンドへの投資：

適用法によって認められる範囲内で、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスがスポンサーとなり、運用し、または助言を提供するマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。サブ・ファンドが投資顧問会社に支払う顧問報酬は、適用法により要求される場合を含む特定の場合を除き、当該マネー・マーケット・ファンドの運用者であるゴールドマン・サックスにサブ・ファンドが支払う報酬により減額されることはない(すなわち、上記の投資に伴い、サブ・ファンドの投資者の当該マネー・マーケット・ファンドへの資産の直接的なアロケーションに関して発生するものではない、「報酬の二重負担」が発生する。)。上記による場合および業務提供に関連してゴールドマン・サックスが何らかの手数料またはその他の報酬を受領した場合等においても、サブ・ファンドに対して説明を行い、または返金を行う必要は生じない。

ゴールドマン・サックスのインソースまたはアウトソース：

適用される法律に従って、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、随時、投資者に通知することなく、事務管理人またはその他の立場でサブ・ファンドに提供する様々なサービスに関する一部の作業または職務を社内で処理するかまたは外注することができる。業務の性質に応じて、かつ、サブ・ファンドの準拠すべき文書に従い、社内で処理される業務または外注される業務に関連する料金は、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が負担する。かかる業務の社内での処理または外注は、更なる利益相反を引き起こす可能性がある。例えば、サブ・ファンドが費用を負担する外注業務により、当該業務を社内で実施する場合に当該業務を遂行したであろう従業員に関する投資顧問会社の社内で発生する諸経費および報酬原価が減額されるため、投資顧問会社は、かかる外注業務に対してインセンティブを有する。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する可能性

貸付けおよびローン・シンジケーションに関する潜在的利益相反：

ゴールドマン・サックスは、レバレッジド・ファイナンス市場を含む債券市場で活動し、資金調達、資本増強およびその他の取引のため、シンジケート・ローン市場およびハイ・イールド市場でシニアおよびメザニン・ファイナンスの積極的アレンジャーとして行為する。アカウントは随時、ゴールドマン・サックスがアレンジャーとして行為し報酬を受領する取引に投資することがある。一定の場合には、アカウントは、ローンおよび/または債務証券を購入し、借り手から直接、表明および保証を受け一方で、他の場合においてアカウントはゴールドマン・サックスの私募目論見書またはその他に依拠する必要があり、当該ローンおよび/または債務証券を当該ローンの他の購入者とは異なる時期および/または条件で購入することがある。アカウントが当該ローンをゴールドマン・サックスから購入し、ゴールドマン・サックスがアカウントへのかかるローンおよび/または債務証券販売について借り手または発行体から報酬を受領する場合、一定の利益相反が生じる。

発行体の資本構成における異なる部分に対する投資およびこれに関する助言：

一方でゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントが、および他方でサブ・ファンドが、単一の発行体の資本構成の異なる部分に投資または融資を行う場合がある。この結果、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントは、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす行為を行うことがある。さらに、場合によっては、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)はアカウントに対し、サブ・ファンドが投資するのと同じ発行体の資本構成の異なる部分、または劣後もしくは優先するクラス有価証券について助言することがある。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドが投資している発行体について自らもしくは

他のアカウントのために、権利を追求し、助言を提供し、またはその他の行為に従事するか、または権利の追求、助言の提供もしくは他の行為への従事を行わないようにすることができ、当該行為(または不行為)は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

例えば、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントが、サブ・ファンドがある発行体に対して有する資産に優先する、同一発行体の資本構成におけるローン、有価証券またはその他のポジションを保有し、発行体が財務上、または経営上の問題を有する場合、自らまたはアカウントのために行為するゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドが発行体に対して有する資産の利益に悪影響を及ぼすか、その他利益が相反する、当該発行体の清算、組織再編または業務再編、またはこれに関する条件を求めることがある。当該清算、組織再編もしくは業務再編に関連して、サブ・ファンドが発行体に対して有する資産は、消滅するか、大幅に希薄化することがある一方、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)または別のアカウントは、それらに発生する金額の一部もしくは全部を回収する。さらに、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントが参加する発行体に関する貸付契約に関連して、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントは、サブ・ファンドにとって不利益となる形で、該当するローン契約またはその他の書類に基づく権利の行使をすることがある。あるいは、サブ・ファンドが、他のアカウントが保有するポジション(ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社のポジションを含む。)と比較して、財政上またはその他の問題を抱える発行体の資本構成に、優先するポジションを保有する場合、投資顧問会社は、サブ・ファンドが利用可能な措置および救済策を実施しないこと、または、優先順位が低いポジションを保有するアカウントにとって不利になり得る特定の条件を実施しないことを決定することがある。さらに、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントが、サブ・ファンドがローン、債券もしくはその他の信用関連資産または証券を保有する発行体の議決権付有価証券を保有する場合、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントは、サブ・ファンドが保有するポジションに悪影響を与える形で、一定の事項について投票することがある。逆に、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントが信用関連資産または証券を保有する発行体の議決権付有価証券を保有することがあり、投資顧問会社は、サブ・ファンドに代わり、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)またはアカウントに不利な形で投票しないこと(当該投票の差し控えまたは同じ債務トランシェの他の同順位の投資者に合わせて投票することを含む。)を決定することがある。最後に、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドが保有するポジションに悪影響を与える可能性がある行為または取引の従事をゴールドマン・サックスに行わせる発行体、当該発行体の信用関連資産もしくは有価証券の他の保有者、または他の取引参加者との関係およびその他の事業取引を有することがある。

これらの潜在的問題は、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)が、サブ・ファンドおよびゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)または他のアカウントが、単一の発行体の資本構成の異なる部分に投資するかまたは融資をしている場合に直面する利益相反の例である。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、特定の状況に基づきこれらの問題に対処する。例えば、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、様々なゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)のビジネス・ユニットまたはポートフォリオ運用チーム間における情報障壁に依拠する。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドに代わり自ら行為するよりも、またはこれに関連して、類似する立場にあるローン保有者または有価証券保有者の行為に依拠する場合がある。上記の様々な利益相反および関連する問題、ならびに利益相反が必ずしも、サブ・ファンドの利益になるよう解決されるとは限らないことにより、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)および他のアカウント(投資顧問会社がスポンサーとなり、運用し、または助言するアカウントを含む。)が一般的にまたは同一発行体における特定の保有資産に関して利益を実現している期間中に、損失を被るか、上記の利益相反が存在しない場合より低い収益または高い損失を計上する可能性がある。上記のマイナスの影響は、小型株、新興市場、ディストレスト戦略または流動性が低い戦略における取引、またはこれらのサブ・ファンドによる活用に関連してより顕著になると予想すべきである。

本人取引とクロス取引：

適用法および投資顧問会社の方針で認められる場合、サブ・ファンドのために行う投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスとの、もしくはゴールドマン・サックスを通じた、または投資顧問会社もしくはその関係会社が運用するアカウントにおいて、有価証券およびその他の商品の取引を行うことができ(ただし、これを行う義務またはその他の責務はない。)、また、サブ・ファンドをして、投資顧問会社が本人として自らのために行う取引(本人取引)、投資顧問会社が取引の両当事者に助言を行う取引(クロス取引)および投資顧問会社が取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者である証券取引口座のブローカーを務め、両方から手数料を受け取る取引(代理人クロス取引)に従事せしめることができる。サブ・ファンドのためにこれらの取引に従事するための投資顧問会社による決定および/または能力を制限するおそれのあるこれらの取引に関する潜在的利益相反、規制上の問題または投資顧問会社の内部規則に含まれる制限がある。ゴールドマン・サックスが特定の市場における唯一または数名の参加者の一人であるか、当該参加者のうち最大規模の一つである等の一定の状況において、当該制限は、サブ・ファンドによる一定の投資機会の利用可能性を排除または低減させるか、当該投資機会に関連する取引が実施される価格または条件に影響する。

さらに、クロス取引は、アカウントによる投資資産の取得後に他のアカウントに共同投資機会を提供することに関連して生じることがある。この場合、共同投資機会を提供されるアカウントは、通常、別アカウントによって取得される投資資産の一部を購入する。アカウント(サブ・ファンドを含む。)が共同投資機会に関連して投資資産を取得する際の価格はコストに基づき、利息部分を含むことも含まないこともあり、売り手であるアカウントによる取得後における投資資産の価額調整を反映することがある。さらに、クロス取引は、投資顧問会社がアカウントに、別のアカウントから一または複数の投資先企業における持分の全部または一部を取得せしめる(新たなアカウントが投資顧問会社によってこの目的のためだけに設立される場合を含む。)か、アカウントの既存の投資先企業を別アカウントの投資先企業と併合せしめる場合に生じることがある。当該取引は、投資顧問会社が当該取引の各サイドにおけるアカウントおよび/または投資先企業を支配しているため、利益相反にいたる。

一定の状況において、ゴールドマン・サックスは、適用法に許可される範囲内で、「リスクリス・プリンシパル」としてアカウントのために有価証券の売買を行う。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント(サブ・ファンドを含む。)がこれらの有価証券の購入に関心があることを承知の上で、第三者から当該有価証券を購入し、即座に当該アカウントに購入した有価証券を売却することがある。さらに、一定の状況において、アカウント(サブ・ファンドを含む。)は、適用ある現地規制要件を遵守するため、ゴールドマン・サックスにプリンシパルとして有価証券を購入し、アカウントに参加権または類似する持分を発行するよう要求することがある。

ゴールドマン・サックスは、かかる取引において(当該取引を行うこと決定ならびに評価、プライシングおよびその他の条項に関連するものを含む。)当事者に対して潜在的に相反する二分した状態の忠実義務および責任を負うことがある。投資顧問会社は、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定している。しかしながら、当該取引が実施されること、または当該取引が当該取引の当事者であるサブ・ファンドに最も有利な方法で実施されるという保証はない。クロス取引は、アカウントが取得するマーケットセービングスの相対的金額のため、サブ・ファンドを含む他のアカウントと比較して一部のアカウントに利益が偏ることがあり、クロス取引は、当該アカウントに適用される様々な法的小および/または規制上の要件のため、異なるアカウントについて異なる価格で実施されることがある。一部のアカウントはまた、同意が得られたとしても、クロス取引への参加を禁じられている。

本人取引、クロス取引または代理人クロス取引が禁じられていない場合、かかる取引は、受託義務および適用法(開示および承諾を含む。)に従って実行される。投資者は、サブ・ファンドの販売契約を締結することによって、適用法で最大限に認められる範囲内において、サブ・ファンドが行う本人

取引、代理人クロス取引およびクロス取引について同意する。投資者は、本書に定める方法でまたは投資者が随時通知を受けるその他の方法でかかる同意を取り消すことができる。

サブ・ファンドの購入契約を締結することによって、かつ、適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドが従事する可能性があり、かつ、サブ・ファンドの代表者の承認を必要とし得る、または投資顧問会社または受託会社が承認を求めるとを決定する次の問題に関して、受託会社および/または投資顧問会社が()サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの投資者に代わってかかる取引およびその他の問題を検討および承認もしくは反対する、または()サブ・ファンドの一部の受益者もしくは受益証券の実質的所有者またはサブ・ファンドと関連のない一名以上の者(受託会社および/またはゴールドマン・サックスとの関連の有無を問わない。)を(投資顧問会社または受託会社)がその単独裁量で委員会に上程したサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資者のためのかかる取引およびその他の問題を検討し、承認または反対することを目的とする)委員会の委員に選任する権限を無制限に授權されている(しかし、そのような義務はない。)ことを、投資者は了承および同意する。かかる取引またはその他の問題は次の(a)から(d)までを含み、かつ、投資顧問会社または受託会社)がその単独裁量により、上記の()の場合には自ら検討する、または上記の()の場合には委員会に上程することのいずれかを決定する特定の取引またはその他の問題についてのみを含む:(a)サブ・ファンドが有価証券の売買を計画する取引で、ゴールドマン・サックスが(直接的または間接的に)かかる取引について参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引、(b)サブ・ファンドが投資者になることを計画する取引で、ゴールドマン・サックスが参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引に関連してゴールドマン・サックスに支払われる手数料、(c)投資顧問法に基づいて事前の承認またはその他の承認を必要とするその他の取引または問題、および(d)投資顧問会社または受託会社)が自ら検討するかまたは委員会に上程することを決定するその他の取引または問題(潜在的利益相反が伴う取引を含むが、これに限られない。)を含む。疑義を避けるため、投資顧問会社または受託会社は、かかる委員会を設立する、または特定の問題を検討のために委員会に上程する義務を負わず、かつ、委員会を設立するかまたは審議のために問題を委員会に上程する決定は、投資顧問会社または受託会社)が、それぞれの場合につきその単独裁量で下すものとする。

ゴールドマン・サックスが複数の商業的な立場において行動すること:

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが保有する有価証券の発行体に対する業務提供に関連して報酬を受ける権利を有する場合があるが、サブ・ファンドはかかる報酬を受ける権利を有しない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスにとって有利となるこれらの業務に関連した手数料その他の報酬を得る際に利害関係を有し、当該業務の提供に関連して、自らの利益のための商業的な措置を講じるか、業務提供先の当事者に助言をするか、その他の行為を行うことがあるが、これらのいずれも、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。当該行為は、ゴールドマン・サックスに利益を与えることがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント(サブ・ファンドを含む。)が持分を保有する企業から貸付けの全部または一部の返済を要求することがあり、このため、当該企業をして義務を履行せず、その資産のより性急な清算を義務付ける可能性がある、当該企業の価値および当該企業に投資しているアカウントの価額に悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックスが当該企業に対して、その資本構成の変更を助言する場合、サブ・ファンドが(直接的または間接的に)保有する有価証券の価格または優先順位が低下する場合がある。さらに、当初募集の引受人・募集代理人またはマネージャー(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーを含む。)はしばしば、企業の私募証券を保有するアカウントに対して、当該企業の新規公開前後の一定期間、当該有価証券の転売を制限するロックアップ契約を当該企業の新規公開前に締結するよう要求する。その結果、投資顧問会社は、より有利な価格で当該アカウントのために有価証券を売却することを制限されることがある。他の種類の取引についてゴールドマン・サックスが行う、またはゴールドマン・サックスが行うよう助言する措置も、サブ・ファンドにとって重大な結果となる場合がある。ゴールドマン・サックスは、多くの業務を提供しており、企業および関連・非関連の投資先ファンド(またはそのスタッフ)と多くの商業関係を有してい

るため、アカウント(サブ・ファンドを含む。)に対する業務の提供および選択において、利益相反に直面する。サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資する企業(またはそのスタッフ)への業務提供により、ゴールドマン・サックスの様々な当事者との関係が強化され、更なる事業の発展が促進され、ゴールドマン・サックスが更なる取引を獲得し、および/または収益を創出することが可能となる。当該業務の提供により、ゴールドマン・サックスは、多額の手数料、報酬および/または報償を受領することになる可能性もある。サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスの事業に対するかかる一切の利益に関連する報酬を受領する権利を有しない。さらに、当該関係は、例えば、下記のとおり、潜在的投資機会を制限すること、当該事業関係に不利益となる場合に投資顧問会社がサブ・ファンドのために一定の措置を取るか取らないことを誘因付けること、ならびに/または投資顧問会社の一定の投資商品および/もしくは戦略の選択もしくは推奨に影響すること等により、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、ゴールドマン・サックスがクライアントのために行う投資活動の一部は、サブ・ファンドが利用可能であったであろう投資機会をも制限する。例えば、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドにとって潜在的投資機会となり得る商業取引に関連して、財務アドバイザーとして、または金融もしくはその他の業務を提供するため企業に起用されることがある。ゴールドマン・サックスが当該企業に起用されることにより、サブ・ファンドは当該取引に参加できない状況が生じることがある。加えて、ゴールドマン・サックスが引受人として行為する投資先企業の株式公開に関して、アカウントは、一定の場合に、募集完了後一定期間、投資先企業の株式を売却する能力に対し、(契約上の制限に加え)規制上の制限を受ける可能性がある。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドに対する潜在的悪影響にかかわらず、当該状況においてこれら企業のために行う権利を留保する。さらにゴールドマン・サックスは、米国破産法第11章(b)(および米国以外の破産法に相当する法律)に基づく手続きにおいて、またはこれらの申請前に債権者または債務者たる企業を代表する。

ゴールドマン・サックスは、随時、債権者または株主委員会の一員を務める。これらの行為(ゴールドマン・サックスはこの行為について報酬を受けることがある。)は、サブ・ファンドが別途、その他の資産およびこれらの企業が発行する有価証券の売買を行わなければならない場合があるというように柔軟性を妨げることがあることを予想すべきである。上記「投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用」ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する留意事項」および下記「ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性」も参照されたい。

ゴールドマン・サックスは、企業その他の事業体およびそれらの経営陣に対し、当該企業またはその資産の一部もしくは全部の売却に関連して、財務アドバイザーまたは資金提供者として頻繁に関与しており、これらの業務に関連するゴールドマン・サックスの報酬は多額となる可能性がある。かかる業務に対するゴールドマン・サックスの報酬は、通常、売却手取金に基づいており、その大部分は売却が条件となっている。その結果、一般的に売主は、ゴールドマン・サックスに対し、売主のためのみ行為することを要求するため、アカウント(サブ・ファンドを含む。)は、多くの場合、売却される事業の有価証券を取得しようとする、または売却される事業に融資を提供しようとする、または、その取引に買い手として参加することを妨げられることになる。ゴールドマン・サックスの売主との契約締結の決定は、成功した買主が特定の状況においてストラテジック・バイヤーではなくフィナンシャル・バイヤーとなる可能性、当該取引の資金調達にいずれかのアカウントが関与する可能性、および売主を代理することによってゴールドマン・サックスが受領する可能性のある報酬等、いくつかの要因に基づいて行われる。時に、ゴールドマン・サックスは、売主の代理人として、有価証券もしくは資産の潜在的な買主として、またはアカウントを通じた買主の資金調達源として行為するという選択肢を売主から与えられることがある。ゴールドマン・サックスは、例えこの選択により、アカウント(サブ・ファンドを含む。)が関連する有価証券または資産の取得を妨げられる可能性がある場合でも、そのような状況下で売主の代理人として行為する権利を留保する。

ゴールドマン・サックスは、事業の潜在的買主(プライベート・エクイティ・スポンサーを含む。)も代理しており、かかる代理に関連するゴールドマン・サックスの報酬は多額となる可能性がある。このような場合、ゴールドマン・サックスの報酬は、通常、定額報酬であり、その大部分は購入が条件となっている。したがって、ゴールドマン・サックスは、アカウント(サブ・ファンドを含

む。)ではなく、かかる当事者のうちいずれか一の当事者に取得機会を指図するインセンティブ、またはかかる当事者の一もしくは複数とコンソーシアムを結成して取得機会に入札するインセンティブを有する可能性があり、それによって、アカウント(サブ・ファンドを含む。)に提供される投資機会が排除され、または減少する可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスは、かかる競売において、一または複数の他の入札者に取得資金を提供しようとする場合がある(アカウントが当該資産に入札している状況を含む。)。さらに、ゴールドマン・サックスは、一または複数の他の入札者に対して資金提供を行っている場合でも、アカウントにも資金提供を行う可能性がある。ゴールドマン・サックスが特定の事業を取得しようとする買主を代理する場合、または取得に関連して買主に資金提供を行う場合、アカウント(サブ・ファンドを含む。)は、当該事業の取得の資金調達に参加することを妨げられる可能性がある。ゴールドマン・サックスの買主および資金調達に係る業務には、ゴールドマン・サックスまたはその関係会社(アカウント(サブ・ファンドを含む。))が含まれる可能性がある。)による取得対象会社への投資を認めないクライアントを代理することが含まれることがある。その場合、投資顧問会社またはその関係会社(サブ・ファンドを含む。)のいずれも、投資者として参加することは認められない。場合によっては、ゴールドマン・サックスにより代理される買主は、投資顧問会社および一部のアカウントに対し、投資への参加を呼びかける場合がある。あるいは、投資顧問会社および一部のアカウントは、このような種類の購入のための資金を提供するように案内を受ける場合もある。かかる状況はいずれも、利益相反に関わる様々な競合する事項の検討を要する可能性が高い。また、ゴールドマン・サックスは、アカウントが投資を行っている企業に関して、買主のアドバイザー業務を引き受ける場合がある。当該業務中は、アカウントはその投資対象を売却することを禁じられる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、潜在的な買主に係る業務について、売主の業務に従事する際に検討される要因と同様の要因に照らして評価する。

適用法に従い、投資顧問会社は、サブ・ファンドを、ゴールドマン・サックスと関係があるか、ゴールドマン・サックスから助言を受ける企業、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持分を有する企業の有価証券、バンク・ローンまたはその他の債券に投資させるか、ゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントが債務を免れさせるか、投資資産を売却することになるような投資取引に関与させるインセンティブを有する。例えば、サブ・ファンドは、シンジケート購入もしくは流通市場での購入により直接的もしくは間接的にゴールドマン・サックスと関係がある企業の有価証券または債務を取得するか、または手取金をゴールドマン・サックスが融資したローンの返済に充てる企業に対して融資を行うか、当該企業から有価証券を購入することがある。サブ・ファンドによるこれらの行為は、当該企業に対する投資および当該企業に関連する行為に関与するゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントの収益性を向上させることがある。サブ・ファンドは、この収益性向上の結果、報酬を受ける権利はない。

適用法に従い、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)およびアカウント(GS従業員基金または他のアカウントを含む。)は、サブ・ファンドに、またはサブ・ファンドと共同で投資することがある。これらの投資は、他の受益者の条件より有利な条件で行われ、サブ・ファンドの多くの割合を占め、サブ・ファンドとの共同投資が行われない場合より少額の割合がサブ・ファンドに割り当てられることとなる場合がある。また、投資顧問会社の従業員による一部のGS従業員基金への参加は、魅力的な投資機会のGS従業員基金への配分に影響を与えるインセンティブを生じさせる可能性があり、一部のゴールドマン・サックスのスタッフは、一部のGS従業員基金に対し、その他のGS従業員基金と比べて多額の投資を行う可能性がある。これにより、投資機会の配分に関するものを含めて、インセンティブが異なる可能性がある。契約にこれと異なる別段の定めがある場合を除き、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、サブ・ファンドの受益証券の買戻しを、受益者に通知することまたはサブ・ファンドのポートフォリオへの影響を顧みることなく、どの時点においても行う可能性があり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす場合がある。短期間でのゴールドマン・サックスによる大量の買戻請求により、サブ・ファンドは、買戻しを賄うための現金を調達するため、そうでなければ望ましいであろう場合より早急に投資資産を清算することを要する可能性があり、サブ・ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ場合がある。例えば、ボルカー・ルール要件およびBHCAのその他の要件により、ゴールドマン・サックスおよび一定のゴールドマン・サックスのスタッ

フは、上記の悪影響を持つ買戻しによる場合を含む、合同運用投資ビークルにおける投資資産を大量に処分しており、今後も処分を継続する。下記「ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性」を参照されたい。

ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドに関係するデリバティブ商品、サブ・ファンドの基礎となる有価証券もしくは資産に関係するデリバティブ商品、またはその他サブ・ファンドのパフォーマンスに基づくデリバティブ商品もしくはこのようなパフォーマンスの再現もしくはヘッジをめざすデリバティブ商品を設定し、売り建て、販売し、発行し、これに投資し、またはこれの募集代理人もしくは販売業者を務める。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ活動は、サブ・ファンドの持分とは異なり、またサブ・ファンドの持分にとって不利になることがある。

ゴールドマン・サックスは、公開または非公開に保有される有価証券またはその他の資産(クライアントが保有するサブ・ファンドの受益証券を含む。)により担保される貸付けまたは信用取引、資産その他に基づく信用供与もしくはその他同様の取引をクライアント、企業または個人との間で行う。これらの借り手の一部は、公開もしくは非公開企業、またはサブ・ファンドが(直接的または間接的に)投資する企業の創業者、役員または株主であり、当該ローンは、当該企業の有価証券によって担保され、かかる有価証券は、サブ・ファンドが(直接的または間接的に)保有する持分と同等、または優先もしくは劣後することがある。ゴールドマン・サックスは、貸し手としての権利に関連して、自らの商業上の利益を守るために行われ、借り手に悪影響を及ぼす行為(借り手のために有価証券の清算を行うか、これをせしめること、ゴールドマン・サックスの名義の当該有価証券の差押えおよび清算を含む。)を遂行することがある。当該行為は、関連するサブ・ファンドに悪影響を及ぼす(例えば、有価証券の大半が清算される場合、他の潜在的悪影響の中でも、当該有価証券の価格が急速に低下し、サブ・ファンドの価額が、これを受けて低下するか、有利な価格で当該有価証券のポジションを清算することができないか、全く清算することができなくなる場合がある。)を遂行することがある。上記「ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する可能性」および「発行体の資本構成における異なる部分に対する投資およびこれに関する助言」を参照されたい。さらに、ゴールドマン・サックスは、受益者に対して、受益者が保有する受益証券に質権または担保権を設定して貸付けまたはそれに類する取引を行うことができ、これにより受益者が債務不履行に陥った場合には、ゴールドマン・サックスは、受益証券の買戻しを請求する権利を有することもある。このような取引および関連する買戻しは、その規模が大きくなることもあり、また受益者に対して通知がなされることなく行われることがある。

スタッフ、サービスおよび/またはリソースの配分：

投資顧問会社の時間、スタッフおよび/またはリソースを複数のアカウントの投資活動間で配分する際に、利益相反が生じる可能性がある。投資顧問会社およびサブ・ファンドの運用において重要な役割を果たしているその他のゴールドマン・サックスのスタッフは、自らの時間の一部を、サブ・ファンド以外の事項またはサブ・ファンドと関連性の薄い事項に費やす場合があり、あるいは、投資顧問会社を退社し、ゴールドマン・サックスの別の投資グループに移る(またはゴールドマン・サックスから完全に退社する)可能性がある。ゴールドマン・サックスのその他の投資活動(ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社の投資顧問業務のクライアントではない一定のその他の事業体(特別買収目的会社を含む。))を代理して行われる投資を含むが、これに限られない。)に時間が費やされる可能性がある。その結果、これらの個人のその他の義務は、当該個人のサブ・ファンドに対する責任と相反するおそれがある。さらに、投資顧問会社は、他のアカウントと共有することが期待できるほど規模が十分でない投資対象の発掘について、例えかかる投資機会がサブ・ファンドにとって最善の利益となる可能性がある場合でも、十分な時間、サービスまたはリソースを割くことができない可能性がある。

投資顧問会社による議決権の代理行使：

投資顧問会社は、助言を提供するクライアント(サブ・ファンドを含む。)のために投資顧問会社が行う議決権の代理行使に関する決定に与える影響による利益相反を防止するとともに、このような決定が投資顧問会社のクライアントに対する受託義務に適合していることを確保するために考案された手続きを実施している。このような議決権の代理行使に関する手続きにもかかわらず、サブ・ファンドが保有する有価証券について投資顧問会社が下した議決権の代理行使に関する決定が、ゴールドマン・サックスおよび/またはサブ・ファンド以外のアカウントの持分に利益をもたらすことがある。

ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性

投資顧問会社は、様々な状況(適用される規制要件、投資顧問会社またはゴールドマン・サックスが保有する情報、他のクライアントに関連するおよび資本市場におけるゴールドマン・サックスの役割(当該クライアントにゴールドマン・サックスが与える助言、または当該クライアントもしくはゴールドマン・サックスによって行われる商業上の取決めもしくは商業取引に関連するものを含む。)、ゴールドマン・サックスの内部方針ならびに/またはアカウント(サブ・ファンドを含む。))に関連するレピュテーション低下のリスクを含む。)において、サブ・ファンドのために行う投資顧問会社の投資決定および投資活動を制限する。投資顧問会社は、一定の場合には、サブ・ファンド外でのゴールドマン・サックスの投資活動、規制要件、内部規則およびレピュテーション・リスクの評価のため、サブ・ファンドのために取引もしくは他の活動に従事しないか、または一定の権利を行使しない。

さらに、サブ・ファンド(ゴールドマン・サックスおよび他のアカウントと合算となる可能性がある。)が一定の所有持分を超過するか、一定水準の議決権もしくは支配権を有するか、他の持分を有する場合、投資顧問会社がサブ・ファンドの投資額を制限または減額するか、投資顧問会社が取得するか行使する支配権または議決権の種類を制限する可能性がある。例えば、ポジションまたは取引に申請もしくは許可または他の規制上もしくは企業の合意を要し、この結果、特に、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)または他のアカウントに追加費用、および開示義務が生じ、規制上の制限が課される場合や、または基準超過が禁止され規制上の制限が課されることとなる場合に、かかる制限が存在することがある。

一定の場合に、規制または制限は、当該基準への接近を回避するため適用される。当該規制または制限が生じる場合には、以下を含むが、これらに限られない。

- () 発行体の有価証券の一定割合を超える所有の禁止
- () 上限を超えた場合にサブ・ファンドの保有資産に希薄化の影響を与える「ポイズン・ピル条項」
- () ゴールドマン・サックスを発行体の「利害関係株主」とみなさせる規定
- () ゴールドマン・サックスを発行体の「関係会社」または「支配者」とみなさせる規定
- () (定款変更、契約その他による)発行体または(法律、規則、解釈もしくはその他の指針による)政府組織、規制組織もしくは自主規制組織によるその他の制限または規制の賦課

上記の制限に直面する際、ゴールドマン・サックスは、通常、基準超過が投資顧問会社またはゴールドマン・サックスが事業活動を遂行する能力に悪影響を及ぼす可能性があるため、基準超過を回避する。さらに投資顧問会社は、利用可能性が限定される投資機会、またはゴールドマン・サックスが、類似する投資戦略を実施する他のアカウントが投資機会における持分を取得することができるように一定の規制上またはその他の要件に鑑み合計投資額に上限を設けることを決定した場合に、投資機会に対するサブ・ファンドの持分を削減するか、サブ・ファンドがこれに参加することを制限することがある。場合によっては、投資顧問会社は、適用法を遵守してサブ・ファンドにとって有益な取引または行為に従事することが投資顧問会社に多大な費用、または管理事務負担を生じさせることになるか、取引またはその他の過誤に関する潜在リスクを生み出すことから、かかる行為に従事しないことを決定する。

サブ・ファンドおよび/または複数の登録投資信託が並行投資を行う状況において、サブ・ファンドのために行うゴールドマン・サックスは、適用法に基づき交渉の対象とする取引の条件で制限さ

れることがある。場合によっては、これはサブ・ファンドが一定の取引に従事する能力を限定する効果があるか、または他の場合よりサブ・ファンドにとって不利な条件に帰結する。

投資顧問会社は、上場有価証券に関連する、サブ・ファンドのために行われる取引において売買を実行する際に非公開の重大な情報を使用することを通常、許可されていない。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社またはそのスタッフを含む。)が情報を保有する結果を含む、サブ・ファンドが他の場合に従事することがある行為または取引(売買取引等)を制限することがある。例えば、ゴールドマン・サックスの取締役、役員および従業員は、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために投資する企業の取締役会に参加するか、かかる企業に関する取締役会オブサーバー権を有することがある。ゴールドマン・サックスの取締役、役員および従業員が公開会社の取締役会に参加するか、かかる企業に関する取締役会オブサーバー権を有する範囲において、投資顧問会社(またはその投資チームの一部)は、当該企業の有価証券を取引する能力について制限および/または限定されることがある。さらに、投資先企業の取締役会のメンバーであるゴールドマン・サックスの当該取締役、役員または従業員は、投資顧問会社がサブ・ファンドに対して有する義務と相反する、取締役としての資格における投資先企業に対する義務を有することがあり、サブ・ファンドに不利益をもたらすか、サブ・ファンドに害となる行為、ならびに/または投資先企業および/もしくはゴールドマン・サックスの利益となる行為を行うことがある。さらに、投資顧問会社は、その単独の裁量により、重要な非公開情報の受領を回避するために投資機会に関して受領する情報を制限することを決定することができる。その結果、投資顧問会社が知得していた場合に、投資顧問会社が投資を行わず、当該投資に対する持分の処分、保持もしくは増加を求め、またはその他の措置を講じることとなる可能性のある投資に関する情報を他の投資者が保有している場合がある。投資顧問会社がかかる情報へのアクセス権を制限することを決定した場合、サブ・ファンドにとって不利となる可能性がある。

さらに、投資顧問会社は、その行為に直接適用される経済および貿易制裁に関連する義務(当該義務は、必ずしもサブ・ファンドが対象となる義務と同一ではない。)の一般的な遵守を確保するよう合理的に構築されたプログラムを実施する。当該経済および貿易制裁により、とりわけ、一定の国々、領域、組織および個人との取引およびこれらに対する業務提供(直接的か間接的かを問わない。)が禁止される場合がある。これらの経済・貿易制裁(該当する場合)および投資顧問会社によるこれらに関連する遵守プログラムの適用により、サブ・ファンドの投資活動が制限または限定され、また、不適当な時期および/または制裁等の適用がなければ売却させなかったであろう時期に、投資顧問会社がサブ・ファンドに特定の投資対象におけるポジションを売却させるよう求められる可能性があることを予想すべきである。

投資顧問会社は、レピュテーション上の理由、法的理由その他の理由により、サブ・ファンドのための取引および行為を制限するか、これらに全く従事しないことを決定することがある。当該決定が下される場合の例としては、ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に関与する組織に助言または業務を提供している(または提供する可能性のある)場合、ゴールドマン・サックスまたはいずれかのアカウントが、サブ・ファンドに関して検討されている取引と同じまたは関連する投資活動または取引に従事しているかもしくは従事する可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはいずれかのアカウントがかかる投資活動または取引に関与する組織に持分を有している場合、当該投資活動または取引の当事者もしくはその他の参加者に関連する政治的、公的關係またはその他のレピュテーションに関する留意事項がある場合、またはサブ・ファンドのためのもしくはサブ・ファンドにかかる投資活動または取引が有形もしくは無形の形で、ゴールドマン・サックス、投資顧問会社、アカウントまたはそれらの投資活動に影響を及ぼすおそれがある場合を含むが、これらに限られない。

ゴールドマン・サックスは、金融市場の多くの重要な参加者と長期的な関係を築いており、また築くことを求めている。ゴールドマン・サックスはまた、多数の企業およびプライベート・エクイティ・スポンサー、レバレッジド・パイアウトおよびヘッジ・ファンドの購入者、ならびにこれらそれぞれの上級管理職、株主およびパートナーと、長年にわたる関係を築き、また築くことを求めており、かかる者らに融資・投資銀行業務およびその他の業務を定期的に提供している。かかる購入者の

一部は、投資機会についてアカウント(サブ・ファンドを含む。)と直接的または間接的に競合することがある。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、かかる関係ならびにクライアントとの関係およびレピュテーションに関する留意事項をアカウントの運用において考慮する。この点に関して、一定の投資機会または投資戦略は、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)が()かかる関係を考慮してアカウントを代理して引き受けないか、または()アカウントのために留保しておく代わりに(全部または一部を)クライアントに紹介することがある。同様に、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、かかる関係の存在および発展をアカウントのポートフォリオの運用において考慮に入れる。前述の規定の一般性を損なうことなく、例えば、アカウント(サブ・ファンドを含む。)がかかる関係の観点で採用しない、特定の投資対象の取得、運用または現金化を伴う特定の戦略が存在することがあり、また、アカウントがゴールドマン・サックスの他の分野もしくは他のアカウントによる投資への潜在的影響を考慮して追求しないか、またはゴールドマン・サックスが締結する競業禁止契約またはその他同様の約束の結果追求できなくなる投資機会または戦略が存在することがある。

ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、そのクライアントとの関係およびアカウント(サブ・ファンドを含む。)の運用におけるレピュテーション維持の必要性を考慮し、その結果、()ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)がアカウントを代理して引き受けないかまたはサブ・ファンドではなく一または複数のアカウントに紹介する特定の投資機会または戦略が存在する可能性があり、()ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)がアカウント(取締役の代表および辞退に関するものを含む。)を代理して引き受けない特定の権利または活動が存在する可能性があり、または、()一定の限られた状況下において、その状況でなかった場合に予定されていたよりも早期もしくは後に売却、処分または再編される特定の投資対象が存在する可能性がある。

サブ・ファンドのために取引に従事するため、投資顧問会社はさらに、投資顧問会社が有価証券、デリバティブまたはその他の商品を取引する際の行為地の規則、条件および/または条項に従う(または、サブ・ファンドに従わせしめる。)。これは、投資顧問会社および/またはサブ・ファンドが取引所、執行プラットフォーム、取引施設、決済機関および他の行為地の規則を遵守しなければならないか、当該行為地の司法権に合意しなければならない場合を含むが、これらに限られない。当該行為地の規則、条件および/または条項により、投資顧問会社および/またはサブ・ファンドが、特に、委託証拠金、追加報酬およびその他の手数料、懲戒手続、報告および記録、ポジション制限およびその他の取引制限、当該行為地に記載される取引に関する決済リスクおよびその他の関係条件の対象となることがしばしばある。

サブ・ファンド、投資顧問会社またはその関係会社および/もしくはそれらの業務提供会社もしくは代理人は、随時(かつ、適用法ならびにサブ・ファンド、投資顧問会社もしくはその関係会社および/またはこれらの業務提供会社もしくは代理人が服する秘密保持に関する誓約に従い)、サブ・ファンドについての情報(サブ・ファンドが保有する投資資産ならびにその実質的所有者(および当該実質的所有者の実質的所有者)の氏名ならびに持分割合を含むが、これらに限られない。)を第三者(地方政府機関、規制組織、課税当局、市場、取引所、決済機関、カストディアン、ブローカーおよび投資顧問会社の取引相手方または業務提供会社を含む。)に開示することを義務付けられるか、または開示することが望ましいと決定することがある。投資顧問会社は、通常、電子デリバリー・プラットフォームによる開示を含む、投資顧問会社が決定する情報の開示要請を遵守することを予定しているが、投資顧問会社は、要求された一定の開示を行わず、サブ・ファンドのために一定の資産の売却を行わせることがあり、かかる売却は、価格決定その他の観点から不適切なタイミングで行われる可能性がある。さらに、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資活動、またはサブ・ファンドに関連するパフォーマンスもしくは他の測定基準に関する総合データを第三者に提供することがあり、投資顧問会社は当該情報の提供についてかかる第三者から報酬を受領することがある。

BHCAに従い、投資顧問会社がサブ・ファンドの投資顧問会社として、または他の資格において行為する限りにおいて、投資資産が保有される期間は限定される。その結果、サブ・ファンドは、BHCAが適用されなかった場合より早期に投資資産の処分を要求されることがある。さらに、ボル

カー・ルールに従い、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスのスタッフが一定の種類の投資信託に保有する持分の規模は限定されており、一定のスタッフは、かかる投資信託の持分保有を禁止される。その結果、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスのスタッフは、買戻し、第三者もしくは関係者に対する売却その他(時には、サブ・ファンドの他の投資者に投資信託の投資資産を処分する機会がない場合を含む。)を通じて、サブ・ファンドの投資資産の全部もしくは一部を処分しなければならないか、処分し続けなければならない。ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスのスタッフによる受益証券のかかる処分は、ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドの他の投資者との持分の調整を低減させ、その他サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドの投資活動に影響を及ぼし得る事業活動に対する追加的制限の対象となることがある。さらに、投資顧問会社は、他のアカウント(投資顧問会社がスポンサーとなり、運用し、または助言するアカウントを含む。)ではなく、サブ・ファンドのために投資決定および投資活動を制限することがある。

仲介取引

適用法に従い、投資顧問会社は、投資顧問会社、サブ・ファンド、投資顧問会社の関係会社およびその他のゴールドマン・サックスのスタッフに、投資顧問会社が投資決定プロセスにおいて投資顧問会社に適切な支援を提供すると考える独自のまたは第三者による仲介・調査サービス(以下総称して「仲介・調査サービス」という。)を提供する米国および米国外のブローカー・ディーラー(投資顧問会社の関係会社を含む。)をしばしば選定する。これらの仲介・調査サービスは、特定のブローカー・ディーラーによって提供される取引執行、清算または決済サービスと一体化されることがあり、適用法に従い、投資顧問会社は当該仲介・調査サービスに対し、クライアント・コミッション(または「ソフト・ダラー」)手数料を支払う場合がある。当該慣行が適用法の下で制限される場合または状況がある。例えば、欧州連合の金融商品市場指令(以下「MiFID」という。)は、リサーチまたは資料に対して、投資アドバイザーが自らの資金から、またはクライアントの同意を得てクライアントから資金提供を受けたりサーチ支払口座から支払われない限り、欧州連合に居所を置く投資アドバイザーがブローカー・ディーラーから「容認可能な軽微な非金銭的な利益」に該当しないリサーチその他の資料を受領することを禁じている。

投資顧問会社が仲介・調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを用いる場合、投資顧問会社は、仲介・調査サービス自体について、その提供または支払いを行う必要がないため利益を得る。その結果、投資顧問会社は、最善の価格またはコミッションを受ける際におけるクライアントの利益のみならず、仲介・調査サービスを当該ブローカー・ディーラーから受領する投資顧問会社の利益に基づきブローカー・ディーラーを選定または推薦するインセンティブを有する。さらに、投資顧問会社が関係会社から独自の調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを用いる場合、投資顧問会社は、これらのサービスに対して支払うため、より多くのソフト・ダラーまたはコミッションを割り当てるインセンティブを有する。ブローカー・ディーラー(投資顧問会社の関係会社を含む。)に支払われる「コミッション」(SECによる広義の定義に従って、マークアップ、マークダウン、コミッション同等物または特定の条件におけるその他の報酬を含む。)は、投資顧問会社に提供する仲介・調査サービスの価値と比較して、合理的な額であることを誠意を持って判断する投資顧問会社の義務に従い、投資顧問会社は一定の場合に、サブ・ファンドに、投資顧問会社がソフト・ダラー利益を受領した結果、他のブローカー・ディーラーによって請求されるコミッションより高いコミッションを支払わせる場合がある。

ブローカー・ディーラーが提供する仲介・調査サービスについての投資顧問会社の評価は、一定の場合において、取引を執行するためのブローカー・ディーラーの選定における重大な要因となる場合がある。このため、投資顧問会社は、一定のポートフォリオ運用チームが参加する決議手続を確立しており、これに基づき投資顧問会社のスタッフが仲介・調査サービスを提供するブローカー・ディーラーを評価する。最善執行を追求する投資顧問会社の職務および適用ある法令に従い、投資顧問会社は決議手続の結果に応じて、ブローカー・ディーラー間に取引を配分する。

アカウントは、仲介・調査サービスに対して支払うか否かおよびどの程度支払うかの点で、コミッションを通じた差異があり、適用法に従い、仲介・調査サービスは、サブ・ファンドおよび投資顧問会社全体の他のアカウント(仲介・調査サービスに係る取決めに関連するブローカー・ディーラーにコミッションを支払わないアカウントを含む。)のいずれかもしくは全部にサービスを提供するため使用されることがある。その結果、仲介・調査サービス(ソフト・ダラー利益を含む。)は、サブ・ファンドが支払うコミッションの相対的金額に基づき、サブ・ファンドより他のアカウント、特に、仲介・調査サービスについて支払いを行わないか、より少額に限り支払う(調査費用の上限予算の設定(および、上限に達した場合のエクセキューション・オンリー・プライシングへのスイッチング)に関する場合を含む。)、これらのアカウントに利益が偏る場合がある。適用法によって要求される場合を除き、投資顧問会社は、クライアント間にソフト・ダラー利益を案分すること、または仲介・調査サービスの利益と特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連するコミッションとの関連性について調査を行うことはない。

ブローカー・ディーラーから仲介・調査サービスを受けることに関連して、投資顧問会社は、「ミクスド・ユース」サービスを受けることがあり、その場合、かかるサービスの一部が投資顧問会社の投資決定プロセスにおいて投資顧問会社を支援し、一部が他の目的に使用される。サービスが「ミクスド・ユース」の場合、投資顧問会社は、その利用に応じて費用を合理的に割り当て、投資顧問会社をその投資決定プロセスにおいて支援する製品またはサービスの部分についてのみ支払うためクライアント・コミッションを使用する。投資顧問会社は、投資顧問会社自身の資金からではなく、クライアント・コミッションから当該費用を支払うため、投資顧問会社は「ミクスド・ユース」の範囲を過小に評価するか、投資顧問会社をその投資決定プロセスにおいて支援する用途に費用を割り当てるインセンティブを有する。

プライムブローカレッジ・サービスをサブ・ファンドおよびアカウントに提供するブローカー・ディーラーの投資顧問会社による選定およびこれらに支払うべき委託料、証拠金およびその他の手数料に関する投資顧問会社による交渉について紛争が生じる。プライム・ブローカーは、追加コスト無しで、将来のクライアントを紹介し、または一部の適格投資家に対するサービスに関してプレゼンテーションを行う機会を投資顧問会社に提供し、または市場相場以上または以下の価格で他のサービス(例えば、有価証券の決済取引、募集代行サービス、保管サービス、および信用証拠金の提供等を含む。)を提供することがある。

このような資本導入の機会およびその他のサービスの提供は、投資顧問会社(サブ・ファンドおよびアカウントではない。)に対し、当該プライム・ブローカーの選定についてのインセンティブまたは便益を提供する。さらに、投資顧問会社は、投資顧問会社のクライアントであるプライム・ブローカーの選定を奨励されることがある。

投資顧問会社による注文の統合

投資顧問会社は方針および手続きに従い、注文が同時に執行されるよう、複数のアカウント(ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスのスタッフが持分を有するアカウントを含む。)のために同一有価証券もしくは他の証書に対する買付または売却注文を集約または統合(「バンチング」と呼ばれることがある。)することがあり(ただし、その義務はない。)、当該注文のブロックトレード扱いは、利用可能な場合に選択する場合がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社がオペレーション上、実現可能で適切でかつクライアント全般の利益になると考える場合に、注文を統合し、利用可能な場合にブロックトレード扱いを選択する。さらに、一定の場合に、サブ・ファンドの注文は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントに対する注文と統合することがある。

一日の終了時点で、集約された注文もしくはブロックトレードが完全に執行された場合、または注文が部分的にのみ執行された場合、投資顧問会社は通常、サブ・ファンドの相対的規模に基づき、参加アカウント間で買い付けられた有価証券もしくはその他の証書、または売却金を案分して配分する。特定のブローカー・ディーラーまたは他の取引相手方に対する注文が、複数取引を通して複数の異なる価格で執行される場合、通常、端株取引および四捨五入後に市場慣行に従い、すべての参加ア

アカウントが平均価格を受領し、平均コミッションを支払う。集約または統合された注文においてすべてのアカウントが同一のコミッションまたはコミッション同等物レートを請求されるとは限らない場合(調査サービスに支払うクライアント・コミッションの利用に関する適用法に基づく制限を含む。)もある。

投資顧問会社は、注文に関連するポートフォリオ運用決定が異なるポートフォリオ運用チームによって行われる場合、または異なるポートフォリオ運用プロセスが異なるアカウント・タイプに使用される場合、投資顧問会社の運営その他の視点から、バンキング、統合、ブロックトレード扱いの選択またはネッティングが不適切または実行不可能な場合、または、かかる行為が適用ある規制上の留意事項に鑑み適切ではない場合、常に、異なるアカウント(サブ・ファンドを含む。)の注文を集約もしくは統合し、ブロックトレード扱いを選択し、またはサブ・ファンドの売却注文および買付注文をネッティングするとは限らない(ただし、一定の場合に行う場合がある。)。投資顧問会社は、統合されないアカウントの注文よりも、統合注文により有利な価格および低いコミッションについて交渉できる場合があり、また差額決済によらない注文に比べ差額決済注文について低い取引コストを負担することがある。投資顧問会社は、特定の注文について、統合またはネッティングする義務もしくはその他の職務を負わない。サブ・ファンドの注文が他の注文と統合されない場合、またはサブ・ファンドもしくは他のアカウントの注文とネッティングされない場合、サブ・ファンドは、注文が統合またはネッティングされていた場合に利用可能であった場合より有利な価格および低いコミッション・レートまたは低い取引コストの恩恵を受けない可能性がある。注文の統合およびネッティングは、アカウントが取得するマーケット・セービングの相対額のため、他のアカウントに比べて一部のアカウント(サブ・ファンドを含む。)に利益が偏ることがある。投資顧問会社は、MiFIDの対象となるアカウント(以下「MiFID アカウント」という。)の注文を、ソフト・ダラー・コミッションを創出するアカウント(サブ・ファンドを含む。)およびソフト・ダラーの使用を制限するアカウントを含む、MiFIDの対象とならないアカウントの注文と統合することができる。MiFID アカウントとの統合注文に含まれるすべてのアカウントは、同一の有価証券についての平均価格および同一の執行コスト(レートによって測定される。)を支払う(または受領する)。しかしながら、統合注文に含まれるMiFID アカウントは、MiFIDの対象とならない統合注文に含まれるアカウントが支払うコミッション・レートの合計を下回る「執行のみ」のレートでコミッションを支払うことがある。

受託会社に関連する潜在的対立

受託会社は、サブ・ファンドについて、サブ・ファンドの補遺信託証書に基づき、または一般法により認められた取引を締結し遂行する権限もしくは裁量を行使する方法もしくはその結果または当該取引の方法もしくはその結果において、(個人的利益であるか単一受託者もしくはいずれか他の信託の一受託者としての資格における利益であるかにかかわらず、)異なるまたは相反する利益を有する場合でも、当該権利または裁量を行使することがあり、その結果、当該資格において受託会社が達成またはもたらした利益について説明責任を負わない。ただし、()受託会社は、常に誠意を持って行為するものとし、()受託会社は、受託会社が異なるまたは相反する利益を有する可能性がある事項において、単なる正式な当事者として行為する場合を除き、当該行為を控えることがある。

受託会社および受託会社の取締役、パートナー、役員および従業員は、サブ・ファンドと何らかの方法に関連するいずれかの企業、組織または会社の取締役、パートナー、役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た合理的報酬またはその他の合理的便益について説明責任を負わず、これは、当該状況もしくは職務が、受託会社の受託会社としての地位または受託会社が保有するもしくはサブ・ファンドに関連する持分、株式、財産、権利もしくは権限(その種類を問わない。)を理由とし、もしくは手段とし、もしくは根拠として得られたものであるか、または保有もしくは維持されるものであるかにかかわらない。

資産の一部を構成する現金が(銀行その他の金融機関である)受託会社または受託会社の関係会社の預託口座に譲渡される場合、当該銀行その他の金融機関は、類似する金額および期間の、類似する

地位の機関における預金に対する実勢金利に類似する利率で、当該期間の預金に関する通常の銀行業務に従い、これに利息を付すことを許可するものとする。これに従い、当該銀行その他の金融機関は、自らの使用および便益のためにすべての通常銀行収益および為替取引収益を維持することができる。受託会社またはその代理人(受託会社の関係会社を含む。)がサブ・ファンドの投資資産の有価証券の売買のブローカーとして行為する場合、当該者は、すべての通常ブローカー収益を維持し、当該業務に対する通常報酬を請求する権利を有するものとする。

受託会社または関係会社は、適用法により許可される範囲内で、() いずれかのサブ・ファンドからの有価証券もしくは資産の購入またはいずれかのサブ・ファンドに対する有価証券もしくは資産の売却時において、当該有価証券または当該資産が受託会社または関係会社によって異なる価格で購入され、その後売却される可能性があったかにかかわらず、いつでも本人として行為することができ、関連するサブ・ファンドに差額を計上するよう求められない。ただし、当該有価証券または資産が受託会社または関係会社によって購入および/または売却される価格は、非関係者との同等の取引時の実勢価格と比較して、受託会社または関係会社にとって少なくとも同様に有利な条件に基づくものとする。また、受託会社または関係会社は、() 受託会社または関係会社が取引において職務もしくは利益の潜在的相反がある場合でも、サブ・ファンドに関する業務を提供し、サブ・ファンドに関する貸付けその他の銀行業務を提供し、他のクライアントに仲介業務を提供し、有価証券の発行体の財務アドバイザーまたは貸し手として行為し、有価証券の引受人、ディーラーまたは募集代理人として行為し、有価証券または債券、受託会社または関係会社が設立し、スポンサーとなり、助言し、または運用するミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラスト・ファンドに投資し、サブ・ファンドの経費で、またはサブ・ファンドのために、保険証券の発行につき手配し、為替取引の取引相手方として行為し、複数の者の代理人として同一取引において行為し、有価証券の銘柄において重大な利益を有し、またはサブ・ファンドの補遺信託証書もしくは関連契約に基づく受託会社もしくは関係会社の業務に対してサブ・ファンドに請求される報酬に加えて、これらの活動から報酬および利益を得ることができる。

受託会社および関係会社はいずれも、本項「受託会社に関連する潜在的対立」に記載される行為から受託会社または関係会社が達成またはもたらす報酬、手数料、利益または便益について受益者に説明する責任を負わないものとする。疑義を避けるため付言すると、当該行為から受託会社または関係会社が達成またはもたらす報酬、手数料、利益または便益は、受託会社がサブ・ファンドの補遺信託証書に基づき受領する報酬に影響しないものとする。

(3) リスクに関する参考情報

以下のとおり更新されます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

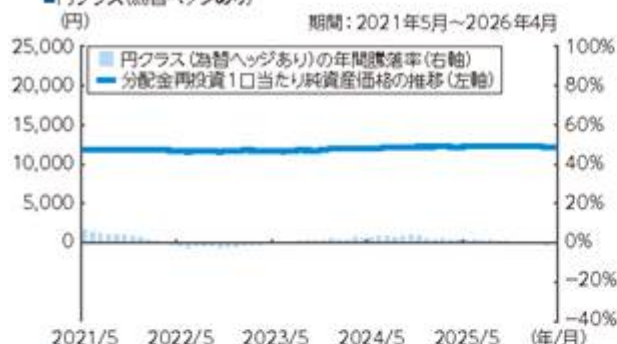
■米ドルクラス



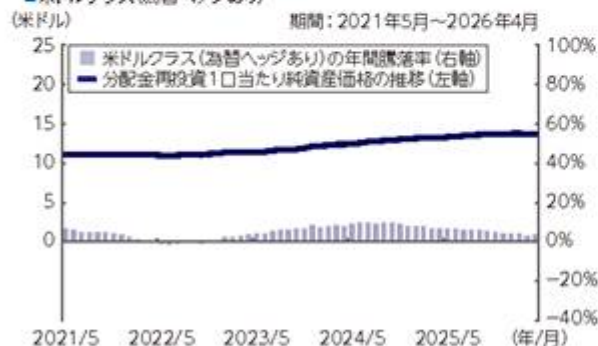
■豪ドルクラス



■円クラス(為替ヘッジあり)

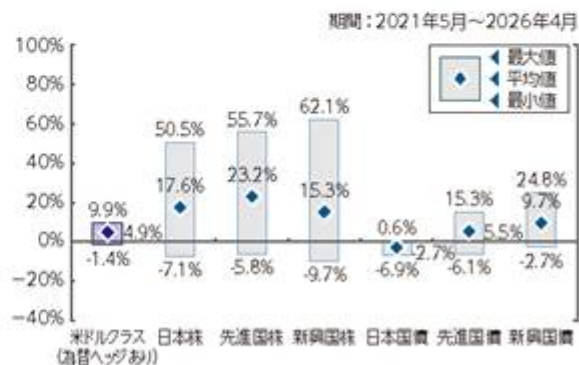


■米ドルクラス(為替ヘッジあり)



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較^(注)



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注)

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- グラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標準または高標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理報酬(副管理報酬を含む。)

管理会社は、ファンド資産の管理運用、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.05%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの受託業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.01%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの帳簿の維持、純資産価額の計算、受益者名簿の維持、名義書換代行業務の対価として、サブ・ファンドから、以下の料率による年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

| 純資産総額 | 料率 |
|------------------|--------|
| 500百万米ドルまで | 0.040% |
| 500百万ドル超10億米ドルまで | 0.030% |
| 10億米ドル超 | 0.025% |

投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンド資産の運用業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。投資顧問会社が受領する報酬には副投資顧問会社に支払われる副投資顧問報酬が含まれる。

販売会社報酬

日本における販売会社は、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

代行協会員は、1口当たり純資産価格の公表、サブ・ファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.03%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

<訂正後>

管理報酬(副管理報酬を含む。)

管理会社は、ファンド資産の管理運用、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの受託業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの帳簿の維持、純資産価額の計算、受益者名簿の維持、名義書換代行業務の対価として、サブ・ファンドから、以下の料率による年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

| 純資産総額 | 料率(年率) |
|------------|--------|
| 500百万米ドルまで | 0.040% |

500百万ドル超10億米ドルまで 0.030%

10億米ドル超 0.025%

投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンド資産の運用業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.80%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。投資顧問会社が受領する報酬には副投資顧問会社に支払われる副投資顧問報酬が含まれる。

販売会社報酬

日本における販売会社は、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.80%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

代行協会員は、1口当たり純資産価格の公表、サブ・ファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(A) 日本

2026年3月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等 (所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同様。)) または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される (2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合 (他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益 (譲渡価額から取得価額等を控除した金額 (邦貨換算額)) をいう。以下同様。)) に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

2026年3月31日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

<訂正後>

(A) 日本

2026年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。
サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同様。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同様。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

2026年6月30日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

[次へ](#)

5 運用状況

(2) 投資資産

以下のとおり更新されます。

投資有価証券の主要銘柄

< 投資信託 >

(2026年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 発行地 | 数量 | 簿価(豪ドル) | | 時価(豪ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|--|--------|--------------|---------|----------------|---------|----------------|-------------|
| | | | | 単価 | 合計 | 単価 | 合計 | |
| 1 | Goldman Sachs Institutional Funds, plc - Goldman Sachs Australia Enhanced Income Fund | アイルランド | 3,602,695.35 | 190.54 | 686,462,535.88 | 222.54 | 801,743,822.52 | 95.26 |

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

種類別投資比率(全銘柄)

(2026年4月末日現在)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|------|-------------|
| 投資信託 | 95.26 |
| 合計 | 95.26 |

(参考情報)

マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド)

< 債券および優先証券 >

(2026年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 発行地 | 償還日 | 利率 (%) | 数量 | 簿価(豪ドル) | | 時価(豪ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|--|----|---------|----------------|-----------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-------------|
| | | | | | | | 単価 | 合計 | 単価 | 合計 | |
| 1 | Ampol Ltd FRN 12/11/54 | 社債 | オーストラリア | 2054 / 12 / 11 | 6.6503 | 18,750,000.00 | 1.01 | 19,026,193.81 | 1.03 | 19,281,562.50 | 2.43 |
| 2 | Aurizon Holdings Ltd FRN 05/16/55 | 社債 | オーストラリア | 2055 / 5 / 16 | 6.7572 | 18,340,000.00 | 1.01 | 18,509,827.65 | 1.03 | 18,953,473.00 | 2.38 |
| 3 | Credit Agricole SA VAR 05/29/34 | 社債 | フランス | 2034 / 5 / 29 | 4.2000 | 17,000,000.00 | 1.03 | 17,504,668.32 | 0.94 | 15,959,260.00 | 2.01 |
| 4 | Lloyds Banking Group Plc VAR 08/31/33 | 社債 | 英国 | 2033 / 8 / 31 | 7.0860 | 13,400,000.00 | 1.01 | 13,468,206.48 | 1.02 | 13,677,380.00 | 1.72 |
| 5 | Pacific National Finance Pty Ltd 3.8% 09/08/31 | 社債 | オーストラリア | 2031 / 9 / 8 | 3.8000 | 15,000,000.00 | 1.00 | 14,963,606.19 | 0.87 | 13,011,600.00 | 1.64 |
| 6 | Australia & New Zealand Banking Gr VAR 09/20/34 | 社債 | オーストラリア | 2034 / 9 / 20 | 6.4050 | 12,500,000.00 | 1.00 | 12,500,000.00 | 1.01 | 12,682,250.00 | 1.60 |

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 発行地 | 償還日 | 利率 (%) | 数量 | 簿価(豪ドル) | | 時価(豪ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|---|----|----------|----------------|-----------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-------------|
| | | | | | | | 単価 | 合計 | 単価 | 合計 | |
| 7 | Challenger Life Co Ltd VAR 09/16/37 | 社債 | オーストラリア | 2037 / 9 / 16 | 7.1860 | 12,500,000.00 | 1.01 | 12,627,783.20 | 1.01 | 12,670,125.00 | 1.59 |
| 8 | Nufarm Finance NZ Ltd FRN 04/16/75 | 社債 | ニュージーランド | 2175 / 4 / 16 | 8.6246 | 14,088,000.00 | 0.85 | 11,964,006.60 | 0.80 | 11,301,653.65 | 1.42 |
| 9 | UBS Group AG VAR 03/29/75 | 社債 | スイス | 2175 / 3 / 29 | 6.3750 | 11,500,000.00 | 1.00 | 11,478,594.61 | 0.96 | 11,053,685.00 | 1.39 |
| 10 | National Australia Bank Ltd VAR 11/14/35 | 社債 | オーストラリア | 2035 / 11 / 14 | 5.0824 | 11,000,000.00 | 1.00 | 11,000,000.00 | 0.96 | 10,577,380.00 | 1.33 |
| 11 | BNP Paribas SA VAR 06/02/74 | 社債 | フランス | 2174 / 6 / 2 | 7.0000 | 10,500,000.00 | 1.00 | 10,516,890.24 | 0.99 | 10,390,590.00 | 1.31 |
| 12 | Liberty Financial Pty Ltd FRN 03/17/30 | 社債 | オーストラリア | 2030 / 3 / 17 | 6.2330 | 10,000,000.00 | 1.00 | 10,024,966.65 | 1.02 | 10,186,400.00 | 1.28 |
| 13 | UBS Group AG VAR 08/13/74 | 社債 | スイス | 2174 / 8 / 13 | 7.1250 | 10,000,000.00 | 1.00 | 9,964,283.76 | 0.98 | 9,799,300.00 | 1.23 |
| 14 | Lendlease Finance Ltd VAR 04/23/75 | 社債 | オーストラリア | 2175 / 4 / 23 | 5.2000 | 10,000,000.00 | 1.00 | 9,978,500.00 | 0.98 | 9,762,100.00 | 1.23 |
| 15 | Tabcorp Finance Pty Ltd 5.991% 05/28/31 | 社債 | オーストラリア | 2031 / 5 / 28 | 5.9910 | 10,000,000.00 | 1.00 | 9,971,137.29 | 0.97 | 9,715,700.00 | 1.22 |
| 16 | HSBC Holdings Plc VAR 03/21/34 | 社債 | 英国 | 2034 / 3 / 21 | 6.2110 | 9,000,000.00 | 1.00 | 8,970,081.00 | 1.00 | 9,028,800.00 | 1.14 |
| 17 | National Australia Bank Ltd VAR 06/06/39 | 社債 | オーストラリア | 2039 / 6 / 6 | 6.3420 | 9,000,000.00 | 1.00 | 9,000,000.00 | 1.00 | 9,005,400.00 | 1.13 |
| 18 | BANCO Santander SA FRN 03/06/35 | 社債 | スペイン | 2035 / 3 / 6 | 5.9900 | 8,750,000.00 | 1.00 | 8,745,918.74 | 1.01 | 8,872,850.00 | 1.12 |
| 19 | Pacific National Finance Pty Ltd FRN 12/11/54 | 社債 | オーストラリア | 2054 / 12 / 11 | 8.0003 | 8,500,000.00 | 1.01 | 8,547,798.31 | 1.03 | 8,725,165.00 | 1.10 |
| 20 | Cooperatieve Rabobank UA VAR 10/26/32 | 社債 | オランダ | 2032 / 10 / 26 | 7.0740 | 8,500,000.00 | 1.00 | 8,500,000.00 | 1.02 | 8,641,270.00 | 1.09 |
| 21 | AMP Bank Ltd FRN 10/07/32 | 社債 | オーストラリア | 2032 / 10 / 7 | 8.9673 | 8,000,000.00 | 1.00 | 8,000,000.00 | 1.04 | 8,358,880.00 | 1.05 |
| 22 | BANCO Santander SA FRN 07/17/34 | 社債 | スペイン | 2034 / 7 / 17 | 6.5828 | 8,000,000.00 | 1.01 | 8,076,941.56 | 1.03 | 8,209,760.00 | 1.03 |
| 23 | Australian Unity Ltd FRN 12/15/26 | 社債 | オーストラリア | 2026 / 12 / 15 | 6.4866 | 8,250,000.00 | 1.00 | 8,251,000.00 | 0.99 | 8,195,371.03 | 1.03 |
| 24 | APA Infrastructure Ltd VAR 04/28/56 | 社債 | オーストラリア | 2056 / 4 / 28 | 6.7720 | 8,000,000.00 | 1.00 | 8,000,000.00 | 0.99 | 7,953,600.00 | 1.00 |

(注) 投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

< 投資信託 >

(2026年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 発行地 | 数量 | 簿価(豪ドル) | | 時価(豪ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|------------------------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-------------|
| | | | | 単価 | 合計 | 単価 | 合計 | |
| 1 | Yarra A\$ Cash Reserves Fund | オーストラリア | 19,512,673.45 | 1.00 | 19,512,673.45 | 1.00 | 19,512,673.45 | 2.46 |

<先物>

(2026年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 発行地 | 種類 | 償還日 | 数量 | 想定元本(豪ドル) | | 時価(豪ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|-------------------------|---------|----|----------------|--------|------------|----------------|------------|----------------|-------------|
| | | | | | | 単価 | 合計 | 単価 | 合計 | |
| 1 | 90-DAY BANK BILL Dec26 | オーストラリア | 先物 | 2026 / 12 / 10 | 410.00 | 988,483.50 | 405,278,235.00 | 988,037.97 | 405,095,567.70 | 50.97 |
| 2 | 90-DAY BANK BILL Jun26 | オーストラリア | 先物 | 2026 / 6 / 11 | 210.00 | 990,571.93 | 208,020,105.30 | 988,977.64 | 207,685,304.40 | 26.13 |
| 3 | 90-DAY BANK BILL Sep26 | オーストラリア | 先物 | 2026 / 9 / 10 | 210.00 | 989,774.14 | 207,852,569.40 | 988,326.91 | 207,548,651.10 | 26.12 |
| 4 | 90-DAY BANK BILL Mar27 | オーストラリア | 先物 | 2027 / 3 / 11 | 210.00 | 988,303.74 | 207,543,785.40 | 988,037.97 | 207,487,973.70 | 26.11 |
| 5 | AUST 3YR BOND FUT Jun26 | オーストラリア | 先物 | 2026 / 6 / 15 | 98.00 | 104,113.55 | 10,203,127.48 | 103,372.35 | 10,130,490.30 | 1.27 |

種類別投資比率(全銘柄)

(2026年4月末日現在)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|------|-------------|
| 先物 | 125.38 |
| 社債 | 86.45 |
| 優先証券 | 9.16 |
| 投資信託 | 2.46 |
| 合計 | 223.45 |

投資不動産物件

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

(参考情報)

マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド)

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

(参考情報)

マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンド)

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売

<訂正前>

(前略)

マネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止

(中略)

受託会社および受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、受益証券の購入申込者(すなわち受益証券の持分の購入申込者または譲受人)自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および申込金の支払いの資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、受託会社または受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

(中略)

ケイマン諸島データ保護

受託会社は、データ管理者(当該用語はケイマン諸島データ保護法(その後の改正を含め、以下「データ保護法」という。)に定義されている。)である。データ保護法は、2019年9月30日より発効する。データ保護法により、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づくトラスト/サブ・ファンドに関する法的要件が導入される。受託会社または受託会社のために行為する者は、受益者の個人データ(当該用語はデータ保護法に定義されている。)を取り扱う。受託会社は、受益者が申込みのために提供する、受益者と関係またはつながりのある個人の個人データも取り扱う。受益者が、受益者による申込みとの関連において個人データ(当該個人データが受益者の個人データであるか、または他の個人の個人データであるかを問わない。)を提供する場合、受益者は以下を確認する。

(中略)

2019年9月30日より、受託会社によりまたは受託会社のために自身の個人データが取り扱われる個人は、データ保護法に基づく一定の権利を有する。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・グループ(以下「BBHグループ」という。)の構成会社として、受託会社は、BBHグループおよびサブ・ファンドのデータ保護に関する開示声明に従う。追加情報については、英文目論見書別添Aのデータ保護に関する開示声明を参照のこと。潜在的投資者が個人である場合、サブ・ファンドおよび受託会社による個人データの処理、ならびに、サブ・ファンドおよび受託会社のために行う個人データの処理は、当該投資者に直接関係する。潜在的投資者がサブ・ファンドの投資に関して何らかの理由で投資者と関係する個人(たとえば、取締役、受託者、従業員、経営者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人)のデータを提供する機関投資家である場合、個人データの処理はそれらの個人に関連し、投資者はデータ保護に関する開示声明をかける個人に送信するか、もしくはその内容をかける個人に通知する必要がある。

管理会社の投資家プライバシー通知については、<https://www.mufg-investorservices.com/wp-content/uploads/privacynoticeinvestors.pdf>で参照することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

マネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止

(中略)

受託会社および受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、受益証券の購入申込者または譲受人自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および申込金の支払いの資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、受託会社または受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

(中略)

ケイマン諸島データ保護

受託会社は、データ管理者(当該用語はケイマン諸島データ保護法(その後の改正を含め、以下「データ保護法」という。)に定義されている。)である。データ保護法は、2019年9月30日より発効する。

受託会社または受託会社のために行為する者は、受益者の個人データ(当該用語はデータ保護法に定義されている。)を取り扱う。受託会社は、受益者が申込みのために提供する、受益者と関係またはつながりのある個人の個人データも取り扱う。受益者が、受益者による申込みとの関連において個人データ(当該個人データが受益者の個人データであるか、または他の個人の個人データであるかを問わない。)を提供する場合、受益者は以下を確認する。

(中略)

2019年9月30日より、受託会社によりまたは受託会社のために自身の個人データが取り扱われる個人は、データ保護法に基づく一定の権利を有する。

追加情報については、英文目論見書別添Aのデータ保護に関する開示声明を参照のこと。潜在的投資者が個人である場合、サブ・ファンドおよび受託会社による個人データの処理、ならびに、サブ・ファンドおよび受託会社のために行う個人データの処理は、当該投資者に直接関係する。潜在的投資者がサブ・ファンドの投資に関して何らかの理由で投資者と関係する個人(たとえば、取締役、受託者、従業員、経営者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人)のデータを提供する機関投資家である場合、個人データの処理はそれらの個人に関連し、投資者はデータ保護に関する開示声明をかか個人に送信するか、もしくはその内容をかか個人に通知する必要がある。

管理会社の投資家プライバシー通知については、<http://www.lu.tr.mufg.jp/about/privacynotices/PrivacyNoticeInvestors.pdf>で参照することができる。

(後略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

< 訂正前 >

(前略)

その他

(中略)

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

買戻しの制限等

(中略)

- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関係会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、受益者名簿上のすべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

受益証券の強制的買戻し

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

その他

(中略)

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

流動性管理ツール

副管理会社は、AIFMD(特に、委任契約、流動性リスク管理、監督当局への報告、オルタナティブ投資ファンドによる預託・保管サービスの提供および貸付業務に関して、通達2011/61/EUおよび2009/65/ECを改正する2024年3月13日付欧州議会および欧州理事会通達(EU)2024/927による改正後のもの)に従い、サブ・ファンドの追求する投資戦略、流動性プロファイルおよび買戻し方針に関連して、それらのツールの適合性を評価した上で、所定のリストから少なくとも2つの適切な流動性管理ツールを採用し、トラストの受益者の利益のために必要に応じて使用できるように、選定されたツールをトラストの規則または設立文書に盛り込むことが求められる。副管理会社は、サブ・ファンドのために選定された流動性管理ツールの発動および解除に関する詳細な方針および手続ならびに当該ツールの使用に関する運用上および管理上の体制を策定している。

受託会社は管理会社と協議の上、または管理会社は(該当する場合には)副管理会社と協議の上、適切と判断するいずれかの時点において、サブ・ファンドに関して、その流動性の管理の改

善、ストレス市況下における買戻しの圧力への対処および受益者の利益の保護を含む目的のために、以下の流動性管理ツールを使用することができる。

- ・「純資産価格の計算の停止」の項に記載される申込みおよび買戻しの停止
- ・「買戻しの制限等」の項に記載される通知期間の延長
- ・「買戻しの制限等」の項に記載される買戻ゲート
- ・「代替純資産価額計算方法(スウィング・プライシング)」の項に記載されるスウィング・プライシング

買戻しの制限等

(中略)

() 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関係会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗するために停止が必要と判断する期間

() サブ・ファンドの受益者の利益のために正当化される例外的な状況において、流動性の管理を目的とする場合

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、受益者名簿上のすべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性のある状況(大量の買戻請求が発生した場合または市場の流動性が欠如している場合を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、サブ・ファンドの受益者の最善の利益になると判断する期間、買戻請求の受領から関連する買戻日までの期間をいつでも延長することができる。かかる延長は、サブ・ファンドに投資する受益者に通知される。通知期間の延長は、サブ・ファンドの買戻しの頻度には影響を与えない。本目的において、通知期間の延長とは、受益者が買戻請求を提出する際に行うべき最低通知期間に対して管理会社が行う期間の追加を意味する。

また、いずれかの買戻日において、サブ・ファンドが受領した買戻請求がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%(または、純資産価額の参照を含め、管理会社が決定するその他の割合または金額)を超過し、かつ、(a)サブ・ファンドの利用可能な現金および借入許容額の合計が当該請求を充足するのに不十分である場合、または、(b)副管理会社が買戻請求に応じるためにかかる現金および借入額を充てることは望ましくないと判断した場合、管理会社は、上記の10%の閾値を超過する範囲において、サブ・ファンドの受益者の最善の利益となると管理会社が判断する一時的な期間につき、買戻請求の一部または全部を比例按分ベースで繰り延べることができる。

繰り延べられた買戻請求は、当該繰延期間の終了日の翌ファンド営業日において、その後に受領された買戻請求に優先して処理される。繰り延べられた買戻しが実行される価格は、当該繰延買戻請求が処理される日付の評価時点に計算されたサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格とする。買い戻された受益証券は、消却されるものとする。

受益者に支払われるべき買戻代金のうち、関連する買戻通知に定める日付から6か月(または管理会社が決定するその他の期間)以内に請求または回収されないものは、適用あるケイマン諸島の法律およびいずれか適用ある時効期間に基づき、関連する受益者の利益のために、サブ・ファンドにより留保される(または分離口座もしくはエスクロー口座において保有される)場合がある。

受益証券の強制的買戻し

(後略)

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

(前略)

代替純資産価額計算方法

サブ・ファンドは、随時、継続的な申込みおよび買戻しに関する費用の当該サブ・ファンドの長期投資家に対する影響を低減させることをめざす方針を実施することができる。サブ・ファンドの評価手続きにおいて、以下に記載する代替純資産価額計算方法が特定の状況において適用される旨、当初から規定することができる。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドにおける受益証券の純買戻し(対応する受益証券の申込み考慮後)または受益証券の純申込み(対応する受益証券の買戻し考慮後)のいずれかが一定の基準値を超える場合、サブ・ファンドの純資産価額を計算するための代替手続を実施することができる。このような場合、サブ・ファンドの純資産価額の計算は、()投資対象の処分(受益証券の純買戻しの場合)または()投資対象の購入(受益証券の申込みの場合)のいずれかに関連するサブ・ファンドの見積費用をサブ・ファンドの純資産価額(および各クラス受益証券の1口当たり純資産価格)に反映するために調整される。かかる純資産価額の計算方法に基づき、例えば、純申込みが適用される基準値を超える場合には、サブ・ファンドのポートフォリオは募集ベースで評価される。さらに、純申込みが適用される基準値を超えるか、または純買戻しが適用される基準値を超える場合には、とりわけ手数料、財務上の支払い(印紙税および販売税等)、外国為替費用およびその他の費用の支払に充てるため、サブ・ファンドの純資産価額に対する調整が行われることがある。かかる純資産価額の計算方法により、純申込みが適用される基準値を超える場合には、各クラス受益証券の1口当たり純資産価格が増加し(これにより申込人が受領する受益証券口数は減少する。)、また純買戻しが適用される基準値を超える場合には、各クラス受益証券の1口当たり純資産価格が減少する(これにより買戻しを行う受益者が受領する買戻手取金は減少する。)ことが見込まれ、かかる増加または減少が相当額となることがある。よって、かかる純資産価額の計算方法が適用される時点でサブ・ファンドの受益証券の申込みまたは買戻しを行う受益者は、悪影響を受ける可能性がある。投資顧問会社が適切と判断する要因に基づき、随時、かかる純資産価額の計算方法は実施され、いずれかのかかる方針、純資産価額の計算方法および基準値は、関係する受益者に通知することなく、修正される可能性がある。前記「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 3 投資リスク (1)リスク要因 評価;直ちに市場価格が確定できない資産」の項を参照のこと。

純資産価格の計算の停止

(中略)

- ()受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

<訂正後>

(前略)

代替純資産価額計算方法(スウィング・プライシング)

いずれかの営業日において、受託会社は管理会社と協議の上、または管理会社は(該当する場合には)副管理会社と協議の上、サブ・ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に対して、スウィング・プライシング(適切と判断する合理的なファクターを含む。)を適用することを決定することができる。本代替手段は、受益証券1口当たり純資産価格を調整することにより、サブ・ファンドの原投資対象の購入および/または売却に関連する見積取引費用を、当該取引費用を発生させる申込みおよび/または買戻請求を行った受益者に配分し、これにより、サブ・ファンドの長期受益者を、継続的な申込および買戻活動に伴う当該費用から保護することを目的としている。スウィング・プライシングは、サブ・ファンドのレベルで適用されるものであり、個々の投資者取引の具体的な状況については考慮しない。

スウィング・プライシングは、特に、サブ・ファンドの投資対象の取引スプレッド、取引により生じるあらゆる税金および手数料の価格、ならびに市場の影響に関する引当金を考慮することができる。一般的な市況およびサブ・ファンドの規模に対する申込みまたは買戻請求の水準に基づき、スウィング・プライシングが適用される場合、サブ・ファンドは、買い値または売り値のいずれかに基づき評価されることができる。受託会社は管理会社と協議の上、部分的なスウィング・プライシングまたは全体的なスウィング・プライシングのいずれを採用するか決定する。部分的なスウィング・プライシングが採用される場合、サブ・ファンドにおける純申込みまたは純買戻請求がサブ・ファンドについて副管理会社が随時設定する基準値(以下「スウィング基準値」という。)を超えた場合に、受益証券1口当たり純資産価格が上方調整または下方調整される。全体的なスウィング・プライシングが採用される場合、スウィング基準値は適用されない。スウィング・プライシングの適用は、申込みおよび買戻しに対して以下の影響を及ぼす。

・いずれかの営業日にサブ・ファンドに関して純申込みが発生した場合(即ち、申込みの金額が買戻しの金額を上回る場合)(適用ある場合は、スウィング基準値を超える場合)、受益証券1口当たり純資産価格は、スウィング・ファクター(以下に定義される。)により上方調整され、また

・いずれかの営業日にサブ・ファンドに関して純買戻しが発生した場合(即ち、買戻しの金額が申込みの金額を上回る場合)(適用ある場合は、スウィング基準値を超える場合)、受益証券1口当たり純資産価格は、スウィング・ファクターにより下方調整される。

サブ・ファンドを買い値または売り値のいずれに基づき評価するかについての決定は、関連日の純取引活動に依拠するため、サブ・ファンドの純取引活動と反対方向の取引を行う受益者は、サブ・ファンドの他の受益者の費用負担により利益を享受する可能性がある。さらに、サブ・ファンドの純資産価額および短期の運用成績については、スウィング・プライシングによりボラティリティが増大する可能性がある。投資者は、スウィング・プライシングの適用に使用されるファクター(以下「スウィング・ファクター」という。)が、通常の状況下において、関連する受益証券クラスの純資産価額の2%を超えないことを認識する必要がある。適用されるスウィング・ファクターは、一般的な市況に照らした適切性を検証するために、副管理会社により定期的に見直される。

運用報酬(適用ある場合)は、スウィング・プライシングの影響を受けないサブ・ファンドの純資産価額に基づき課せられる。上記にかかわらず、例外的な状況(買い値/売り値スプレッドの拡大(多くの場合、高い市場ボラティリティおよび/または流動性の低下に起因する。)、例外的な市況および市場崩壊を含むが、これらに限られない。)において、受託会社は管理会社と協議の上、受益者の最善の利益のために、特定のサブ・ファンドに関して、いずれかの営業日に2%を超えるスウィング・ファクターを適用することを決定することができる。

純資産価格の計算の停止

(中略)

- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗するために停止が必要と判断する期間
- () サブ・ファンドの受益者の利益のために正当化される例外的な状況において、流動性の管理を目的とする場合

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(3) 信託期間

<訂正前>

サブ・ファンドは、管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、信託期間の延長を決定しない限り、2027年9月30日に終了する。ただし、下記「(5)その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

<訂正後>

サブ・ファンドは、管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、信託期間の延長を決定しない限り、2032年9月30日に終了する。ただし、下記「(5)その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

(5)その他

ファンドの解散

<訂正前>

サブ・ファンドは、以下の場合、2027年9月30日以前に終了することがある。

(後略)

<訂正後>

サブ・ファンドは、以下の場合、2032年9月30日以前に終了することがある。

(後略)

承認された監査人の報告書

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーン通り 287 - 289番

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2025年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2025年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

| 収益の認識 - 未収手数料 | |
|---|---|
| 当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由 | 監査における当該事項の対応方法 |
| <p>我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.13「収益の認識」および注21「未収手数料」を参照する。</p> <p>2025年12月31日現在、未収手数料は120,512,567米ドルであった。未収手数料は主に、投資信託および全体保管業務から生じる。</p> | <p>我々の監査は、以下の手続きに注力した。</p> <p>我々は、財務および経理部門とインタビューを行い、未収手数料の認識プロセスを理解した。</p> <p>我々は、未収手数料に関する内部統制の策定および実施を評価し、関連する主要な統制の運用上の有効性を検証した。</p> |

各種手数料に適用される利率は、保管および管理される投資資産、合意ならびに提供されたサービスに応じたものである。

未収手数料の認識処理には、手作業による介入が含まれ、計上される取引量と併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。

我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。

異なる種類の手数料のサンプルについては、

- ・我々は、科目のサンプルとして、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、報酬条項の基礎となる契約および基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。

- ・我々は、期末後の支払いの未払手数料の受領に合意した。

- ・我々は、報酬および受取手数料のプロセスにおいて、「四つ目の原則」の適用に加え、無作為に追加項目を選択し、職務の適切な分別を確認することにより、不正リスクに対応した手続きに「予測不能」の要素を組み込んだ。

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、脅威を排除するための措置または適用される予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の監査報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2025年4月15日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は6年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。

我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

ルクセンブルグ、2026年5月27日

ビーディーオー オーディット ソシエテ アノニム

公認の監査法人を代表して

電子署名者：

パトリック・テラッチ

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Board of Directors of
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Bank as at 31 December 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the « Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

| Revenue recognition - Commission receivable | |
|--|--|
| Why the matter was considered to be one of most significant in the audit | How the matter was addressed in the audit |
| <p>We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.13 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts.</p> <p>Commission receivable amounted to USD 120.512.567 as of 31 December 2025. Commissions receivable mainly derive from investment funds and global custody operations.</p> <p>The applicable rates per each type of commission depend on the underlying assets under custody and administration, agreements and services provided.</p> <p>The recognition process of commission receivable includes manual intervention, and it is considered to be a key audit matter due to the materiality of the related amounts, combined with the volume of transactions that are recorded.</p> | <p>Our audit focused on the following procedures:</p> <p>We held interviews with Finance and Billing department and obtained an understanding of the commission receivable recognition process.</p> <p>We assessed the design and implementation of the internal controls surrounding commission receivable and tested operating effectiveness of the relevant related key controls.</p> <p>We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.</p> <p>For a sample of the different types of commissions:</p> <ul style="list-style-type: none"> We tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions for a sample of items. This also included the reconciliation of the fee terms to the underlying contracts and the underlying basis to external evidence; |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">• We agreed the receipt of accrued commissions to payments subsequent year end;• We included elements of “unpredictability” in the procedures performed in response to the risk of fraud by randomly selecting additional items and by verifying appropriate segregation of duties, as well as the application of the “4 eyes principle”, within the fee and commission income process. |
|--|--|

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our audit report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as réviseur d'entreprises agréé by the Board of Directors on 15 April 2025 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 6 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

Luxembourg, 27 May 2026

BDO Audit
Cabinet de révision agréé
represented by
electronically signed by:

Patrick Terazzi

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。